

令和 8 年度
業務関係標準積算基準書
(山口県運用版)

山 口 県

業務関係標準積算基準書（山口県運用版） 目次

「業務関係標準積算基準書（山口県運用版）」の適用について		
第 1 編 総則		
第 1 章 総則		
①	適用範囲等	1 - 1
②	設計書の作成要領	1 - 2
第 2 章 積算基準		
①	旅費交通費	1 - 3
②	設計変更の積算方法	1 - 3
第 2 編 測量業務		
1	地積測量図等作成業務委託基準単価	2 - 1
第 3 編 地質調査業務		
第 1 章 地質調査業務積算基準		
1	地質調査に対する質問と回答	3 - 1
2	地質調査業務における直接経費等の対象額（参考）	3 - 2
第 4 編 土木設計業務		
1	土木設計業務における電子計算機使用料について	4 - 1
第 5 編 用地調査等業務		
第 1 章 用地調査等業務費積算基準及び標準歩掛		
第 1	適用範囲	5 - 1
第 2	業務費の構成	5 - 1
第 3	業務費の内容及び積算	5 - 2
第 4	共通	5 - 12
第 5	権利調査	5 - 13
第 6	建物等の調査	5 - 16
第 7	営業その他の調査	5 - 38
第 8	予備調査	5 - 42
第 9	移転工法案の検討	5 - 47
第 1 0	事業認定申請図書等の作成	5 - 56
第 1 1	再算定業務	5 - 65
第 1 2	土地評価	5 - 67
第 1 3	補償説明	5 - 69
第 1 4	消費税等調査	5 - 71
第 1 5	地盤変動影響調査等	5 - 72
別表 1	用地調査等業務費積算基準及び標準歩掛の運用取扱い	5 - 81
別表 2	作業内容	5 - 82
第 6 編 道路台帳修正業務		
第 1 章 道路台帳修正業務積算基準		
1 - 1	適用範囲	6 - 1
1 - 2	道路台帳修正価格	6 - 1
1 - 3	諸経费率	6 - 2
1 - 4	修正業務の概要（積算方法）等	6 - 2
1 - 5	道路台帳修正歩掛表	6 - 7
第 7 編 発注者支援業務		
工事監督支援業務積算基準		
1	適用範囲	7 - 1
2	業務委託料	7 - 1
3	業務委託料の積算	7 - 2
4	業務内容	7 - 3
5	標準歩掛	7 - 4
第 8 編 水質採水作業		
第 1 章 水質採水作業積算基準		
1 - 1	適用範囲	8 - 1
1 - 2	水質採水作業費	8 - 1

1 - 3	水質採水作業費の積算方式	8 -	2
第2章	水質採水作業標準歩掛		
2 - 1	計画準備	8 -	3
2 - 2	採水作業	8 -	3
2 - 3	運搬作業	8 -	5
2 - 4	その他	8 -	5
第9編	道路管理関係業務		
第1章	橋梁点検業務委託歩掛	9 -	1
1	適用範囲		
2	業務委託料		
3	業務委託料の積算		
4	業務内容		
5	直接原価		
第2章	橋梁点検業務委託歩掛 溝橋（カルバート）編	9 -	2
1	適用範囲		
2	業務委託料		
3	業務委託料の積算		
4	業務内容		
5	直接原価		
第3章	橋梁点検業務委託歩掛 A点検編	9 -	3
1	適用範囲		
2	業務委託料		
3	業務委託料の積算		
4	業務内容		
5	直接原価		
第4章	橋梁詳細調査業務，橋梁補修・補強設計業務委託歩掛	9 -	4
1	はじめに		
2	適用範囲		
3	橋梁補修・補強設計業務委託料		
4	直接人件費		
5	直接経費		
第5章	横断歩道橋点検業務委託歩掛	9 -	5
1	適用範囲		
2	業務委託料		
3	業務委託料の積算		
4	業務内容		
5	直接原価		
第6章	横断歩道橋詳細調査業務，横断歩道橋補修設計業務委託歩掛	9 -	6
1	はじめに		
2	適用範囲		
3	横断歩道橋詳細調査・補修設計業務委託料		
4	直接人件費		
5	直接経費		
第7章	トンネル点検業務委託歩掛	9 -	7
1	適用範囲		
2	業務委託料		
3	業務委託料の積算		
4	業務内容		
5	直接原価		
第10編	水文調査（井戸調査）業務		
第1章	水文調査（井戸調査）業務積算基準		
第1節	水文調査（井戸調査）業務積算基準		
1 - 1	適用範囲	10 -	1
1 - 2	業務費の積算	10 -	1

1 - 3	作業区分	10	-	1
第2章	水文調査（井戸調査）業務標準歩掛			
第1節	調査業務			
1 - 1	水位計観測	10	-	2
1 - 2	井戸水量調査	10	-	3
1 - 3	簡易水質測定	10	-	3
1 - 4	水質分析用試料採水	10	-	4
第2節	解析等業務			
2 - 1	計画準備	10	-	5
2 - 2	観測データ解析	10	-	5
2 - 3	水質分析解析	10	-	5
2 - 4	報告書作成	10	-	5
2 - 5	打合せ協議	10	-	5
第11編	災害査定用測量設計業務			
第1章	災害査定用測量設計業務積算基準			
第1節	災害査定用測量設計業務積算基準			
1 - 1	適用範囲	11	-	1
1 - 2	測量業務費及び土木設計業務委託料	11	-	1
1 - 3	測量業務費及び土木設計業務委託料の積算	11	-	1
1 - 4	用語の定義	11	-	1
1 - 5	作業区分及び業務内容	11	-	2
第2章	災害査定用測量設計業務標準歩掛			
第1節	測量業務標準歩掛			
1 - 1	現地打合せ協議	11	-	4
1 - 2	基準点設置測量	11	-	4
1 - 3	平面測量（見取り）	11	-	5
1 - 4	平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕）	11	-	5
1 - 5	平面測量	11	-	6
1 - 6	縦断測量	11	-	6
1 - 7	横断測量	11	-	7
1 - 8	ポール横断測量	11	-	7
1 - 9	被災写真の撮影・整理	11	-	8
1 - 10	河川環境特性整理票（A表）作成	11	-	9
1 - 11	設計流速算定表（B表）作成	11	-	9
1 - 12	河川環境特性整理票（A表）（省略版）作成	11	-	9
第2節	設計業務標準歩掛			
2 - 1	災害査定設計	11	-	10
2 - 2	災害実施図面等作成	11	-	11
2 - 3	災害実施図面等修正	11	-	11
第12編	砂防関係業務			
第1章	砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛			
1	適用範囲	12	-	1
2	業務委託費	12	-	1
3	業務内容	12	-	1
4	直接人件費	12	-	5
第13編	港湾関係業務			
第1章	総則	13	-	1

「業務関係標準積算基準書（山口県運用版）」の適用について

本積算基準書は、山口県発注の土木系業務の積算に適用する。

また、次の国土交通省積算基準書（以下、国交省積算基準）について、「国土交通省直轄」「地方整備局」と記載された部分を「山口県」に読み替えて適用する。なお、本積算基準書に記載された事項は、国交省積算基準に優先する。

- ・国土交通省 設計業務等標準積算基準書 令和8年度
- ・国土交通省 港湾請負工事積算基準（第3部） 令和8年2月

山口県の設計積算システムに使用するコードは、技術管理課ウェブサイトに掲載する「土木設計積算システムの施工コード一覧表」を参照すること。

（ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23452.html> ）

第 1 編 総則

第 1 章 総則

① 適用範囲等

1 適用範囲

本業務関係標準積算基準書は、山口県土木建築部が発注する業務の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2 基準の適用

業務費の積算における基準は、原則として、設計時における最新の基準を適用する。

なお、積算基準及び各種単価の適用基準日は原則として下表のとおりとする。

入札種別	適用基準日
①条件付一般競争入札（事前審査方式（③を除く））	入札公告日
②条件付一般競争入札（事後審査方式） 入札公告日	入札公告日
③条件付一般競争入札（事前審査方式）で 入札参加者から見積を徴収する場合	入札参加資格審査結果 （適合・非適合）通知日
①②③以外	指名通知日

※積算基準及び各種単価の改定時期については、各々の定めによる。

② 設計書の作成要領

1 設計書の様式

山口県土木設計積算システムによる様式を標準とする。ただし、事業主管課で別途定めた場合はこれによる。

2 積算について

(1) 技術者単価

技術者単価は、「公共工事設計労務・資材単価表」による。

(2) 物価資料を用いる単価

単価の決定は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「設計計上資材単価決定要領」に従うものとする。

(3) 見積単価

単価の決定は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「設計計上資材単価決定要領」に従うものとする。

(4) 見積歩掛

国交省積算基準又は本積算基準書に記載のない場合は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「見積徴収歩掛決定要領」により歩掛を決定することを原則とする。

(5) 業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。

3 端数処理の留意事項

設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編 第1章 第2節 2-2において、次のとおり定めている。

(7) 単価表の合計金額

1) 土木設計業務等

原則として、端数処理は行わない。

2) 測量業務及び地質調査業務

単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目を降切捨て）とする。

各種業務の積算にあたっては、以下に留意すること。

- (1) 測量業務又は地質調査業務以外で、測量業務又は地質調査業務の諸経費率を適用している以下の業務は、端数処理は行わない（(6) 2）を適用しない）。

例1)

測量業務の諸経費率を適用する「洪水痕跡調査業務」、「河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）」、「水質採水作業」、「水文観測業務」等は、(6) 2）を適用せず、端数処理を行わない。

例2)

地質調査業務の諸経費率を適用する「水文調査（井戸調査）業務」等は、(6) 2）を適用せず、端数処理を行わない。

- (2) 地質調査業務に係る解析等調査は、有効数字4桁とする。

（(6) 2）を適用する）

- (3) 港湾測量業務及び港湾土質調査業務は、端数処理は行わない。

（(6) 2）を適用しない）

第2章 積算基準

① 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編 第2章 1-3-2（2）について、「国家公務員等の旅費支給規程」及び「国家公務員等の旅費支給規程」を、「山口県一般職の職員等の旅費に関する条例」に読み替えて適用する。

② 設計変更の積算方法

土木工事標準積算基準書（山口県運用版）第I編 第13章に準ずる。

第2編 測量業務

1 地積測量図等作成業務委託基準単価

業務種別	単位	基準単価 (円)	加算額 (1筆増す毎) (円)	適用
土地所在図	1 筆	2,830	2,830	正本 1 副本 2
地積測量図 (分筆)	分筆後の土地 2 筆まで	17,080	4,180	
〃 (表示・更正)	1 筆	12,720	12,720	

- 備考
1. 土地所在図は、土地の表示の登記の申請等必要に応じて委託すること。
 2. 当該業務は用地測量業務を委託する際に併せて、委託すること。
 3. 土地調査書の作成を含んだ単価である。
 4. 用紙等を支給しない場合の単価である。
 5. 諸経費を含むものである。
 6. 消費税等相当額は含まないものである。

第 3 編 地質調査業務

第1章 地質調査業務積算基準

1. 地質調査に対する質問と回答

質 問	回 答
1. 解析等調査の直接人件費(解析等調査業務費分)の業務範囲と直接人件費(直接調査費分)の業務範囲を明確にして頂きたい。	1. 業務は通常、一体となつて行われるが、業務範囲をあえて整理すれば次のとおりである。 ①「資料整理とりまとめ」 ・ 各種計測結果の評価及び考察 解析等調査業務費分 ・ 資料の観察 解析等調査業務費分 ・ ボーリング柱状図の作成 直接調査費分(全体のチェックは解析等調査業務費分) ・ 地質調査資料整理様式記入 直接調査費分 ②「断面図等の作成」 ・ 地層及び土性の判定 解析等調査業務費分 ・ 土質又は地質縦断面図の作成 直接調査費分(全体のチェックは解析等調査業務費分) ・ その他各種図面類の作成 直接調査費分(全体のチェックは解析等調査業務費分) ③「総合解析取りまとめ」 解析等調査業務費分
2. 「総合解析とりまとめ」と「資料整理とりまとめ」の違いを明確にして頂きたい。 「資料整理とりまとめ」、「断面図等の作成」、「総合解析とりまとめ」は必ず3点セットで行うのか。	2. 各歩掛の業務の範囲に示してあるように、「資料整理とりまとめ」は個々の調査項目データの評価やチェックを行い、地質調査の最も基本的な成果品であるボーリング柱状図を作成するまでの業務であり、「総合解析とりまとめ」は調査目的に対する総合的な解析・判定業務である (弾性波探査などの高度な解析は含まない。) また、地質調査にあたっては、解析等調査の3つの歩掛の適用については適宜判断され使用されたい。
3. 原位置試験に含まれる内業歩掛と解析等調査の「資料整理とりまとめ」歩掛との関連が不明確	3. 原位置試験に含まれる内業歩掛は、試験の結果を出す具体的な計算や作図の業務であり、解析等調査の「資料整理とりまとめ」は、業務の範囲にも示しているとおり業務全体の中の各試験結果の評価・考察であり、別々の業務である。積算にあたっては、双方の計上が必要となる。

2. 地質調査業務における直接経費等の対象額（参考）

<一般地質調査業務（機械ボーリング）>

- 電子成果品作成費 : 直接調査費（電子成果品作成費、地盤情報データベースに登録するための検定費（以下、地盤情報DB検定費）を除く）
- 施工管理費 : 直接調査費（地盤情報DB検定費を除く）
- 諸経費 : 直接調査費（地盤情報DB検定費を除く）＋間接調査費

<解析等調査業務>

- 電子成果品作成費 : 直接人件費（既存資料の収集・現地調査，資料整理とりまとめ，断面図等の作成，総合解析とりまとめ及び打合せを除く）
- その他原価 : 直接人件費
- 一般管理費等 : 業務原価

<弾性波探査業務（直接調査費分）>

- 電子成果品作成費 : 直接調査費（電子成果品作成費を除く）
- 施工管理費 : 直接調査費（計算式は「施工管理費＝直接調査費×0.007」）
- 諸経費 : 直接調査費＋間接調査費

<弾性波探査業務（解析等調査業務費分）>

- 電子成果品作成費 : 計上なし（直接調査費分に含む）
- その他原価 : 直接人件費
- 一般管理費等 : 業務原価

<軟弱地盤技術解析業務>

- 電子成果品作成費 : 直接人件費（打合せを除く）
- その他原価 : 直接人件費
- 一般管理費等 : 業務原価

<地すべり調査（一般調査業務費分）>

- 電子成果品作成費 : 計上なし
- 施工管理費 : 直接調査費（計算式は「施工管理費＝直接調査費×0.007」）
- 諸経費 : 直接調査費＋間接調査費

<地すべり調査（解析等調査業務費分）>

- 電子成果品作成費 : 直接人件費（打合せを除く）
- その他原価 : 直接人件費
- 一般管理費等 : 業務原価

第4編 土木設計業務

1 土木設計業務における電子計算機使用料について

土木設計業務における電子計算機使用料については、以下のとおり積算すること。

- (1) 対象額が直接人件費の場合
補正後の労務数量を対象に積算する。
- (2) 対象額が標準歩掛の場合
補正前の労務数量を対象に積算する。

第 5 編 用地調査等業務

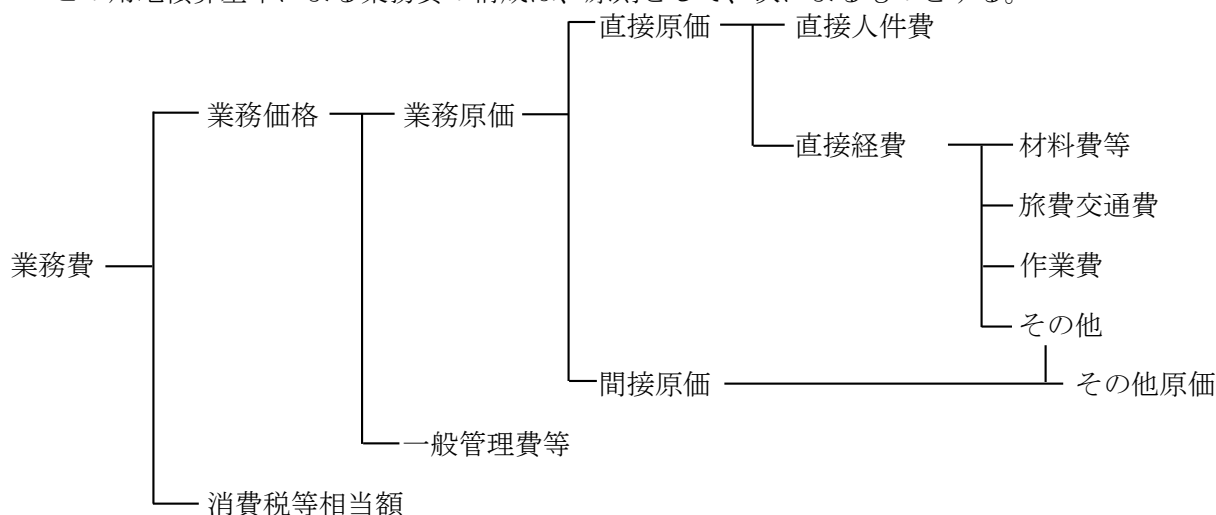
第1章 用地調査等業務費積算基準及び標準歩掛

第1 適用範囲

- 1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、山口県土木建築部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額又は費用負担額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。
- 2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。
 - (1) 第4 共通
 - (2) 第5 権利調査
 - (3) 第6 建物等の調査
 - (4) 第7 営業その他の調査
 - (5) 第8 予備調査
 - (6) 第9 移転工法案の検討
 - (7) 第10 事業認定申請図書等の作成
 - (8) 第11 再算定業務
 - (9) 第12 土地評価
 - (10) 第13 補償説明
 - (11) 第14 消費税等調査
 - (12) 第15 地盤変動影響調査等
- 3 第5権利調査のうち 1 土地の登記記録等の調査に関する積算については、**設計業務等標準積算基準書**に基づくものとする。
- 4 この用地積算基準によりがたい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、山口県が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。

(例示)木造建物 A(表 6－5) の場合

職種	(基準値)	補正率	(補正值)
	規模 70 m ² 以上 130 m ² 未満		規模 200 m ² 以上 300 m ² 未満
技師 A	0.68 人	1.80	1.22 人
技師 B	2.08 人	1.80	3.74 人
技師 C	1.42 人	1.80	2.55 人
技師 D	0.13 人	1.80	0.23 人

注 補正率は、表 6－6 で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、トレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用地調査等に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1 円未満を切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7 パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー 1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー 2 を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー 1、ロー 2 によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第 1 編総則第 2 章積算基準第 1 節積算基準 1－3－3（以下「1－3－3」という。）を適用する。

ロー 1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費

として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の1.91パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費交通費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2)－1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して「山口県一般職の職員等の旅費に関する条例」（以下「旅費条例」という。）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

（旅費条例別表一の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

2)－2 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費条例第二十二條（宿泊手当）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費条例別表二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と

認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、**熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）**等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する**熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。**

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

（1）一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

（2）付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

（2）各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1（2）の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1（2）の各項目以外の必要については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税等税率})$$

5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他} \\ (W1) \qquad \qquad \qquad (W2)$$

(1) 必要内外業日数(Wi)の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$Wi = \Sigma (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内(外)業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})$$

(2) 不稼働係数

不稼働係数は、国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則 第2章積算基準 第1節積算基準 1-2 履行期間の算定(1)の内業の不稼働係数によるものとする。

(3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始・・・・・・ 12/29 ~ 1/3 6日間

夏期休暇・・・・・・ 8/14 ~ 8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

ハ 第15地盤変動影響調査 [二]費用負担の説明にあつては、業務内容、規模、地域の実情等を考慮して適正な履行期間を定めるものとする。

ニ 第15地盤変動影響調査 [一]事前調査、事後調査及び算定は、次式によって算出した日数を標準とし、調査対象となる区域の実情等を判断して適正な履行(調査)期間を定めるものとする。なお、[二]費用負担の説明と併せて発注するときは、上記ハで判断した期間を加算するものとする。

$$\text{履行(調査)期間(日)} = [A + (B \times C)] \times 1.4$$

(注) A=準備打合せ、現地立入り確認、成果品検査等に要する日数として7日を標準とする。

B=調査対象となる建物の棟数

C=建物1棟の調査、図面作成等及び積算に要する日数として4日を標準とする。

6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税等税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

注1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

7 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ハ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。

ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。なお、複数の経費を用いる場合であっても、各々の経費で端数調整（切捨て）するものとする。

ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として1,000円単位とする。1,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

(3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

ロ 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。

ハ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。

ニ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。

ホ 設計数量の表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。

ヘ 設計表示数値に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

- イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。
- ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び補償額又は費用負担額の算定に必要な諸数量の計算等の作業を行うことをいう。
- ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

用地積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

ただし、第5 権利調査 1 土地の登記記録等の調査を除く。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

(別表)

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権利調査	公図等の転写		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。
	地積測量図転写		m ²	100	
	土地の登記記録の調査		m ²	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。
		追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。
	現況利用調査		m ²	100	
	聞き取り等調査(自治体)		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。
	地形図等調査		m ²	100	
	聞き取り調査(地元精通者等)		m ²	100	
	報告書作成		業務	1	
建物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	石綿分析調査の依頼		回	1	
	石綿除去処分	見積	回	1	
	建物	見積	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	
	立竹木		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。

	庭 園		箇所	1	
	墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営 業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1	
	動 産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査あり）	世帯	1	
		仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査なし）	世帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居あり	世帯	1	
		仮住居なし	世帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	
移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	現地調査等		業務	1	
	資料の収集及び作成		業務	1	
	調書等の作成		業務	1	
	添付図面の作成		種類	1	

裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議		中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有		件	1	
		物件無		件	1	
	資料の整理・検討			件	1	
	裁決申請書(案)等の作成			件	1	
	図面の作成	起業地表示図等		件	1	
		土地調書添付図面		筆	1	
	その他参考図書の作成			件	1	
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議		中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有		件	1	
		物件無		件	1	
	資料の整理・検討			件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有		件	1	
		物件無		件	1	
	図面の作成			件	1	
	その他参考図書の作成			件	1	
再 算 定 業 務	打合せ協議		中間打合せ	回	1	
	現地踏査			権利者	1	
	営業(再調査・再算定)			事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース		事業所	1	
		賃貸物件		事業所	1	
土 地 評 価	打合せ協議		中間打合せ	回	1	
	現地踏査			業務	1	
	地域区分及び標準地選定等			業務	1	
	標準地価格の算定			標準地	1	
	各画地の評価格算定			1画地	1	
	残地補償算定			1画地	1	
	評価格の調整			業務	1	
補 償 説 明	打合せ協議		中間打合せ	回	1	
	現地踏査			業務	1	
	概況ヒアリング等			権利者	1	
	説明資料等の作成			権利者	1	
	補償説明			回	1	
消 費 税 等 調 査	打合せ協議		中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有		事業者	1	
		営業調査無		事業者	1	
事 前 調 査、 事 後 調 査 及 び 算 定	打合せ協議		中間打合せ	回	1	
	現地踏査			業務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物		棟	1	
		区分所有建物等		戸	1	区分所有でない共同住宅を含む
		工作物		箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物		棟	1	
		区分所有建物等		戸	1	区分所有でない共同住宅を含む
		工作物		箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物		棟	1	
		区分所有建物等		戸	1	区分所有でない共同住宅を含む
		工作物		箇所	1	

費用負担 の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

第4 共通

1 打合せ協議

用地調査等業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、表4-1により行うものとする。

なお、用地測量業務と用地調査等業務を合併して積算し発注する場合、用地測量業務に係る打合せ協議に要する費用は、設計業務等標準積算基準書によるものとする(以下各業務区分において同じ。)。

表4-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ1回あたり
			技師 A	0.50	0.50	0.50	
			技師 B	0.50	0.50	0.50	

注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度以内)を含むものとする。

注2 中間打合せの回数は、各業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 複数の業務区分(例:第6建物の調査と第7営業その他の調査 など)の業務を同時に発注する場合は、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

注4 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、監督職員と、管理技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

2 作業計画の策定

用地調査等業務の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2により行うものとする。

表4-2

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師 技師 A	0.38	
				0.38	

第5 権利調査

1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査、転写連続図作成に要する業務費の積算の取扱いについては、測量業務積算基準により行うものとする。

表5-1

種 目	備 考
地図転写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、測量業務積算基準第1編 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛 第7節 用地測量を適用する。 (各種目にかかる材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査(当初)	
権利者の確認調査(追跡)	
転写連続図の作成	

2 墓地管理者等の調査

(1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

(2) 墓地管理者等の調査

権利調査のうち、墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用(祭祀)者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調査	図面等	算 定		
墓地管理者等調査	使用者(施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.39	0.03	—	0.42人	
			技師 C	0.39	0.19	—	0.58人	

3 土地利用履歴等調査

(1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壤汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-3により行うものとする。

表5-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外業	内業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令関係資料の調査	10,000 m ²	—	技師 A	1.07	—	—	1.07人	
			技師 B	1.07	0.69	—	1.76人	
			技師 C	—	0.69	—	0.69人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化表を適用するものとする。

表 5－4

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原 野
変化率	+1.00	+0.80	+0.50	+0.30	0	－0.30

※変化率の積算は、設計業務等標準積算基準書第1編第1章第1節1－4－2変化率の積算を適用する。

(3) 現況利用調査

現況利用調査は、土地の現況や土壌が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5－5により行うものとする。

表 5－5

区 分	単 位	規 模	職 種	外業	内業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
現況利用調査	10,000 m ²	－	技師 A	0.55	－	－	0.55 人	
			技師 B	0.55	0.59	－	1.14 人	
			技師 C	0.55	0.59	－	1.14 人	

注 調査区域の地域によって表5－4の変化率表を適用するものとする。

(4) 聞き取り等調査（自治体）

聞き取り等調査（自治体）は、都道府県又は土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第8条に規定する市の環境部局及び地元自治体に対して、土壌汚染等に関する情報について聞き取り等調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5－6により行うものとする。

表 5－6

区 分	単 位	規 模	職 種	外業	内業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
聞き取り等調査（自治体）	機関	－	技師 A	0.38	－	－	0.38 人	
			技師 B	0.38	0.46	－	0.84 人	
			技師 C	0.38	0.46	－	0.84 人	

(5) 登記履歴調査・住宅地図等調査

登記履歴調査・住宅地図等調査は、過去に遡り土地の所有者等や工場の業種等を登記記録、住宅地図・航空写真等により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5－7により行うものとする。

表 5－7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
登記履歴調査・住宅地図等調査	10,000 m ²	－	技師 B	1.27	0.82	－	2.09 人	
			技師 C	1.27	0.82	－	2.09 人	

注 調査区域の地域によって表5－4の変化率表を適用するものとする。

(6) 地形図等調査

地形図等調査は、旧版地形図等により、土地の形質変更の状況を調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-8により行うものとする。

表5-8

区 分	単 位	規 模	職 種	外業	内業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
地形図等調査	10,000 ㎡	—	技師 B	0.77	—	—	0.77 人	
			技師 C	0.77	1.20	—	1.97 人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(7) 聞き取り調査（地元精通者等）

聞き取り調査（地元精通者等）は、地元精通者等に対して、土壌汚染等に関する情報について聞き取り調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-9により行うものとする。

表5-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外業	内業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
聞き取り調査（地元精通者等）	10,000 ㎡	—	技師 A	0.86	—	—	0.86 人	
			技師 B	0.86	0.59	—	1.45 人	
			技師 C	—	0.59	—	0.59 人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(8) 報告書作成

報告書は、調査を行った結果を報告書様式及び図面等により作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-10により行うものとする。

表5-10

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
報告書作成	業 務	—	主任技師	0.45人	
			技師 A	0.65人	
			技師 B	1.01人	
			技師 C	1.14人	

第6 建物等の調査

1 建物等の区分

建物等の調査は、表6－1の区分によって行うものとする。

表6－1

区分	区分の細目
建物	木造建物の調査及び算定
	木造特殊建物の調査及び算定
	非木造建物の調査及び算定
工作物	機械設備の調査及び算定
	生産設備の調査及び算定
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
	立竹木の調査及び算定
	庭園の調査及び算定
	墳墓等の調査及び算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下、各業務区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表6－2により行うものとする。

この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ。）

表6－2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.50 人	
			技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	

4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6－3によるものとする。

表6－3

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非 木 造 建 物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

建物所有者以外が施工した内部仕上げ及び建築設備等の費用を算定する必要がある場合については「表6-5」のうち、50パーセントに補正した「内業（図面等及び算定）」の歩掛を加算するものとする。この場合においては、当該施工範囲の面積区分により「表6-6」の補正率を適用するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これに類するもの
木 造 建 物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

注 木造建物Bで、構造、施工程度等を勘案して、木造建物歩掛で実施困難と認められる場合は、（2）木造特殊建物を適用できるものとする。

表6-5

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68 人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08 人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76 人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19 人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51 人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24 人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21 人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴取するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表 6－6

建物延べ 面積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 450 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,400 m ² 未満
3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6－7 により行うものとする。

ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

建物所有者以外が施工した内部仕上げ及び建築設備等の費用を算定する必要がある場合については「表 6－7」のうち、50 パーセントに補正した「内業（図面等及び算定）」の歩掛を加算するものとする。この場合においては当該施工範囲の面積区分により「表 6－8」の補正率を適用するものとする。

表 6－7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造 特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39 人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95 人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92 人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6－8 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6－14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴取するのに必要な直接人件費の積算は、表 6－15 によって行うものとする。

表 6－8

建 物 延べ面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
2.60	3.50	4.70

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

建物所有者以外が施工した内部仕上げ及び建築設備等の費用を算定する必要がある場合については「表6-11」のうち、50パーセントに補正した「内業（図面等及び算定）」の歩掛を加算するものとする。この場合においては当該施工範囲の面積区分により「表6-12」の補正率を適用するものとする。

表6-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）

表6-10

区 分	判 断 基 準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.00
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.30
ハ	工場、車庫、倉庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.70

構造計算を行わない場合

表6-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途による区分イの場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21 人	

非木造 建物C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26 人	
非木造 建物D	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	

構造計算を行う場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
非木造 建物A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23 人	
非木造 建物B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21 人	
非木造 建物C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26 人	
非木造 建物D	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－12の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6－6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、**石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴取するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。**

表 6－1 2

建物延べ 面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満
3.20	4.10	5.20	6.20

5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未満
7.50	9.50	12.30	15.90

(4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－13によって行うものとする。

表 6－1 3

区 分	単位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28 人	
		技師 A	—	0.77	0.30	1.07 人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(5) 石綿分析調査の依頼

石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとする。

表 6－1 4

区 分	単位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿分析調査の依頼	回	主任技師	0.16	—	0.10	0.26 人	
		技師 A	0.16	0.30	—	0.46 人	

注1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6－1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿除去処分の見積	回	主任技師	—	—	0.16	0.16 人	
		技師 A	—	0.24	0.27	0.51 人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-16によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。

表6-16

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査 (1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査 (2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-17

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性調査 (3) 木造建物・非木 造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-18の区分によるものとする。

表 6－18

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m ² 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理施設等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-19により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。
- (iii) 機械設備の積算において、再築費の見積を徴収するときは、表6-17の歩掛のうち算定の項目について、表6-19の補正を行うものとする。

表6-19

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-20の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

機械設備Aの場合

表6-20

機械設備の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 200 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00

機械設備B．C及びDの場合

機械設備の面積	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積書の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-21によって行うものとする。

表6-21

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台（装置）	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

（2）生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-22の区分によるものとする。

表 6－2 2

区 分	判 断 基 準
生産設備 A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備 B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備 C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備 D	上記 A から C までに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6－2 3 により行うものとする。

ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備 A から C までの設備区域内に生産設備 D が存する場合には、生産設備 D は計上しないものとする。

表 6－2 3

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
生産設備 A	設備 当たり	設置面積 300 m ² 以 上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備 B	設備 当たり	設置面積 300 m ² 以 上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技師 D	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備 C	設備 当たり	設置面積 300 m ² 以 上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6－2 4 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6－1 4 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6－1 5 によって行うものとする。

表 6－2 4

設備の延べ面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6－2 5 によって行うものとする。

表 6-25

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師	0.23	—	0.36	0.59 人	
		技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注 1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては 1 台（設備）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表歩掛は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表 6-26 によるものとする。

表 6-26

区分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m ² 未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m ² から 200 m ² 程度のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 m ² から 600 m ² 程度のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 m ² から 1,000 m ² 程度のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 m ² 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注 1 住宅等の敷地であって 600 m²以上の場合は、農家敷地 A とし、農家住宅等の敷地であって 600 m²未満のときは、住宅敷地 C として取り扱うものとする。

注 2 附帯工作物の調査範囲内での庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-27 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6－27

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 m ² 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未 満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 m ² 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6－28 の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6－14 によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴取するのに必要な直接人件費の積算は、表 6－15 によって行うものとする。

表 6－28

敷地の面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

4,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 28,000 m ² 未満
4.00	5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6－29 によって行うものとする。

表 6－29

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	－	0.09	0.35	0.44 人	
		技師 C	－	0.22	－	0.22 人	

注 1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては 1 箇所当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6－30 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6－31 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表 6－30 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-30

区分	判断基準
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものではないものをいう。 ③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものではないものをいう。 ④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。

	G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用材木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表 6－3 1

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
用材林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪炭林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51 人	
収穫樹	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 6－3 2 の補正を行うものとする。

表 6－3 2

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は表 6－3 3 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6－3 4 により行うものとする。

表 6－3 3

区分	判 断 基 準
庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等において庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの

表 6－3 4

区分	単位	規模	職 種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
庭園 A	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭園 B	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭園 C	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6－3 5 の補正率表を適用するものとする。

注 2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-35

面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満
2.90	5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6-36 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 6-37 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 6-36

区 分		判断基準
寺院又は公営 (私営を含む) 墳墓	墳墓 A	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3~4 m ² 程度のもの(10 m ² 当たり 3 画地程度)
	墳墓 B	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5~2 m ² 程度のもの(10 m ² 当たり 5 画地程度)
	墳墓 C	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m ² 以下程度のもの(10 m ² 当たり 7 画地程度)
上記以外の 墳墓	墳墓 D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 3 基~5 基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 7 基程度あるもの

表 6-37

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
墳墓 A	10 m ²	3 画地 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16 人	
墳墓 B	10 m ²	5 画地 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27 人	

墳墓C	10 m ²	7画地 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人
墳墓D	10 m ²	3～5 基（画 地） 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人
墳墓E	10 m ²	7基 （画 地） 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む）、立竹木、祭し料（弔祭料を含む。）等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－38により行うものとする。

表6－38

区 分	単位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地 移転要件の該 当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8－6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再

築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

（１）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 6－39 により行うものとする。

表 6－39

区分	単位	職 種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
建物計画案の策定	計画案 1 案当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 6－39 を適用するものとする。

（２）照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6－40 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の内業（図面等及び算定）により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6－40

区分	単位	職 種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
照応建物の設計案の作成等	設計案 1 案当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

第7 営業その他の調査

1 営業その他の区分

営業その他の調査は、表7-1の区分によって行うものとする。

表7-1

区 分
営業に関する調査及び算定
居住者に関する調査
動産に関する調査及び算定
その他通損に関する算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみに適用する。

表7-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師 A 技師 B	0.34 人 0.34 人	

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
営業	事業所 (企業)	—	技師 A	0.52	0.68	0.68	1.88 人	
			技師 B	0.52	1.63	1.64	3.79 人	
			技師 C	0.52	4.06	—	4.58 人	
			技師 D	—	—	0.46	0.46 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

表 7-4

難易区分	営業A	営業B	営業C	営業D	営業E
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	3.00

注 営業Aとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Bとは、法人で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、又はいずれも複数のもの。

営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。

営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。

なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認められるものについては、別途見積等を徴収して対応するものとする。

5 仮営業所設置工事費用の調査及び算定

仮営業所の設置については、プレハブリース建物で仮営業する場合と賃貸物件によって仮営業する場合の2区分とし、これに要する直接人件費の積算は、表7-5により行うものとする。

表 7-5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18 人	
			技師 B	0.33	0.87	0.56	1.76 人	
			技師 C	0.33	0.25	—	0.58 人	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18 人	
			技師 B	0.50	0.25	0.31	1.06 人	
			技師 C	0.50	0.50	—	1.00 人	

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表 7-6

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02 人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05 人	
			技師 C	0.05	0.08	—	0.13 人	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7－7により行うものとする。

表7－7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.06	0.05	0.34 人	
			技師 C	0.23	0.16	0.09	0.48 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	
			技師 B	0.66	0.06	0.06	0.78 人	
			技師 C	0.66	0.24	0.09	0.99 人	
			技師 D	—	—	0.11	0.11 人	
店舗	店舗	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	
			技師 B	0.23	0.05	0.04	0.32 人	
			技師 C	0.23	0.18	0.10	0.51 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
事務所	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	
			技師 B	0.18	0.05	0.04	0.27 人	
			技師 C	0.18	0.12	0.10	0.40 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
工場	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A	—	—	0.02	0.02 人	
			技師 B	0.08	0.04	0.03	0.15 人	
			技師 C	0.08	0.10	0.06	0.24 人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04 人	
倉庫	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A	—	—	0.02	0.02 人	
			技師 B	0.15	0.04	0.03	0.22 人	
			技師 C	0.15	0.13	0.07	0.35 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7－8の補正率表を適用するものとする。

表7－8

床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 350 m ² 未満	350 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00

1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
5.40	6.90	8.70	12.00	15.90

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
仮住居、借家人 又は家賃減収補償 (標準家賃調査あり)	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	補償額算定
			技師 B	—	0.06	0.05	0.11 人	
			技師 C	—	0.16	0.14	0.30 人	
仮住居、借家人 又は家賃減収補償 (標準家賃調査なし)	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 C	—	—	0.14	0.14 人	
移転雑費	所有者 又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04 人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 C	—	—	0.48	0.48 人	

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 (仮住居あり・標準家賃調査あり)	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13 人	
		技師 B	0.28	0.12	0.16	0.56 人	
		技師 C	0.28	0.40	0.71	1.39 人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 (仮住居あり・標準家賃調査なし)	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13 人	
		技師 B	0.28	0.06	0.16	0.50 人	
		技師 C	0.28	0.24	0.71	1.23 人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07 人	

注 本表は、表7-6、表7-7（一般住家）及び表7-9の合計人員である。

表7-11

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 (仮住居なし)	世帯	技師 A	—	0.02	0.08	0.10 人	
		技師 B	0.28	0.06	0.11	0.45 人	
		技師 C	0.28	0.24	0.57	1.09 人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07 人	

注 本表は、表7-10下段より表7-9中段の人員を控除したものである。

第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または山口県の施行する公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。

（留意点） 建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。

表8-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.76 人	
			技師 A	0.76 人	
			技師 B	0.76 人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。

ただし、1事業所の予備調査を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表8-2の歩掛に表8-3の補正を行うものとする。

（参考） 1業務の直接人件費＝（単位当たり単価×補正率×権利者数）

表8-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68 人	

表8-3

権利者数	補正率
3未満	1.00
3以上～ 5未満	0.90
5以上～ 10未満	0.80
10以上	0.70

4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8－4により行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

表8－4

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
企業内容等の調査	事業所（企業）	技師 A	0.70	0.35	1.05 人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30 人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8－5により行うものとする。

なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を現況測量等によって作成する必要があると認められる場合には別途その費用を計上するものとする。

また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表8－6により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表 8-5

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
敷地全体の配置	事業所	300 m ² 以上 500 m ² 未満	技師 A	0.28	0.18	0.46 人	
			技師 B	0.28	0.97	1.25 人	
			技師 C	0.28	0.28	0.56 人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転計画案を検討する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 8-7 の補正率表を使用するものとする。

表 8-6

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
駐車場等の使用 実態追加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13 人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.10	0.05	0.15 人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.10	0.05	0.15 人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 8-7 の補正率表を適用するものとする。

表 8-7

敷地面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

6 建物調査

建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8-8 により行うものとする。

表 8-8

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
建物	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.44	0.14	0.10	0.68 人	
			技師 A	0.44	0.58	—	1.02 人	
			技師 B	0.44	0.70	0.37	1.51 人	
			技師 C	—	0.03	0.26	0.29 人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08 人	

注 1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。

注 2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表 8-9 の補正率表を適用するものとする。

表 8－9

建物面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未満
7.50	9.50	12.30	15.90

7 機械設備等調査

機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要となる概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8－10により行うものとする。

表 8－10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算 定		
機械設備等	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.90	0.21	0.30	1.41 人	
			技師 A	0.90	0.78	1.44	3.12 人	
			技師 B	0.90	1.50	－	2.40 人	
			技師 D	－	－	0.63	0.63 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 8－11の補正率表を適用するものとする。

表 8－11

機械設備の 面 積	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

8 移転計画案の作成

移転計画案の作成は、基準及び山口県の施行する公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（以下「運用方針」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の計画案２～３案を作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表８－１２によるものとする。

表８－１２

種目	単位	規模	職種	内業	備考
移転計画案の作成	事業所	300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師	0.47 人	
			技師 A	1.68 人	
			技師 B	1.15 人	
			技師 C	5.51 人	

注１ 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注２ 本表規模欄の面積以外の場合は、表８－１３の補正率表を適用するものとする。

表８－１３

敷地面積	300 ㎡未満	300 ㎡以上 500 ㎡未満	500 ㎡以上 800 ㎡未満	800 ㎡以上 1,300 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90

1,300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	5,000 ㎡以上 7,000 ㎡未満
2.60	3.40	4.70	6.20

7,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	10,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満	15,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	25,000 ㎡以上 35,000 ㎡未満
7.80	10.20	14.00	18.40

第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-1により行うものとする。

表9-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.76 人	
			技師 A	0.76 人	
			技師 B	0.76 人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表9-2により行うものとする。

ただし、1事業者の移転工法案の検討を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表9-2の歩掛に表9-3の補正を行うものとする。

(参考) 1 業務の直接人件費 = (単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数)

表9-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68 人	

表9-3

権利者数	3 未満	3 以上 5 未満	5 以上 10 未満	10 以上
補正率	1.00	0.90	0.80	0.70

4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-4により行うものとする。

なお、予備調査、または、第7営業その他の調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を50パーセントに補正するものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

表 9－4

種目	単位	職種	外業	内業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.70	0.35	1.05 人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30 人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用し営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地の使用実態の調査は、移転工法案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9－5 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2 回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表 9－6 により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表 9－5

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
敷地の使用 実態の調査	事業所	敷地面積	技師 A	0.28	0.18	0.46 人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.28	0.97	1.25 人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.28	0.28	0.56 人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転工法を認定する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9－7 の補正率表を適用するものとする。

表 9－6

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
駐車場等の 使用実態 追加調査	1 回当 たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13 人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.10	0.05	0.15 人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.10	0.05	0.15 人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9－7 の補正率表を適用するものとする。

表 9－7

敷地面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90

1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
2.60	3.40	4.70	6.20

7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満
7.80	10.20	14.00	18.40

6 移転工法案の作成

移転工法案の作成は、基準及び同運用方針の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案 2～3 案を作成したうえで、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 9－8 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 80 パーセントに補正するものとする。

この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、7 照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表 9－8

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
移転工法 案の作成	事業所	敷地面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	0.47	0.47 人	
			技師 A	—	1.68	1.68 人	
			技師 B	—	1.15	1.15 人	
			技師 C	—	5.51	5.51 人	

注 1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲

の面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9－9 の補正率表を適用するものとする。

表 9－9

敷地面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90

1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
2.60	3.40	4.70	6.20

7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満
7.80	10.20	14.00	18.40

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難い場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費＝（図面作成枚数）×（図面作成費×依頼度）

（図面作成費）：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

（１）図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計１棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物１m²当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。（建物１m²当たり図面枚数は表 9－10 を標準とする。）

なお、表 9－10 の建物面積１m²当たり図面枚数は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）を標準としたものである。日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）を使用する場合には、図面枚数を 2 倍にするものとする。

図面枚数表（建物面積 1 m²当たり・A 1 判）

表 9－1 0

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200 m ² 未満	0.067	0.087	0.047
200 m ² 以上 400 m ² 未満	0.042	0.053	0.030
400 m ² 以上 600 m ² 未満	0.035	0.044	0.026
600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	0.030	0.039	0.021
1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	0.026	0.034	0.019
1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	0.023	0.030	0.017
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	0.021	0.027	0.015
3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	0.019	0.024	0.013
4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0.017	0.022	0.012
5,000 m ² 以上	0.016	0.020	0.011

注 用途区分：イとは、店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅・その他これに類するもの。

ロとは、劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの。

ハとは、工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの。

（2）図面作成費（1枚当たり）の直接人件費は、表 9－1 1 により行うものとする。

表 9－1 1

種目	職種	単位	A 1 判	A 2 判	備考
図面作成費	技師 A 技師 C	1 枚当たり	3.10 人 1.50 人	1.55 人 0.75 人	

（3）依頼度

設計上参考となる各種の資料（標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他）の提供あるいは、設計上の方針の指示等により設計者の負担が軽減できる場合は、表 9－1 2 の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表 9－1 2

提供する資料の内容	依頼度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合	1.00～0.80
類似の参考例がかなりある場合	0.80～0.60
準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合	0.60～0.40

注 資料を提供しない場合は、依頼度を 1.0 とし、その他の場合は、依頼度の最低値を適用するものとする。

作成図面認定表

図面名称		権利者					
一般図	表紙						
	配置・案内図						
	仕上表						
	平面図						
	立面図						
	屋根伏図						
	断面図						
	矩計図						
	詳細図						
	展開図						
	建具表						
構造図	基礎伏図						
	基礎詳細図						
	軸組図						
	梁伏図						
	構造詳細図						
	鉄骨・鉄筋図						
	柱・梁リスト						
設備図	電灯設備図						
	動力設備図						
	給・排ガス図						
	その他設備図						
その他図							
合 計			枚	枚	枚	枚	枚

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難しいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査 （1）機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

（1）図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(2) 算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(3) 見積徴収費

機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表 9-13 及び表 9-14 のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表 9-15 のとおりとする。

機械設備設計標準員数

表 9-13

区分	単位	規模	職種	内業		計	備考
				図面等	算定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技師 D	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	

注 1 本表の区分は、表 6-18 のとおりとする。

注 2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注 3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注 4 本表の歩掛は、表 6-19 の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

注 5 生産設備設計を行う場合は、表 6-23 内業歩掛を適用するものとする。

見積徴収技術者員数

表 9-14

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備 の見積	台 (装置)	主任技師	0.14	—	0.43	0.57 人	
		技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができる。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注 4 本表は、表 6-21 を再掲したものである。

見積徴収技術者員数

表 9-15

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
生産設備 の見積	台 (設備)	主任技師	0.23	—	0.36	0.59 人	
		技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注 1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては 1 台（設備）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注 4 本表は、表 6-25 を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表 9-13 に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表 9-16 に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備 A の場合

表 9-16

機械設備 の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 200 m ² 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 A 以外の場合

機械設備 の面積	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1, 500 m ² 以上 2, 000 m ² 未満	2, 000 m ² 以上 3, 000 m ² 未満	3, 000 m ² 以上 5, 000 m ² 未満	5, 000 m ² 以上 8, 000 m ² 未満
2. 30	2. 90	4. 00	5. 60

8, 000 m ² 以上 12, 000 m ² 未満	12, 000 m ² 以上 20, 000 m ² 未満	20, 000 m ² 以上 30, 000 m ² 未満	30, 000 m ² 以上 40, 000 m ² 未満
7. 50	10. 40	14. 00	17. 60

第 10 事業認定申請図書等の作成

〔一〕 事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

① 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

② 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

① 相談用資料作成

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-1 により行うものとする。

表 10-1-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.95 人	
			技師 A	0.95 人	
			技師 B	0.95 人	

3 現地調査等

現地調査等は、相談用資料作成に必要な対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-2 により行うものとする。

- (1) 法第 4 条地等管理台帳調査
- (2) 法第 4 条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第 4 条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表 10-1-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
現地調査等	業務	—	主任技師	0.91	0.66	1.57 人	
			技師 A	1.83	2.07	3.90 人	
			技師 B	1.83	2.07	3.90 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-3により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表10-1-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
資料の収集 及び作成	業務	—	主任技師	—	0.87	0.87 人	
			技師 A	2.76	6.02	8.78 人	
			技師 B	2.76	6.02	8.78 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-4により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法4条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) その他必要な書面等

表10-1-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
調書等の作成	業務	—	主任技師	—	1.47	1.47 人	
			技師 A	—	10.73	10.73 人	
			技師 B	—	10.73	10.73 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等

- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10-1-5

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
添付図面作成	種類	—	主任技師	—	0.28	0.28 人	
			技師 A	—	0.92	0.92 人	
			技師 D	—	4.64	4.64 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表 10-1-6 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

- (1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。
 なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。
 ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

表 10-1-6

事業認定の対象となる距離	2.0 km未満	2.0 km以上 4.0 km未満	4.0 km以上 6.0 km未満	6.0 km以上 8.0 km未満	8.0 km以上 12.0km 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

- (2) ダム、飛行場、その他これらに類し区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	50ha 未満	50ha 以上 70ha 未満	70ha 以上 100ha 未満	100ha 以上 150ha 未満	150ha 以上 250ha 未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

- (3) 学校、庁舎、その他これらに類し区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表10-1-7 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

表 10-1-7

関連事業	あり	なし
補正率	1.20	1.00

② 申請図書作成

1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-8により行うものとする。

表10-1-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.36 人	
			技師 A	0.36 人	
			技師 B	0.36 人	

3 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-9により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表10-1-9

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
現地調査等	業務	—	主任技師	0.59	0.42	1.01 人	
			技師 A	1.19	0.48	1.67 人	
			技師 B	1.19	0.48	1.67 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-10により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表10-1-10

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
資料の収集及び作成	業務	—	主任技師	—	0.59	0.59 人	
			技師 A	1.88	4.11	5.99 人	
			技師 B	1.88	4.11	5.99 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-11 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) 事業説明会の実施状況を記載した書面等
- (8) その他必要な書面等

表 10-1-11

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
調書等の作成	業務	—	主任技師	—	0.96	0.96 人	
			技師 A	—	7.01	7.01 人	
			技師 B	—	7.01	7.01 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費＝（必要と認めた図面の種類数×添付図面作成費）

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10-1-12

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
添付図面 作成	種類	—	主任技師	—	0.22	0.22 人	
			技師 A	—	0.74	0.74 人	
			技師 D	—	3.75	3.75 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

[二] 裁決申請図書の作成

裁決申請図書の作成は、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取り扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-2-1 により行うものとする。

ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表 10-2-2 により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 10-2-1

種目	単位	職種	外業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 A	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 B	0.11 人	0.04 人	0.06 人

注 上表 A、B、C は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表 10-2-2

種目	単位	職種	外業	
			A	B
現地踏査	件	主任技師	0.04 人	0.04 人
		技師 A	0.04 人	0.04 人
		技師 B	0.04 人	0.04 人

注 上表 A、B は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10-2-3 により行うものとする。

表 10-2-3

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.86	0.86 人	
		技師 B	—	0.86	0.86 人	

4 裁決申請書（案）等の作成

裁決申請書（案）等の作成は、法第 40 条に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表 10-2-4 によるものとする。

- (1) 裁決申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- (4) 法施行規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- (5) 法施行規則第 17 条第 3 号に定める書面
- (6) 法第 36 条に定める土地調書（案）
- (7) その他必要と認められる書面

表 10-2-4

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
裁決申請書(案)等の作成	件	主任技師	—	0.33	0.33 人	
		技師 A	—	1.92	1.92 人	
		技師 B	—	1.92	1.92 人	

5 図面の作成

図面の作成は、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁決申請書（案）に添付する図面を作成する作業及び既存の実測平面図を基に土地調書に添付する実測平面図を作成する作業をいい、直接人件費の積算は、表 10-2-5 及び表 10-2-6 により行うものとする。

表 10-2-5

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
起業地の位置を表示する図面、起業地及び事業計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.09	0.09 人	
		技師 D	—	0.94	0.94 人	

注 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、〔一〕事業認定申請図書の作成①相談用資料作成 7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表 10-2-6

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
土地調書添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.03	0.03 人	
		技師 D	—	0.32	0.32 人	

6 その他参考資料の作成

その他参考資料の作成は、裁決申請書(案)を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10-2-7 により行うものとする。

表 10-2-7

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
その他参考資料の作成	件	主任技師	—	0.14	0.14 人	
		技師 A	—	0.52	0.52 人	
		技師 B	—	0.52	0.52 人	

[三] 明渡裁決申立図書の作成

明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として [二] 裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の直接人件費の積算は、表 10-2-1 又は表 10-2-2 により行うものとする。

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡裁決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10-3-1 により行うものとする。

表 10-3-1

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.46	0.46 人	
		技師 B	—	0.46	0.46 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

4 明渡裁決申立書（案）等の作成

明渡裁決申立書（案）等の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-3-2 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 10-3-3 により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書（案）
- (2) 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- (3) 「法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 1 号に定める書面
- (4) 「法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 2 号に定める書面
- (5) 法第 36 条に定める物件調書（案）
- (6) その他必要と認められる書面

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 10-3-2

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
明渡裁決申立書 (案)等の作成	件	主任技師	—	0.50	0.50 人	
		技師 A	—	2.28	2.28 人	
		技師 B	—	2.28	2.28 人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表 10-3-3

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
明渡裁決申立書 (案)等の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08 人	
		技師 A	—	0.21	0.21 人	
		技師 B	—	0.21	0.21 人	

5 図面の作成

図面の作成は、物件が存する場合に既存の図面を基に物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表 10-3-4 により行うものとする。

表 10-3-4

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
図面の作成	件	主任技師	—	0.13	0.13 人	
		技師 A	—	0.68	0.68 人	
		技師 B	—	0.68	0.68 人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、明渡裁決申立書(案)を補充する資料(協議経過説明書等)の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10-3-5 により行うものとする。

表 10-3-5

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
その他参考図書の 作成	件	主任技師	—	0.05	0.05 人	
		技師 A	—	0.17	0.17 人	
		技師 B	—	0.17	0.17 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

第 1 1 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 1 - 1 により行うものとする。

表 1 1 - 1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
			技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 6 - 1 3、表 6 - 1 5、表 6 - 2 1、表 6 - 2 5 及び表 6 - 2 9 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 6 建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち「調査外業」及び「調査内業（図面等）」を 50 パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- （4）建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。

(5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。

(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

これに要する直接人件費の積算は、表 1 1－2 により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表 7－4 の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表 7－3 によることができるものとする。

なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が 2 カ年以上の場合は、表 1 1－2 の歩掛のうち、調査外業を 110 パーセントに補正するものとする。

表 1 1－2

種目	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
営業（再調査・再算定）	事業所（企業）	—	技師 A	0.16	0.94	0.60	1.70 人	
			技師 B	0.32	0.95	1.61	2.88 人	
			技師 C	0.16	3.44	—	3.60 人	
			技師 D	—	—	0.45	0.45 人	

(7) 営業補償（仮営業所設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 1－3 により行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要がある等、本表によりがたい場合には、表 7－5 によることができるものとする。

表 1 1－3

種目	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
仮営業所設置プレハブリース（再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.11	—	0.56	0.67 人	
			技師 C	0.11	—	—	0.11 人	
仮営業所設置賃貸物件（再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.16	—	0.31	0.47 人	
			技師 C	0.16	—	—	0.16 人	

第 1 2 土地評価

土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合、当該残地を含む）の更地としての正常な取引価格の算定をする業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 2 - 1 により行うものとする

表 1 2 - 1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.56 人	
			技師 A	0.56 人	
			技師 C	0.56 人	

3 土地評価

土地評価は、次の区分によって行うものとする。

- (1) 地域区分及び標準地選定等業務
- (2) 標準地価格の算定業務
- (3) 各画地の評価格算定業務
- (4) 残地補償算定業務

4 地域区分及び標準地選定等業務

地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 2 - 2 により行うものとする。

表 1 2 - 2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
地域区分及び標準地選定等業務	業務	2～3 区分	主任技師	0.92	1.76	2.68 人	
			技師 A	3.55	1.24	4.79 人	
			技師 C	3.55	4.44	7.99 人	
			技師 D	—	0.39	0.39 人	

注 1 標準地の選定は、同一状況地域区分ごとに、1 標準地の選定を行うものとしての歩掛である。

注 2 本表規模欄に定める区分の数は、取引事例比較法における近隣地域の数をいい、本表記載の規模以外のものについては、表 1 2 - 3 の補正率表を適用するものとする。

表 1 2 - 3

近隣地域の数	1	2～3	4～5	6～7	8～10
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	2.30

5 標準地価格の算定業務

標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 2－4 により行うものとする。

表 1 2－4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
標準地価格 の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.32	1.32 人	
			技師 A	—	2.05	2.05 人	
			技師 C	—	2.03	2.03 人	
			技師 D	—	0.15	0.15 人	

注 複数の標準地を設定する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

標準地価格の算定に要する直接人件費 = 標準地数 × 単価

6 各画地の評価格算定業務

各画地の評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 2－5 によるものとする。

表 1 2－5

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
各画地の評価 格算定業務	100 画地	—	技師 A	3.28	12.51	15.79 人	
			技師 C	3.28	8.75	12.03 人	
			技師 D	—	0.54	0.54 人	

注 各画地の評価格算定業務費は、1 業務当たりの画地数によって次式によるものとする。

各画地の評価格算定に要する直接人件費 = 画地数 / 100 × 単価

7 残地補償算定業務

残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 2－6 により行うものとする。

表 1 2－6

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
残地補償算定 業務	100 画地	—	技師 A	1.55	7.48	9.03 人	
			技師 C	1.55	4.60	6.15 人	
			技師 D	—	0.29	0.29 人	

注 残地補償算定業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。

残地補償算定に要する直接人件費 = 対象画地数 / 100 × 単価

(参考)

評価格の調整業務

画地価額集計後起業者の実情により別途指示する調整方針検討を基に、価格調整等を行う必要がある場合には、これに要する直接人件費の積算は、表 1 2－7 を参考とするものとする。

表 1 2－7

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
評価格の 調整業務	業務	—	主任技師	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	—	0.69	0.69 人	
			技師 C	—	0.88	0.88 人	
			技師 D	—	0.03	0.03 人	

第13 補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には用地事務取扱要綱第13条に定められた土地調書及び物件調書、第40条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取り扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1により行うものとする。

表13-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.40 人	
			技師 A	0.40 人	
			技師 B	0.40 人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-2により行うものとする。

表13-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者		主任技師	—	0.02	0.02 人	
			技師 A	0.01	0.02	0.03 人	
			技師 C	0.01	0.02	0.03 人	

注1 技師A1名、技師C1名の合計2名編成によって行うことを前提としたものである。

ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費＝ 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-3により行うものとする。

表13-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料の作成等	権利者		主任技師	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	—	0.09	0.09 人	
			技師 C	—	0.15	0.15 人	

注 直接人件費＝ 単価 × 権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地等の取得及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 3 - 4 により行うものとする。

表 1 3 - 4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
補償説明	回		主任技師	—	0.01	0.01 人	
			技師 A	0.13	0.01	0.14 人	
			技師 C	0.13	0.12	0.25 人	

注 直接人件費＝ 単価 × 回

第 1 4 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり、消費税等の額の補償額への加算の可否又は消費税相当額の補償の可否の調査及び判定等を行うことをいう。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 1 4 - 1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税 等調査	事業者	—	技師 A	0.16	0.09	—	0.25 人	
			技師 B	0.16	0.13	—	0.29 人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 1 4 - 2

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税 等調査	事業者	—	技師 A	0.08	0.09	—	0.17 人	
			技師 B	0.08	0.13	—	0.21 人	

第15 地盤変動影響調査等

この地盤変動影響調査等は、山口県土木建築部が所掌する公共事業に伴う「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）、並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

〔一〕 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これらに要する直接人件費の積算は、表15-1-1により行うものとする。

表15-1-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技 師 A	0.39 人	
			技 師 B	0.39 人	
			技 師 C	0.39 人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4 建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

（1） 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-2によって行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 1 5 - 1 - 2

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未 満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08 人	
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71 人	
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34 人	
			技師 D	—	0.58	—	0.58 人	
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未 満	技師 A	0.93	0.34	—	1.27 人	
			技師 B	0.93	0.82	—	1.75 人	
			技師 C	0.93	0.66	—	1.59 人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50 人	
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未 満	技師 A	0.55	0.25	—	0.80 人	
			技師 B	0.55	0.63	—	1.18 人	
			技師 C	0.55	0.33	—	0.88 人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47 人	
木造特殊 建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	0.59	0.22	—	0.81 人	
			技師 B	0.59	0.92	—	1.51 人	
			技師 C	0.59	0.19	—	0.78 人	
			技師 D	—	0.54	—	0.54 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以 上 400 m ² 未 満	技師 A	1.07	0.39	—	1.46 人	
			技師 B	1.07	1.13	—	2.20 人	
			技師 C	1.07	0.78	—	1.85 人	
			技師 D	—	0.68	—	0.68 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以 上 400 m ² 未 満	技師 A	1.06	0.40	—	1.46 人	
			技師 B	1.06	1.39	—	2.45 人	
			技師 C	1.06	0.73	—	1.79 人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以 上 400 m ² 未 満	技師 A	0.67	0.30	—	0.97 人	
			技師 B	0.67	0.77	—	1.44 人	
			技師 C	0.67	0.48	—	1.15 人	
			技師 D	—	0.59	—	0.59 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物 A、B 及び C にあつては表 1 5 - 1 - 3、木造特殊建物にあつては表 1 5 - 1 - 4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表 1 5 - 1 - 5 の補正率表を適用するものとする。

注 2 建物 1 棟が複数の区分所有権者又は借家人によつて集合住宅となっているときは、本表によらず表 1 5 - 1 - 6 により直接人件費の積算を行うものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表 1 5 - 1 - 3

建物 延べ面積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 450 m ² 未満	450 m ² 以上 600 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00

600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満
4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表 1 5 - 1 - 4

建物 延べ面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表 1 5 - 1 - 5

建物 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未満
9.50	12.30	15.90

区分所有建物等（集合住宅等）

表 1 5 - 1 - 6

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
区分所有 建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師A	0.36	0.11	—	0.47 人	
			技師B	0.36	0.22	—	0.58 人	
			技師C	0.36	0.18	—	0.54 人	
			技師D	—	0.14	—	0.14 人	

注 1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注 2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 1 5 - 1 - 7 の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-7

戸当たり 延べ面積	35 m ² 未満	35 m ² 以上 65 m ² 未満	65 m ² 以上 100 m ² 未 満	100 m ² 以 上 150 m ² 未満	150 m ² 以 上 225 m ² 未満	225 m ² 以 上 300 m ² 未満	300 m ² 以 上 500 m ² 未満	500 m ² 以 上 700 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00	4.00	5.30

（2） 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-8により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-8

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計
				調査	図面等	算定	
工作物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	0.43	0.18	—	0.61 人
			技師B	0.43	0.38	—	0.81 人
			技師C	0.43	0.44	—	0.87 人
			技師D	—	0.32	—	0.32 人

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率を適用するものとする。

表15-1-9

敷地面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 630 m ² 未満	630 m ² 以上 1,300 m ² 未 満	1,300 m ² 以 上 2,000 m ² 未 満	2,000 m ² 以 上 3,300 m ² 未 満	3,300 m ² 以 上 5,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70	7.70

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-10により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.71	0.26	—	0.97 人	
			技師B	0.71	0.74	—	1.45 人	
			技師C	0.71	0.45	—	1.16 人	
			技師D	—	0.65	—	0.65 人	
木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.84	0.37	—	1.21 人	
			技師B	0.84	0.66	—	1.50 人	
			技師C	0.84	0.61	—	1.45 人	
			技師D	—	0.50	—	0.50 人	
木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.46	0.23	—	0.69 人	
			技師B	0.46	0.74	—	1.20 人	
			技師C	0.46	0.32	—	0.78 人	
			技師D	—	0.55	—	0.55 人	
木造特殊 建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師A	0.57	0.28	—	0.85 人	
			技師B	0.57	0.65	—	1.22 人	
			技師C	0.57	0.23	—	0.80 人	
			技師D	—	0.51	—	0.51 人	
非木造建物 （用途区 分）イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.17	0.36	—	1.53 人	
			技師B	1.17	0.65	—	1.82 人	
			技師C	1.17	0.33	—	1.50 人	
			技師D	—	0.60	—	0.60 人	
非木造建物 （用途区 分）ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.00	0.38	—	1.38 人	
			技師B	1.00	0.73	—	1.73 人	
			技師C	1.00	0.54	—	1.54 人	
			技師D	—	0.74	—	0.74 人	
非木造建物 （用途区 分）ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	0.66	0.23	—	0.89 人	
			技師B	0.66	0.68	—	1.34 人	
			技師C	0.66	0.38	—	1.04 人	
			技師D	—	0.63	—	0.63 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表15-1-11により直接人件費の積算を行うものとする。

区分所有建物等（集合住宅等）

表 15-1-11

区分	単位	規模	職種	外業 調査	内業		計	備考
					図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31 人	
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33 人	
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27 人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09 人	

注 1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を 1 戸として計上するものとする。

注 2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-7 の補正率表を適用するものとする。

注 3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 60 パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

（2） 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 15-1-12 によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-9 の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 15-1-12

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計
				調査	図面等	算定	
工作物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62 人
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79 人
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69 人
			技師 D	—	0.34	—	0.34 人

注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-9 の補正率を適用するものとする。

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-13により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定には適用しないものとする。なお、その場合は、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表15-1-13

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	—	0.21	0.12	0.33 人	
			技師C	—	0.72	0.24	0.96 人	
			技師D	—	—	0.14	0.14 人	
非木造建物	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	—	0.38	0.26	0.64 人	
			技師C	—	1.14	0.34	1.48 人	
			技師D	—	—	0.15	0.15 人	
区分所有建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師A	—	0.10	0.07	0.17 人	
			技師C	—	0.25	0.13	0.38 人	
			技師D	—	—	0.04	0.04 人	
工作物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	—	0.18	0.12	0.30 人	
			技師C	—	0.41	0.13	0.54 人	
			技師D	—	—	0.08	0.08 人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-5、表15-1-7及び表15-1-9の補正率表を適用するものとする。

7 再算定

再算定とは、当該事業年度以前に算定を行ったもので、改めて当該年度の費用負担額の算定が必要と認めたものについて行うことをいう。これに要する直接人件費の積算は、積算基準「第11 再算定業務」の「3 再算定業務（再調査不要）」を準用して、内業（算定）により行う。

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行う事をいう。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-1により行うものとする。

表15-2-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技 師 A 技 師 B 技 師 C	0.60 人 0.60 人 0.60 人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-2により行うものとする。

表15-2-2

種目	単位	規模	職種	外 業	内 業	計	備考
概況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師 技師 A 技師 C	— 0.05 0.05	0.04 0.04 0.04	0.04 人 0.09 人 0.09 人	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費＝単価×権利者数

4 説明資料等の作成

説明資料等の作成は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-2-3 により行うものとする。

表 15-2-3

種目	単位	規模	職種	外 業	内 業	計	備考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	—	0.11	0.11 人	
			技師 C	—	0.21	0.21 人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-2-4 により行うものとする。

表 15-2-4

種目	単位	規模	職種	外 業	内 業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	1.45	0.10	1.55 人	
			技師 C	1.45	0.36	1.81 人	

(注) 直接人件費＝単価×権利者数

別表 1

用地調査等業務費積算基準及び標準歩掛の運用取扱い

1. 補正率の取扱い

各業務における直接人件費の積算は、各々定められた補正率により業務規模に応じた補正ができるものであるが、この補正率表の面積は、通常想定できるものが表示されている。この上限を超える業務規模の場合は、その規模、内容等を考慮のうえ適正に補正できるものとする。

2. 附帯工作物調査

- (1) 附帯工作物の調査区域は、建物面積を含めた宅地面積とするが、庭園調査区域、生産設備、機械設備調査区域は除くものとし、工作物、庭木等の分布状態を勘案して、その範囲を査定するものとする。
- (2) 特殊な工作物については、原則として、平面図、断面図等の図面を作成させるものとする。
- (3) 電気、ガス及び供給設備等にあつては、建物平面図、建物配置図等に基づいて、その系統図を作成させるものとする。

3. 営業その他の調査

(1) 打合せ協議

基本額は、営業に関する調査及び積算以外の項目（居住者、動産、その他通損）に関する打合せを一括（一業務として）で行うことであり、営業に関する調査及び積算に関する打合せ協議は、権利者数に基づき加算額として計上するものである。したがって、営業に関する調査及び積算のみが業務内容の場合は、加算額×権利者が1業務の打合せ協議の員数となるものである。

4. 事業認定図書の作成

本業務は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合において、必要な範囲の委託をすることができるものとする。

- 一 「協議用資料の作成」あるいは「本申請図書の作成」を速やかに行う必要があるとき。
- 二 当年度の事務所の事業量、執行体制からみて、職員のみでは事業認定申請の書類の準備を円滑に行うことが困難なとき。

別表 2

作 業 内 容 (単位は設計数量表示単位一覧表による)

第 1 表

土地の登記記録等調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
土地建物等の権利者検証	権利者別調書作成	
	査定検証	

第 2 表

墓地管理者等調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
墓地管理者等検証	施主別調書作成	
	査定検証	

第 3 表

建物等の調査 打合せ協議 (基本額)		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第 4 表

建物等の調査 打合せ協議 (加算額)		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第 5 表

建物等の調査 現地踏査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地調査		

第 6 表

木造建物		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
間取り平面	平面図	推定再建築費
建築設備	建築設備図	補償額
構造概要・仕上げ	屋根伏図・立面図	その他調書作成
屋根伏せ・立面	推定再建築費算出諸計算	成果品、整理、製本他
その他	その他調査書	査定検証
	査定検証	

第7表

木造特殊建物		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
間取り平面	平面図	推定再建築費
建築設備	建築設備図	補償額
構造概要・仕上げ	屋根伏図・立面図	その他調書作成
屋根伏せ・立面	構造詳細	成果品、整理、製本他
構造詳細	推定再建築費算出諸計算	査定検証
その他	その他調査書	
	査定検証	

第8表

非木造建物		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
間取り平面	平面図	推定再建築費
建築設備	建築設備図	補償額
構造概要・仕上げ	屋根伏図・立面図	その他調書作成
屋根伏せ・立面	構造詳細	成果品、整理、製本他
構造詳細	推定再建築費算出諸計算	査定検証
その他	その他調査書	
	査定検証	

第9表

木造建物補修調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
補修箇所調査（間取りを含む）	調査票作成	

第10表

機械設備		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
機械配置	機械配置図	補償額
機械名・規格等	機械詳細図	その他調書
配線・配管	諸数量計算	成果品、整理、製本他
その他	その他調査書査定検証	査定検証

第11表

見積書徴収		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地調査	資料収集	見積書作成
		査定検証

第 1 2 表

生産設備		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
配置及び数量	設備配置図	補償額
構造・形状・寸法等	設備構造図	その他調書
その他	諸数量計算	成果品、整理、製本他
	その他	査定検証
	査定検証	

第 1 3 表

附帯工作物		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
配置及び数量	配置図	工作物補償額
姿図・形状・寸法	工作物諸数量計算	立竹木
立竹木	立竹木調書	その他調書
その他	その他調書	成果品、整理、製本他
	査定検証	査定検証

第 1 4 表

附帯工作物（独立工作物）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
配置・形状・寸法	配置図	工作物補償額
	工作物諸数量計算	その他調書
	その他調書	成果品、整理、製本他
	査定検証	査定検証

第 1 5 表

立竹木（用材木、自然生林、竹林）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
毎木調査	調査図（標準地調査法の場合）	補償額
その他	調書	成果品、整理、製本他
	査定検証	査定検証

第 1 6 表

立竹木（果樹園、植木畑）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
毎木調査	調査図（標準地調査法の場合）	補償額
囲障等の調査	囲障等の調査図	囲障等の補償額
その他	調書	成果品、整理、製本他
	査定検証	査定検証

第 1 7 表

庭園		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
地形（平板）調査	配置図	庭園工作物
工作物調査	工作物諸数量計算	立竹木
立竹木調査	立竹木諸数量計算	その他調書
その他	その他調書	成果品、整理、製本他
	査定検証	査定検証

第 18 表

墳墓		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
配置（平面）調査	配置図求積	墓石等の積算
墓石・墓誌・カロート等	墓石等書数量計算	改葬費用積算
その他	その他調書	その他調書
	査定検証	成果品、整理、製本他
		査定検証

第 19 表

営業その他の調査 打合せ協議（基本額）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第 20 表

営業その他の調査 打合せ協議（加算額）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第 21 表

営業その他の調査 現地踏査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地調査		

第 22 表

営業に関する調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
営業調査	提出書類整理	補償額
	営業内容の分析	成果品、整理、製本他
	営業補償基礎額算出	査定検証
	その他調書の作成	
	査定検証	

第 23 表

居住者に関する調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
実態調査	調書作成	

第 2 4 表

動産に関する調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
動産調査	調書作成	移転料
その他	査定検証	成果品、整理、製本他
		査定検証

第 2 5 表

その他通損に関する積算（仮住居・借家人）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
		補償額
		査定検証

第 2 6 表

その他通損に関する調査（移転雑費）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
	資料収集他	補償額
		査定検証

第 2 7 表

企業内容等の調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
企業内容等調査	調査事項整理	
	関係資料収集	

第 2 8 表

敷地使用実態の調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
配置及び数量	配置図	補償額
構造・形状・寸法	構造図等	その他調書
その他	諸数量計算	成果品、整理、製本他
使用実態調査	査定検証	査定検証

第 29 表

予備調査 建物調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
間取り平面	平面図	推定再建築費
建築設備	建築設備図	補償額
構造概要・仕上げ	屋根伏図・立面図	その他調書作成
屋根伏せ・立面	構造詳細	成果品、整理、製本他
構造詳細	推定再建築費算出諸計算	査定検証
その他	その他調査書	
	査定検証	

第 30 表

予備調査 機械設備等		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
機械配置	機械配置図	補償額
機械名・規格等	機械詳細図	その他調書
配線・配管	諸数量計算	成果品、整理、製本他
その他	その他調査書査定検証	査定検証

第 31 表

移転計画案の検討		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
	現状使用実態検討	
	移転計画図の作成	
	概要書、比較表等	
	査定検証	

第 32 表

移転工法案の検討 打合せ協議		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第 33 表

移転工法案の検討 関係資料収集		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
関係資料収集		

第34表

企業内容等の把握（調査）		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
企業内容等の調査	調査事項整備	
関係資料収集		

第35表

敷地の使用実態の調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
敷地使用実態調査	敷地使用実態等の整理	

第36表

移転工法案の作成		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
	現状使用実態検討	
	移転計画図の作成	
	概要書、比較表等	
	査定検証	

第37表

事業認定図書等の作成 打合せ協議		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第38表

事業認定図書等の作成 現地踏査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地調査	整理及びまとめ	

第39表

資料の収集及び作成		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
資料収集	整理	

第40表

調査書等の作成		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
法第4条土地調査	事業認定申請書（案）等	
	事業計画書	
	関連事業に関する協議書（案）	
	法第4条土地調書	
	法第4条地管理者意見照会書（案）	
	その他査定検証	

第41表

添付図面の作成		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
	起業地表示図	
	法第4条地表示図	
	関連事業表示図	
	法第4条地管理者意見照会意見添付図	
	起業地計画図等	
	法令制限地表示図	
	許認可等土地表示図	
	参考資料として必要な図面	
	その他必要と認められる図面	

第42表

再算定業務 打合せ協議		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第43表

再算定業務 現地踏査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地調査		

第44表

土地評価 打合せ協議		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第45表

土地評価 現地踏査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地調査		

第46表

各画地の比準業務		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
個別的要因調査	画地判定他	

第47表

残地の比準業務		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
残地状況把握	画地判定他	

第48表

総合調整業務		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地再調査	総合判断	
	格差率調整	
	成果品整理・製本	

第49表

特別比準表作成		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
	特別比準表の作成	

第50表

補償説明 打合せ協議		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第51表

補償説明 現地踏査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
現地調査		

第52表

概況ヒアリング		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
地権者面接		

第53表

説明資料作成		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
	説明資料作成	

第54表

補償説明		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
補償内容の説明 土地、物件調書の配布	説明記録簿の作成	

第55表

消費税等調査 打合せ協議		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
業務打合せ		

第56表

営業調査		
調 査 外 業	調 査 内 業	積 算
営業調査	資料整理	
資料収集	消費税補償の要否判定書作成	
	査定検証	

第 6 編 道路台帳修正業務

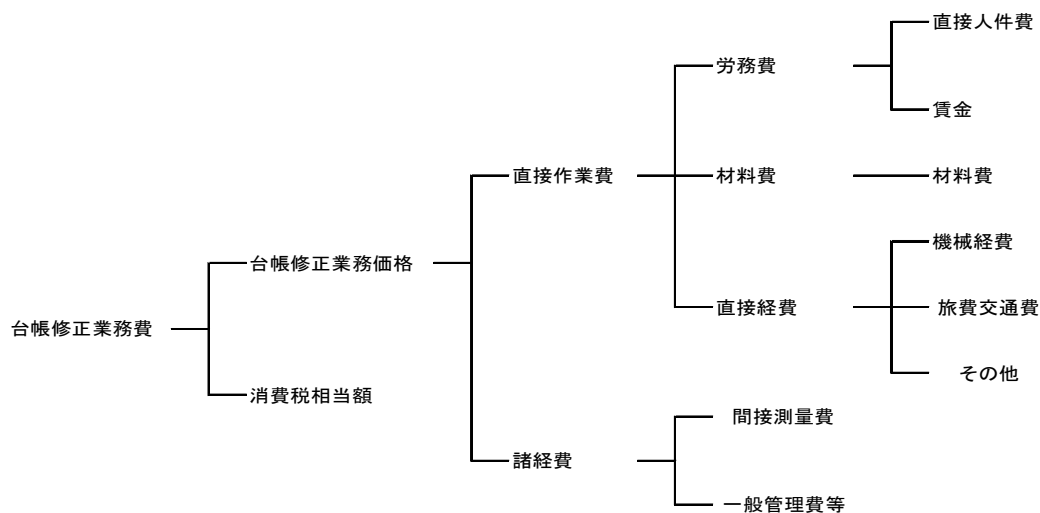
第1章 道路台帳修正業務積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、「道路台帳調整の作業手引き 令和8年4月」（以下「手引き」という。）に基づいて実施した、道路台帳修正業務に適用する。

1-2 道路台帳修正価格

1. 価格の構成



2. 価格構成費目の内容

(1) 直接測量費

直接測量費は、1-5 道路台帳修正業務委託内訳及び単価表による。単価表に係る費用の内訳は以下のとおりとする。

1) 労務費

① 直接人件費

台帳修正作業に従事する技術員の人件費である。

② 賃金

賃金は、当該測量作業を実施するのに要する労務の費用である。

2) 材料費

材料費は、当該測量作業を実施するのに要する材料の費用である。

3) 直接経費

① 機械経費

機械経費は、道路台帳修正作業に使用する機械に要する費用である。

② 旅費交通費

道路台帳修正業務に従事するものに係る旅費・交通費である。

1－3 諸経費率

設計業務等標準積算基準書 第1編「測量業務」の諸経費率による。

1－4 修正業務の概要（積算方法）等

1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

2. 打合せ協議

作業内容の確認のため、業務着手時、業務履行中、路政班ヒヤリング及び成果品納入時の4回を標準とする。ただし、小規模でヒヤリングの確認を必要としない場合は業務着手時、業務履行中、及び成果品納入時の3回を標準とする。

3. 台帳修正

- 1) 台帳平面図の現場作業は、一般部（縮尺 1000 (500) 分の1）とし、台帳の図面表示はすべて縮尺 500 分の1、図面1枚分の延長は500mを標準とする。

＊台帳修正の縮尺

既存台帳の 測量レベル	測量作業 の縮尺	台帳表示縮尺		適 要
		旧様式	新様式 (行政版・公表版)	
工事用平面図 のあるもの	1/500	1/1000 →	1/500	平成20年度以降作成 CAD 図面
既存台帳制度 1/500	1/500	1/1000 →	1/500	
既存台帳制度 1/1000	1/1000	1/1000 →	1/500	
(新規作成)	1/500	－	1/500	

- 2) 平面図の修正は、工事用平面図を参考とし、現地を調査して修正・変換を行う。
工事平面図のないものは、既存台帳を基に修正・変換を行う。
- 3) 台帳修正平面図は、電子平板等によるベクタ方式を標準とする。
- 4) 台帳平面図の修正部はベクタ方式、修正をしない残りのラスタ部分は、随時、ラスタ・ベクタ変換後、レイヤ分けを行う。
- 5) 実延長データ・図面データ等の道路台帳調書データは、エクセルデータとして提出する。
- 6) 修正区分は、修正部分の道路台帳1枚当りの修正面積により、修正区分をA修正からC修正に区分に分ける。（修正延長ではない。）

＊修正区分

修正区分	修正率	適 要
A	60%以上	新規作成を含む全面修正（工事平面図有）
B	5%～60%	災害復旧工事等による図面修正
C	5%未満	局部修正、付属施設の修正、追加等

- 7) 修正する道路台帳は基本的に新様式に変換し行うこととする。これより、新様式への変換も同時に実施するため、台帳の新規作成、台帳修正、新様式への変換の各作業区分は以下表のとおり8パターンとなる。なお、作業の考え方については8)に示す通りである。

修正区分	修正・変換同時作業	修正区分	変換作業のみ 【外業なし】	修正区分	台帳修正のみ（新様式）
A, B	道路台帳（修正）・変換Ⅰ 工事用平面図有・新様式変換 縮尺 1/500 調査データ入力含む	なし	道路台帳 変換Ⅰ（外業なし） 工事用平面図有・新様式変換 縮尺 1/500	A	道路台帳修正（区分A） 変換なし 縮尺 1/500 調査データ入力含む
B	道路台帳（修正）・変換Ⅰ 工事用平面図有・新様式変換 縮尺 1/500 調査データ入力含む	-	-	B	道路台帳修正（区分B） 変換なし 縮尺 1/500 調査データ入力含む
C	道路台帳（修正）・変換Ⅰ 工事用平面図有・新様式変換 縮尺 1/500 調査データ入力含む	なし	道路台帳 変換Ⅲ（外業なし） 工事用平面図無・新様式変換 縮尺 1/500	C	道路台帳修正（区分C） 変換なし 縮尺 1/500 調査データ入力含む

- 8) 修正において、台帳修正と新様式への変換の作業を実施する場合は、下表のとおり、既存の台帳等の平面図の規格と修正率から様式変換区分をⅠからⅢに区分する。

修正区分				概要
修正率 区分	既存台帳 のレベル	様式 変換区分		
A	(新規作成)	Ⅰ	ベクターでの C A Dはあるもの とする	図面の修正も含めて新様式での新規作成作業と同様とする
	工事用平面図 のあるもの			
B	工事用平面図 のあるもの	Ⅱ	ラス・ベク変換は 別途実施※	新様式への変換後の図面一部修正
	既存台帳制度 1/500			
C	既存台帳制度 1/1000	Ⅲ	ラス・ベク変換は 別途実施※	主に様式変換の作業とする
	既存台帳制度 1/500			

※工事平面図とは、平成20年度以降に作成した工事实施のために作成したCADデータである。

※修正率B, Cの図面データの最新様式への変換はベクター化されたCADがあることを前提としており、ない場合は先に変換作業を行った上で、新様式を作成する。なお、これについてはラスタ・ベクタ変換作業を別途計上する。

4. 基準点測量

1) 新点設置測量

①GNSS測量機を用いるネットワーク型RTK測量（単点観測法）を利用する基準点測量を標準とする。

②新点間の距離は次表を標準とする。

測量の区分	既知点の種類	新点間の標準距離
ネットワーク型RTK	電子基準点	200m

③新点は、後続作業における利用、保全及び配点密度等を考慮し、最も適切な位置に選定する。選点基準は次表の点数を標準とする。

修正区分	点数
A 修正	3 点
B 修正	2 点
C 修正	2 点

*隣接する他の道路台帳の基準点が使用できる場合は点数を減じること。

- ④成果品の整理は、**手引き**の「第2編 基準点測量 第6節 成果等の整理 第18条（1）点の記」に基づき整理する。また、街区基準点及び地籍図根多角点を使用した場合はその成果を整理して提出する。

2) 既知点測量

- ①街区基準点及び地籍図根多角点等を使用した場合はその成果を整理して、現地において点検・確認を行う。点検はGNSS測量機を用いるネットワーク型RTK測量（単点観測法）を利用する基準点測量を標準とする。

- ②既知点間の距離は次表を標準とする。

測量の区分	既知点の種類	新点間の標準距離
ネットワーク型 RTK	電子基準点	200m

- ③既知点の基準は次表の点数を標準とする。

修正区分	点数
A 修正	3 点
B 修正	2 点
C 修正	2 点

*隣接する他の道路台帳の基準点が使用できる場合は点数を減じること。

- ④成果品の整理は、**手引き**の「第2編 基準点測量 第6節 成果等の整理 第18条（1）点の記」に基づき整理する。

5. スキャニング

- 1) スキャニングの「補正なし」は、道路台帳閲覧システム等の維持管理に利用する図面の伸び等を問題としない場合に適用する。解像度 300dpi 以上、ファイル形式を T I F F 形式とする。
- 2) スキャニングの「補正あり」は、ラスタ・ベクタ変換等を実施する場合に図面の伸びを 2 点補正してする。解像度 300dpi 以上、ファイル形式を T I F F 形式とする。
- 3) 告示関連資料のスキャニングは、箇所ごとの必要資料をスキャンし、告示ごとに既定の形で保存し提出する。

6. 既存台帳の C A D 変換

平成 19 年度までに作成されたマイラーベースの既存道路台帳を**手引き**に基づき変換する作業である。平面図部分は、スキャニングされた T I F F 形式のデー

タを切り取りののち貼り付けを実施する。座標設定、文字の修正、レイヤ分け等の作業は行わないものとする。

7. 道路台帳 ラスタ・ベクタ変換（1）

手引きに基づいたレイヤ分けを行うものである。CAD 製図基準に適合した文字に修正する。

8. 道路台帳 ラスタ・ベクタ変換（2）

レイヤ分けを行わず、CAD 製図基準に適合した文字に修正する。

9. 道路台帳 文字のみ修正

（例）橋梁名、住所等の 1 ～ 2 箇所の文字を修正する。道路台帳 1 枚を修正する場合には、「5-8. 道路台帳 ラスタ・ベクタ変換（2）」を使用する。

10. 道路台帳 座標設定（机上）

基盤地図（デジタルデータ）を使用して、座標を持たない平面図に座標を設定する。（隣接台帳図面との調製含む。）

11. 管理用座標取得

座標設定された維持管理用道路台帳を利用して管理する構造物の絶対位置・相対位置を取得し整理する。

1) 絶対位置

座標設定された維持管理用道路台帳を活用して、構造物等の位置の絶対位置（世界測地系座標）を読み取り整理する。

2) 相対位置

維持管理用道路台帳を使用して、構造物の位置が台帳の何枚目、その台帳の起点より何メートルの位置にあるか整理する。

（例）003-00	150m
図面コード	始点からの距離
路線図面 3 枚目	図面 1 枚 500m の 150m に位置する。

12. 道路台帳印刷

道路台帳を印刷する。

図面（縮尺 1/1000）：フリーサイズ規格（700×400）、用紙は普通紙 81.4 g／m²と同等のものを使用する。

1 3. 道路台帳 横断図作成（1）

道路台帳に台帳 1 枚の代表横断を幅員データより記入する。

道路幅員構成を道路台帳に明示することを目的とする。

1 4. 道路台帳 横断図作成（2）

道路台帳にトンネル、ロックシェッド等の台帳の横断（断面）図を記入する。

建築限界を道路台帳に明示することを目的とする。

※用語の説明※

ベクタデータ

座標値をもった点列によって表現される図形データをいう（CAD データのことをさす）。

ラスタデータ

行と列に並べられた画素の配列によって構成される画像データをいう。写真・絵データのことをさす。

ラスタ・ベクタ変換

画像データを変換システムによりコンバートし、CAD 用データを取得することをいう。

電子基準点

電子基準点は、全国約 1,200 ヶ所に設置された G P S 連続観測点です。外観は高さ 5 m のステンレス製ピラーで、上部に G P S 衛星からの電波を受信するアンテナ、内部には受信機と通信用機器等が格納されています。

ネットワーク型 RTK

ネットワーク型 RTK 測位は、位置の分かっている電子基準局と GNSS を利用して任意の位置を求める測量方法。

TIFF

アプリケーションソフトに依存しない画像フォーマットを目的として Aldus 社と Microsoft 社によって開発された画像データのフォーマット形式。

D P I

プリンタやスキャナなどで使われる解像度の単位。1 インチを何個の点の集まりとして表現するかを表す。この値が高いほどより写真に近い美しい表現が可能となる。一般に使用されるコピーの解像度は 300～400dpi。

街区基準点

都市部の地籍調査を促進するために街区基準点が設置（200 メートル間隔）されている。測量成果として座標系は世界測地系で公共基準点として国土地理院により公表されている基準点をいう。

地籍図根多角点等

法 14 条地図整備区域において、地籍調査の基準点測量において設置されている。成果の座標系としては、世界測地系に移行される前のデータは日本測地系で測量されおり、測量成

果の管理としては、市町等の地方公共団体に管理されている多角点等をいう。

道路台帳調書データ

道路台帳修正を行った場合、道路台帳の帯部で延長・幅員・構造物及び平面部の標識・防護柵・照明等のデータベースに新規・修正・削除の処理を行うデータをいう。

1 - 5 道路台帳修正 歩掛表

道路台帳修正 歩掛表

1) 作業計画

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	0.50	
測量技師補	人	0.50	
計			1 業務あたり

2) 打合せ協議

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	0.50	
測量技師補	人	0.50	
計			1 回あたり

3) 道路台帳（修正）・変換Ⅰ

工事用平面図有・新様式変換、縮尺 1/500、調書データ入力含む

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	4.50	
測量助手	人	4.50	
測量補助員	人	2.50	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 5 %
計			1 枚あたり

4) 道路台帳（修正）・変換Ⅱ

工事用平面図無・新様式変換、縮尺 1/500、調書データ入力含む

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	2.00	
測量助手	人	2.00	
測量補助員	人	3.50	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 2 %
計			1 枚あたり

5) 道路台帳（修正）・変換Ⅲ

工事用平面図無・新様式変換、縮尺 1/500、調書データ入力含む

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	1.00	
測量助手	人	1.00	
測量補助員	人	2.00	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 7 %
計			1 枚あたり

6) 道路台帳 変換Ⅰ（外業なし）

工事用平面図有・新様式変換、縮尺 1/500

名称	単位	数量	摘要
測量助手	人	0.40	
測量補助員	人	1.50	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 3 %
計			1 枚あたり

7) 道路台帳 変換Ⅲ（外業なし）

工事用平面図無・新様式変換、縮尺 1/500

名称	単位	数量	摘要
測量補助員	人	1.00	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 7 %
計			1 枚あたり

8) 道路台帳修正（区分A）

変換なし、縮尺 1/500、調書データ入力含む

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	0.50	
測量助手	人	4.00	
測量補助員	人	5.50	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 5 %
計			1 枚あたり

9) 道路台帳修正（区分B）

変換なし、縮尺 1/500、調書データ入力含む

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	0.20	
測量助手	人	1.40	
測量補助員	人	2.50	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 5 %
計			1 枚あたり

10) 道路台帳修正（区分C）

変換なし、縮尺 1/500、調書データ入力含む

名称	単位	数量	摘要
測量補助員	人	2.00	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 2 %
計			1 枚あたり

11) 基準点設置 新点設置測量

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	1.62	
測量技師補	人	2.00	
測量助手	人	2.25	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 7 %
計			20 点あたり
			1 点あたり

12) 基準点設置 既知点測量

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	1.00	
測量技師補	人	1.00	
測量助手	人	1.00	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 10 %
計			20 点あたり
			1 点あたり

13) スキャニング

A2 ロングサイズ

名称	単位	単価(円)	
スキャニング (補正無し)	枚	271	解析度 300dpi 以上 TIFF 形式
スキャニング (補正あり)	枚	542	解析度 300dpi 以上 TIFF 形式 図枠 2 点補正
告示関連資料の スキャン	枚	538	解析度 400dpi 以上 TIFF 形式 カラー

14) 既存台帳のCAD変換

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	0.10	
測量技師補	人	0.20	
測量助手	人	0.20	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 10 %
計			10 枚あたり
			1 点あたり

15) 道路台帳 ラスタ・ベクタ変換 (1)

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	2.00	
測量技師補	人	6.00	
測量助手	人	6.00	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 10 %
計			10 枚あたり
			1 枚あたり

16) 道路台帳 ラスタ・ベクタ変換（2）

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	0.15	
測量助手	人	0.20	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 5 %
計			10枚あたり
			1枚あたり

17) 道路台帳 文字のみ修正

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	0.10	
測量助手	人	0.10	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 7 %
計			10枚あたり
			1枚あたり

18) 道路台帳 道路台帳の座標設定

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	0.10	
測量技師補	人	0.10	
測量助手	人	0.15	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 8 %
計			10枚あたり
			1枚あたり

19) 道路台帳 管理用座標取得

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	0.40	
測量助手	人	0.40	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 10 %
計			50箇所あたり
			1箇所あたり

20) 道路台帳印刷

名称	単位	数量	摘要
測量技師補	人	0.25	
測量助手	人	0.50	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 30 %
計			100枚あたり
			1枚あたり

21) 道路台帳 横断図作成 (1)

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	0.15	
測量技師補	人	0.50	
測量助手	人	0.50	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 8 %
計			50断面あたり
			1断面あたり

22) 道路台帳 横断図作成 (2)

名称	単位	数量	摘要
測量技師	人	0.15	
測量技師補	人	1.00	
測量助手	人	1.00	
諸雑費	式		機械経費・通信運搬費・材料費等 人件費の 7 %
計			50断面あたり
			1断面あたり

第7編 発注者支援業務

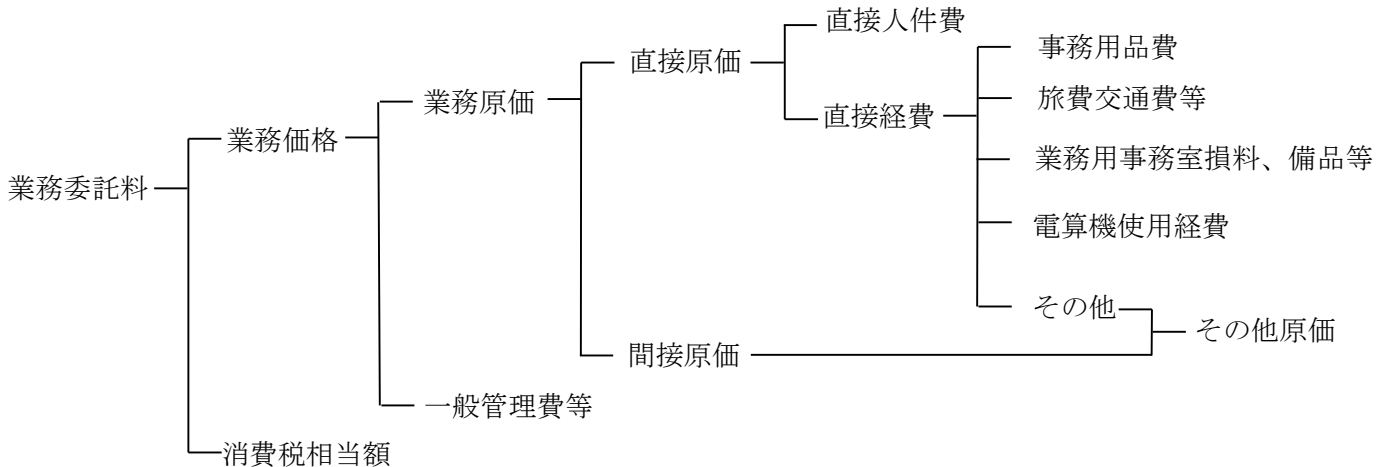
工事監督支援業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、土木工事（港湾空港関係を除く。）に係る工事監督支援業務を発注する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

①直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

②直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a 事務用品費
- b 旅費交通費等（業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む）
- c 業務用事務室損料及び備品費等
- d 電算機使用経費 等

③直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

2) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

3) 業務原価

業務原価は直接原価及び間接原価からなる。

4) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

1) 直接原価

①直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、5. 標準歩掛による。

②直接経費

事務用品費、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

b 旅費交通費等

旅費交通費等に関する算定は設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）に準ずる。

なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

旅費交通費等	旅費交通費等の上限（千円）
直接人件費の4.15%	-

(注) 旅費交通費等の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。

c 業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

d 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を電算機使用経費として積算すること。

電算機使用経費
直接人件費の2.7%

(注) 直接人件費は、往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。

e その他

電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

2) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

3) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行う。

(4) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）を参考とする。

4. 業務内容

(1) 打合せ

- ・業務の実施にあたり、調査職員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行うことを基本とする。
- ・業務履行期間中、調査職員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。
- ・定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来る。

(2) 工事管理

- ・発注者支援業務共通仕様書第4003条を基本とする。

(3) 指揮・監督業務

- ・発注者支援業務共通仕様書第1005条第3項を基本とする。

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1 月当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
定 例 打 合 せ	人	1. 2	技師 (A)	移動時間を含む。2 回／月を標準とする。

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。
2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。
4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

(2) 工事監督支援業務

1) 業務計画

1 業務当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
業 務 計 画	人日	1. 4	技師 (A)	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

2) 工事管理

1 工事当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
工 事 管 理	人日	0. 4	技師 (A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

1 ヶ月当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
指 揮・監 督 業 務	人日	1. 1	技師 (A)	想定される担当技術者が 2 人以下の場合は、0. 5 を乗じる。
担当技術者	式	1. 0	技師 (C)	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による。
直 接 経 費	式	1. 0		

(注) 指揮。監督業務については管理技術者を対象とする。

担当技術者については、以下の通りとする。

- ・ 担当技術者（式/月）＝ 基準日額 × 必要人数 × 19.5 人/日・月 ＋ 超過業務標準相当額
 - ・ 必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
 - ・ 超過業務標準相当額の積算は、月当たり 30 時間相当分を上限に、必要に応じて計上すること。
- なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただし A、B は以下の通りとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

第 8 編 水質採水作業

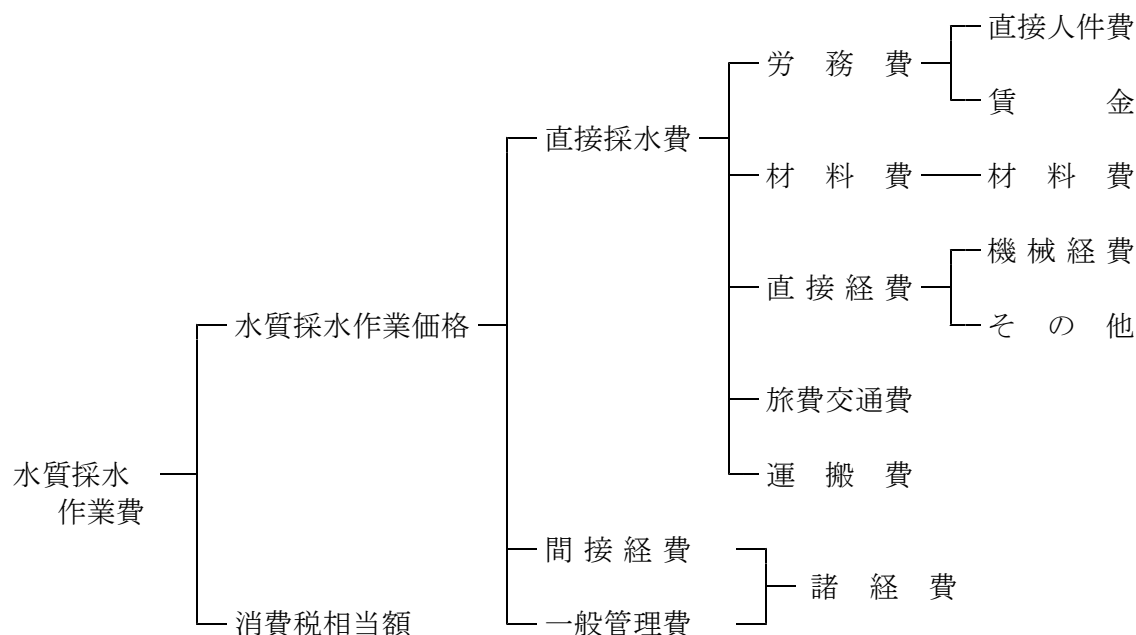
第1章 水質採水作業積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、山口県土木建築部において請負により実施する水質採水作業に適用するものとする。

1-2 水質採水作業費

(1) 作業費の構成



(2) 作業費構成費目の内容

1) 直接採水費

直接採水費は、次の項目について計上する。

イ 労務費

(イ) 直接人件費

当該採水作業に従事する技術員の人件費で、その基準日額は別に定められた「測量技師の基準日額」により算定するものとする。

(ロ) 賃金

賃金は、当該採水作業を実施するのに要する労務費用である。

ロ 材料費

材料費は、当該採水作業を実施するのに要する材料の費用である。

ハ 直接経費

(イ) 直接経費

当該採水作業を実施するのに要する費用である。その算定は「請負工事機械経費積算要領」に基づいて算定するものとする。

(ロ) その他

採水作業に係る直接経費のうち、機械経費を除いた必要な経費である。

ニ 旅費・交通費

旅費・交通費は、当該採水作業を実施するのに要する費用である。

その算定は、「**設計業務等標準積算基準書**」に準じて行う。

ホ 運搬費

採水試料等を別途運搬する場合に要する費用である。

2) 間接経費

間接経費は、動力用水光熱費、その他の費目で直接採水費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。

3) 一般管理費

一般管理費等は一般管理費及び利益よりなる。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分を積算するものとする。

1－3 水質採水作業費の積算方式

水質採水作業費は、次式によって積算する。

$$\begin{aligned}\text{水質採水作業費} &= (\text{直接採水費}) + (\text{間接経費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接採水費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{直接採水費}) + (\text{直接採水費} \times \text{諸経费率}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

(1) 諸経費

水質採水作業費に係る諸経費は、「測量業務積算基準」の諸経费率を、当該直接採水作業費に乗じて得た額とする。なお、「測量業務積算基準」における諸経率標準値及び算出式の直接測量費については、直接採水費に読み替えるものとする。

第2章 水質採水作業標準歩掛

2-1 計画準備

測量技師，測量技師補各1人を標準とする。

作業内容は，採水作業全般にわたる計画を作成し，工事々務所で監督員との打合せを行うもので，打合せの回数は2回（当初，完了時）程度とする。

また，現地調査が必要な場合は追加計上するものとし，測量技師，測量技師補各1人とする。

2-2 採水作業

(1) 班 編 成

1) 橋上採水，徒歩採水作業の場合

測量技師補 1人（現地測定，指導，運転等）

普通作業員 2人（器具運搬，採水その他）

を標準とする。

但し採水量，採水状態等実情にあわせて作業員を増減するものとする。又市街地等で交通規制を受けるなど特別の場合は運転手（一般）を計上するものとする。

2) 船上採水作業の場合

船上採水作業については橋上採水・徒歩採水作業に準ずるほか原則として船夫1人を計上するが船の大きさ，採水水深等実情にあわせて計上する。

(2) 採水作業時間

全項目（健康項目，環境項目，一般項目等）採水の場合，1個所1回当たりの採水作業時間は30分を標準とする。

① 採水作業及び薬品処理	15分
② 準備及び跡片付	10分
③ その他（天候，水位，水温，気温測定等）	5分
計	30分

注）1．採水作業時間の標準は次のとおりとする。

(1) 橋上採水作業の場合

(イ) 歩道が設置されている。

(ロ) 水面までの高さが5～10m以下

(ハ) 水深が2m程度以下

(ニ) 流速が0.5m/S～1.0m/S程度

(2) 徒歩採水作業の場合

(イ) 水深は1.0m程度以下

(ロ) 流速は0.5m/S程度

2. 環境項目のみの場合は①の採水作業及び薬品処理を10分とする。
3. 現場の実情に応じ±20%の範囲内で運用することを原則とする。
4. 採水場所までの移動時間は含まない。

(但し採水地点までが100m程度の徒歩は除く)

5. 湖沼, ダム湖等の水深方向及び地下水調査の採水作業には通用しない。

(3) 移動運搬時間

基地から各班毎に設定された採水場所を巡回し, 基地に帰るまでの通常, 通行すると考えられる順路に従って, 自動車走行距離を計測し, 走行速度で除して, 走行時間を求める。

又徒歩, 船による移動を含む場合もその距離を走行速度で除して所要時間を求め, 走行時間に加えて移動時間とする。

なお, 自動車の車種は, 1, 500CCライトバンを標準とする。

走行速度は次を標準とする。

自動車, 30km/hr (但し高速道路, 市街地, その他で実情にあわない場合は増減してもよい。)

徒 歩, 4 km/hr

船, 実績を考慮して決定する。

注) 1. 基地は原則として, 最寄りの市役所又は, 県庁等とするが, 指名業者の事業所が存在する平均的な地区を考慮してもよい。

2. 自動車の損料は, 運転時間損料+供用日当り損料とし, 標準状態における運転時間当り換算損料は使わない。

(4) 1班当りの全作業時間

全作業時間は, 基地→採水作業→採水作業……採水作業→基地を対象にして次式による。

全作業時間=準備及び跡片付+採水作業時間+移動運搬時間+その他

注) 1. 準備及び跡片付は60分を標準とする。準備とは出発に先立ち作業打合せ, 器具の準備点検, 跡片付けは器具の点検格納, 記録の整理等に要する時間である。

2. その他とは, 水質分析所への試料の引渡し等である。

2－3 運搬作業

運搬作業は、採水作業に含まない作業で、例えば採水日の翌日に別途運搬する場合、湖沼で船のみの採水で運搬を自動車で行う場合等に適用する。

(1) 班 編 成

測量技師補 (運転, 資料の引渡し等)

普通作業員 (積卸し, その他)

各 1 人を標準とする。

(2) 作業時間等

作業時間等は 2－2 の採水作業に準じて計上するものとする。

2－4 その他

(1) 旅費の積算・職種の計上方法

測量技師, 測量技師補について計上する。

(2) 夜間単価(時間外)の計上方法

原則として交代制を考慮しないものとし、時間外作業に対する積算は次のとおりとする。

次の積算により超過勤務(時間外)単価を計算し基準日額に加えるものとする。

なお、休憩時間は拘束時間が12時間以下の場合は1時間、12時間を超え24時間以下の場合は2時間を標準とする。

1) 17時～22時及び5時～8時

1時間当りの単価＝基準日額／8×構成費×125／100

2) 22時～5時

1時間当りの単価＝基準日額／8×構成費×150／100

(3) 連続採水の場合、最終回採水後の残時間の取扱い方法

連続採水の最終回が完了し、試料を目的地まで運搬して基地に帰り、跡片付けを完了するまでの累計時間を計上するものとし、24時間にはこだわらない。

(4) 現地作業の薬品費、冷却材料費及び採水器具費の計上方法

1) 支給又は貸与の場合

支給又は貸与の場合は計上しないものとする。

但し雑品として消耗品等直接人件費の1%以内を計上する。

2) 業者持ちの場合

薬品代及び器具の損料は標準としては直接人件費の3%以内を計上する。ただし、連続採水の場合は15%以内を計上するものとする。

3) 冷却材料の計上

3－4－(4) 1), 2) における冷却材料は必要に応じて計上するものとし、ドライアイス2kg／回とする。

第 9 編 道路管理関係業務

第9編 第1章
橋梁点検業務委託歩掛

< 目 次 >

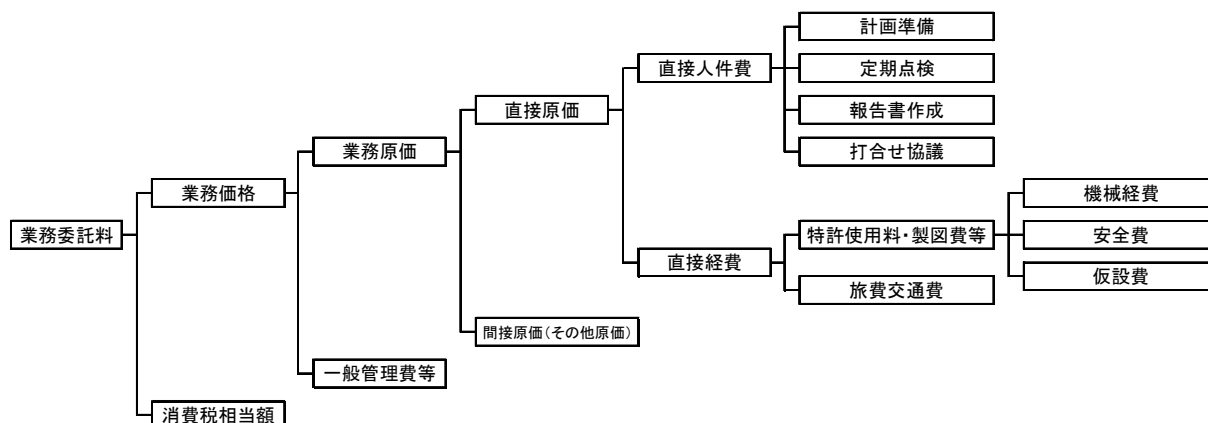
1. 適用範囲	9-1-1
2. 業務委託料	9-1-1
2.1 業務委託料の構成	9-1-1
2.2 業務委託料構成費目の内容	9-1-1
3. 業務委託料の積算	9-1-3
3.1 建設コンサルタントに委託する場合	9-1-3
3.2 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く）	9-1-3
3.3 電子成果品作成費	9-1-4
3.4 橋梁点検における橋梁数の考え方	9-1-5
3.5 橋面積の考え方	9-1-5
4. 業務内容	9-1-6
4.1 業務内容	9-1-6
4.1.1 計画準備	9-1-6
4.1.2 定期点検	9-1-6
4.1.3 報告書作成	9-1-7
4.1.4 打合せ等	9-1-7
5. 直接原価	9-1-8
5.1 直接人件費	9-1-8
5.1.1 計画準備	9-1-8
5.1.2 橋梁概要図作成	9-1-8
5.1.3 定期点検	9-1-9
5.1.4 報告書作成	9-1-11
5.1.5 打合せ等	9-1-12
5.2 直接経費	9-1-12
5.2.1 旅費交通費	9-1-12
5.2.2 機械経費	9-1-12
5.2.3 安全費	9-1-13

1. 適用範囲

本歩掛は、山口県が管理する橋梁について、山口県橋梁点検要領に基づき実施する道路橋の定期点検業務（委託 B 点検）に適用する。

2. 業務委託料

2.1 業務委託料の構成



2.2 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。これ以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

a 機械経費

機械経費は、橋梁点検車を用いる場合に橋梁点検車の機械運転経費について計上する。また、定期点検においてその他の機械（リフト車、ゴンドラ、船舶など）が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

b 安全費

安全費は、橋梁点検車を使用する場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

c 仮設費

道路橋の定期点検における足場条件は、地上、梯子及び橋梁に添架された既設の点検路を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

※機械経費、安全費、仮設費については、直接経費の特許使用料・製図費等に計上。

(2) 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。また、積上計上するものを除いた直接経費（特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用など）を含むものとする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3. 業務委託料の積算

3.1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

業務処理に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、2.2の(1)の2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各発注者（道路管理者）の旅費基準・規則等に準じて積算するものとする。2.2の(1)の2)の各項目以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

3) 間接原価（その他原価）

間接原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{間接原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占める間接原価（その他原価）の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}\text{消費税相当額} &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

3.2 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く）

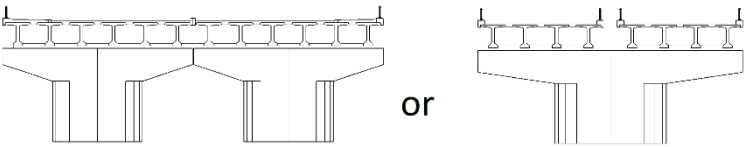
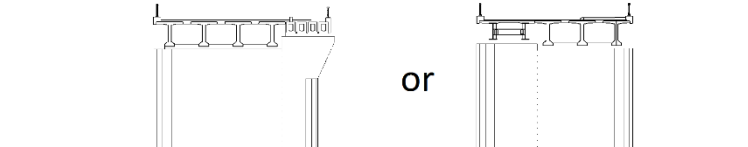
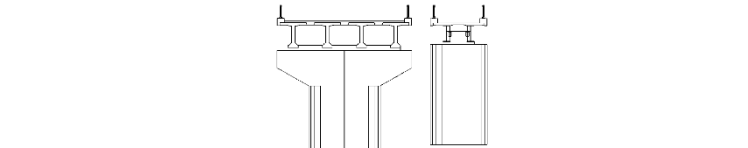
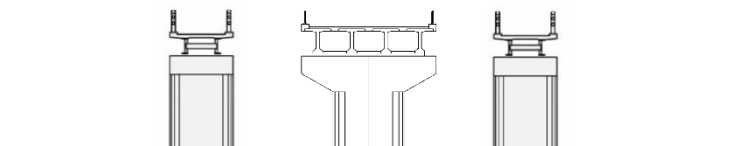
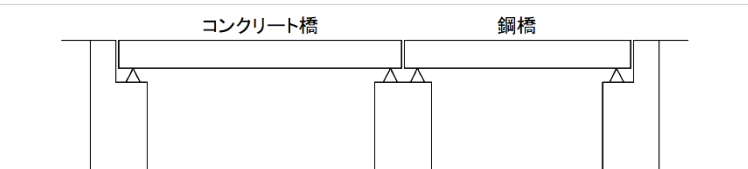
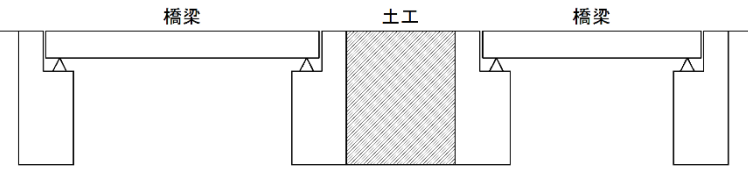
3.1と同一の方法により積算するものとする。ただし、間接原価（その他原価）、一般管理費等については算入しないものとする。

3.3 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用については、「5. 1. 4 報告書作成」の中で別途計上するため、率による計上はしないこと。

3.4 橋梁点検における橋梁数の考え方

橋梁点検における橋梁数の考え方は以下のとおりとする。

(1)上部工が上下線分離構造の場合 	点検・データ整理における橋梁数 2橋 ※橋梁名の付け方 あああ橋(上り) あああ橋(下り)
(2)上部工は分離構造で歩道部のみ拡幅、下部工は一体構造で拡幅した橋梁の場合 	点検・データ整理における橋梁数 1橋 ※橋梁名の付け方 いはい橋
(3)上部工、下部工ともに分離構造の場合 	点検・データ整理における橋梁数 2橋 ※橋梁名の付け方 ううう橋 ううう橋側道橋
(4)本線橋+両側に側道橋の場合 	点検・データ整理における橋梁数 3橋 ※橋梁名の付け方 えええ橋側道橋(上り線) えええ橋 えええ橋側道橋(下り線)
(5)道路方向に異なる橋種の橋梁が連続して架橋されている場合 	点検・データ整理における橋梁数 1橋 主となる橋種を選択する。
(6)道路方向に連続して架橋されている場合(中間に土工がある場合) 	点検・データ整理における橋梁数 2橋 ※橋梁名の付け方 おおお1号橋 おおお2号橋

3.5 橋面積の考え方

本歩掛における橋面積の考え方は以下のとおりとする。

$$\text{橋面積(m}^2\text{)} = \text{全幅員(m)} \times \text{橋長(m)}$$

4. 業務内容

4.1 業務内容

4.1.1 計画準備

業務計画書作成、現地踏査，及び関係機関との協議資料作成等を行う。なお，竣工図書等がない場合は必要に応じて，橋梁概要図（側面図、断面図等の橋梁の概要がわかるもの）を作成する。

(1) 業務計画書作成

業務計画書及び，詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

(2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い，橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境，交通状況，交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。なお，現地踏査時には，リフト車，橋梁点検車，小型船舶等は利用しないものとする。

(3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料，説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4.1.2 定期点検

(1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

山口県橋梁点検要領に基づき，点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が，橋梁点検車，あるいは梯子等を用いて，橋梁点検を近接目視等を行うとともに，健全性の診断を行う。

(2) 点検調書の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について，「山口県橋梁点検要領」で定める様式に基づき「点検調書（その 1～その 4）」、「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」を作成するものとする。「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」は、国土交通省が公開している「点検 DB 登録用様式」を使用する。

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

また，必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために，現地計測を行う。

4.1.3 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、とりまとめにあたっては、「橋梁点検一覧表」を作成し、「点検調書（その 1～その 4）」、「道路橋記録様式（様式 1， 2， 3）」とあわせて納品すること。

4.1.4 打合せ等

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを 1 回行うことを標準とする。中間打合せが 2 回以上必要な場合は、その回数について計上する。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

5. 直接原価

5.1 直接人件費

5.1.1 計画準備 (SY210001)

(10 橋当り)

幅員	橋 長(m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m 程度	2m 以上 5m 以下	2.60	1.20	2.60	3.80	2.60
	5m を超え 10m 以下	2.60	1.20	2.60	3.80	2.60
	10m を超え 15m 以下	2.60	1.20	2.60	3.80	2.60
10m 程度	15m を超え 20m 以下	3.80	1.80	3.80	5.50	3.80
	20m を超え 30m 以下	3.80	1.80	3.80	5.50	3.80
	30m を超え 50m 以下	3.80	1.80	3.80	5.50	3.80
	50m を超え 70m 以下	3.80	1.80	3.80	5.50	3.80
	70m を超え 90m 以下	3.80	1.80	3.80	5.50	3.80
	90m を超え 110m 以下	3.80	1.80	3.80	5.50	3.80
	110m を超え 150m 以下	4.00	2.00	4.00	6.00	4.00
	150m を超え 200m 以下	4.00	2.00	4.00	6.00	4.00
	200m を超え 300m 以下	4.00	2.00	4.00	6.00	4.00
	300m を超え 400m 以下	4.40	2.20	4.40	6.40	4.40
	400m を超え 500m 未満	4.60	2.40	4.60	6.60	4.60

※橋長 2m 以上 15m 以下の橋梁は幅員 4m 程度、橋長が 15m を超える橋梁は幅員 10m 程度を想定している

(注) 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。

点検に関する新技術等の活用検討を含む。

5.1.2 橋梁概要図作成 (SY210003)

(10 橋当り)

幅員	作業区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m 程度	橋梁概要図作成				2.50	5.00
10m 程度	橋梁概要図作成				2.50	5.00

(注) 橋梁概要図作成は竣工図書等がなく，必要な場合のみ計上する

5.1.3 定期点検 (SY210005)

(1) 標準歩掛

(10 橋当り)

幅員	橋 長(m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m 程度	2m 以上 5m 以下			3.00	3.00	3.00
	5m を超え 10m 以下			3.50	3.50	3.50
	10m を超え 15m 以下			4.00	4.00	4.00
10m 程度	15m を超え 20m 以下			6.50	6.50	6.50
	20m を超え 30m 以下			8.00	8.00	8.00
	30m を超え 50m 以下			9.00	9.00	9.00
	50m を超え 70m 以下			9.50	9.50	9.50
	70m を超え 90m 以下			10.00	10.00	10.00
	90m を超え 110m 以下			10.50	10.50	10.50
	110m を超え 150m 以下			11.00	11.00	11.00
	150m を超え 200m 以下			13.00	13.00	13.00
	200m を超え 300m 以下			15.00	15.00	15.00
	300m を超え 400m 以下			17.00	17.00	17.00
	400m を超え 500m 未満			20.00	20.00	20.00

※橋長 2m 以上 15m 以下の橋梁は幅員 4m 程度、橋長が 15m を超える橋梁は幅員 10m 程度を想定している

- (注) 1. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の橋梁に適用する。
2. 橋梁点検車等を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上のこと。
3. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。
4. 「点検調書（その 1～その 4）」、「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」の作成を含む。
5. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
6. 定期点検時の簡易な清掃（排水設備や伸縮装置のつまり除去等）を含む。

日当たり作業量は下表を標準とする。

幅員	橋 長(m)	単位	日当たり作業量
4m 程度	2m 以上 5m 以下	橋	3.00
	5m を超え 10m 以下	〃	2.50
	10m を超え 15m 以下	〃	2.00
10m 程度	15m を超え 20m 以下	〃	1.50
	20m を超え 30m 以下	〃	1.25
	30m を超え 50m 以下	〃	1.00
	50m を超え 70m 以下	〃	1.00
	70m を超え 90m 以下	〃	1.00
	90m を超え 110m 以下	〃	1.00
	110m を超え 150m 以下	〃	0.90
	150m を超え 200m 以下	〃	0.80
	200m を超え 300m 以下	〃	0.70
	300m を超え 400m 以下	〃	0.60
	400m を超え 500m 未満	〃	0.50

(2) 標準歩掛の補正

定期点検については、作業時間、及び、「AI によるインフラ点検・診断システム」の活用有無により補正係数を求め、標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

補正係数 = $\alpha \times \beta$ α : 作業時間による補正係数

β : 「AI によるインフラ点検・診断システム」活用有無による補正係数

※補正係数の算出については、小数第2位（小数第3位四捨五入）とする。

1) 作業時間による補正（ α ）

作業時間による補正

作業時間	昼間	夜間
補正係数（ α ）	1.0	1.5

※夜間作業（22 時～5 時程度）を行う場合は、標準歩掛に上記の補正係数を乗じることにより、補正（割増）を行うものとする。

2) 「AI によるインフラ点検・診断システム」活用有無による補正（ β ）

システム活用有無	活用無し	活用有り
補正係数（ β ）	1.0	0.85

※本システムは、原則、単径間の橋梁及び溝橋において原則適用する。ただし、安全な作業が困難な場合には適用しない。詳細は「AI によるインフラ点検・診断システム運用ガイドライン」を参照すること。

※本補正係数は、損傷程度の評価を支援する AI（評価 AI）、健全性の診断を支援する AI（診断 AI）の活用有無、3D モデル取得・損傷位置図作成の有無によらず、ぶちスマ点検 for Brg（点検アプリ）を使用した場合に適用するものとする。

【参考：適用範囲】

点検アプリ：単径間の橋梁及び溝橋

3DLidar アプリ、診断 AI、評価 AI：橋長 10m 以下の単径間の橋梁及び溝橋

※安全な作業が困難な場合を除く

5.1.4 報告書作成 (SY210007)

(10 橋当り)

幅員	橋 長(m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m 程度	2m 以上 5m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	5m を超え 10m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	10m を超え 15m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
10m 程度	15m を超え 20m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	20m を超え 30m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	30m を超え 50m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	50m を超え 70m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	70m を超え 90m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	90m を超え 110m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	110m を超え 150m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	150m を超え 200m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	200m を超え 300m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	300m を超え 400m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	400m を超え 500m 未満	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50

※橋長 2m 以上 15m 以下の橋梁は幅員 4m 程度、橋長が 15m を超える橋梁は幅員 10m 程度を想定している

(注) 報告書及び電子データの納品を含む。

5.1.5 打合せ等 (SY210009)

(1 業務当たり)

区分		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
打 合 せ	業務着手時	0.50	0.50	0.50			
	中間打合せ	0.50	0.50	0.50			1 回あたり
	成果物納入時	0.50	0.50	0.50			

(注) 中間打合せは、1 業務当たり 1 回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる

5.2 直接経費

5.2.1 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

5.2.2 機械経費

橋梁点検作業時において、リフト車、橋梁点検車、小型船舶を要する場合は、機械経費を計上する。機械経費には、車両損料、保険代、燃料費、運転手人件費、回送費を含む。

(1) 標準歩掛 (日作業量)

名称	日作業量 (m ²)	単位	数量	単価 (円)	備考
リフト車	500	日	1	36,360	リース 作業床高 10m程度
リフト車	500	日	1	56,060	リース 作業床高 20m程度
小型橋梁点検車 (BT-200 相当)	500	日	1	120,480	リース
大型橋梁点検車 (BT-400 相当)	800	日	1	969,000	リース
小型船舶	300	日	1	48,680	リース

(注) 計上数量の算出は、橋面積 (m²) を日作業量 (m²/日) で除した日数とし、小数第 1 位 (少数第 2 位を四捨五入) 止めとする。

<例>数量算出の事例

リフト車 (作業床高) の計上数量算出

橋面積 A = 2,410 m² の橋梁の場合 (リフト車の日作業量 : 500m²/日)

$$\begin{aligned} \text{計上数量} &= 2,410 \div 500 = 4.82 \text{ 日} \\ &\approx \underline{4.8 \text{ 日}} \end{aligned}$$

5.2.3 安全費

橋梁点検作業時の安全確保を図るため、リフト車、橋梁点検車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導警備員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

(1) 標準歩掛

1) 交通誘導警備員

(1人・1日当り)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通誘導警備員 A	人	1	※	
交通誘導警備員 B	人	1	※	

(注) ※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

2) 交通規制設備

(1現場・1日当り)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	31,445	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	60,490	

(注) 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料を含む。

第 7 編 第 2 章
橋梁点検業務委託歩掛
溝橋（カルバート）編

< 目 次 >

1. 適用範囲	9-2-1
2. 業務委託料	9-2-1
2.1 業務委託料の構成	9-2-1
2.2 業務委託料構成費目の内容	9-2-1
3. 業務委託料の積算	9-2-2
3.1 建設コンサルタントに委託する場合	9-2-2
3.2 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く）	9-2-3
3.3 電子成果品作成費	9-2-3
3.4 橋面積の考え方	9-2-3
4. 業務内容	9-2-4
4.1 業務内容	9-2-4
4.1.1 計画準備	9-2-4
4.1.2 定期点検	9-2-4
4.1.3 報告書作成	9-2-4
4.1.4 打合せ協議	9-2-5
5. 直接原価	9-2-6
5.1 直接人件費	9-2-6
5.1.1 計画準備	9-2-6
5.1.2 溝橋（カルバート）概要図作成	9-2-6
5.1.3 定期点検	9-2-7
5.1.4 報告書作成	9-2-7
5.1.5 打合せ等	9-2-9
5.2 直接経費	9-2-10
5.2.1 旅費交通費	9-2-10
5.2.2 機械経費	9-2-10
5.2.3 安全費	9-2-11

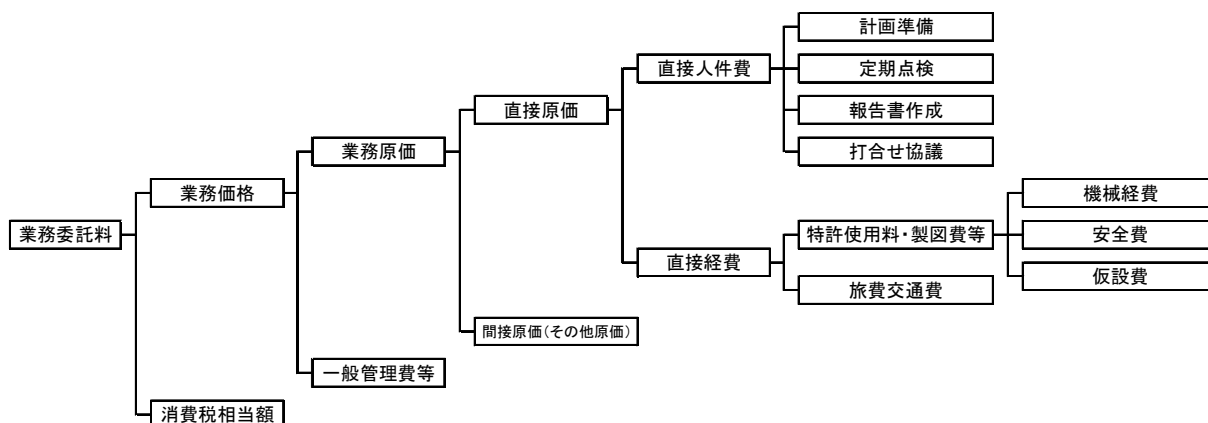
1. 適用範囲

本歩掛は、山口県が管理する橋梁の内、山口県橋梁点検要領に基づき実施する橋長 2m以上、土被り 1 m未満の溝橋（カルバート）の定期点検業務（委託 B 点検）に適用する。

対象となる溝橋（カルバート）については、リフト車及び胴長を用いて点検可能な溝橋（カルバート）とし、進入が困難な場合は別途検討することとする。

2. 業務委託料

2.1 業務委託料の構成



2.2 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。これ以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

a 機械経費

機械経費は、リフト車を用いる場合にリフト車の機械運転経費について計上する。また、定期点検においてその他の機械が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

b 安全費

安全費は、リフト車を使用する場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

c 仮設費

仮設備（水替え等）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

※機械経費、安全費、仮設費については、直接経費の特許使用料・製図費等に計上。

(2) 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。また、積上計上するものを除いた直接経費（特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用など）を含むものとする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3. 業務委託料の積算

3.1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

業務処理に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、2.2の(1)の2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各発注者（道路管理者）の旅費基準・規則等に準じて積算するものとする。2.2の(1)の2)の各項目以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

3) 間接原価（その他原価）

間接原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{間接原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占める間接原価（その他原価）の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} = & \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ & + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

3.2 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く）

3.1 と同一の方法により積算するものとする。ただし、間接原価（その他原価）、一般管理費等については算入しないものとする。

3.3 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用については、「5.1.4 報告書作成」の中で別途計上するため、率による計上はしないこと。

3.4 橋面積の考え方

本歩掛における溝橋（カルバート）の橋面積の考え方は以下のとおりとする。

$$\text{橋面積(m}^2\text{)} = \text{カルバート延長(m)} \times \text{内空幅(m)}$$

4. 業務内容

4.1 業務内容

4.1.1 計画準備

業務計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。なお、竣工図書等がない場合は必要に応じて、溝橋（カルバート）概要図（側面図、断面図等の橋梁の概要がわかるもの）を作成する。

(1) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

(2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。なお、現地踏査時には、リフト車等は利用しないものとする。

(3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4.1.2 定期点検

(1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

山口県橋梁点検要領に基づき、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が、リフト車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視等で行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。

(2) 点検調書の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、山口県橋梁点検要領で定める様式に基づき「点検調書（その 1～その 4）」、「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」を作成するものとする。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

4.1.3 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、とりまとめにあたっては、「橋梁点検一覧表」を作成し、「点検調書（その 1～その 4）」、「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」とあわせて、電子媒体でも納品すること。

4.1.4 打合せ等

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを 1 回行うことを標準とする。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

5. 直接原価

5.1 直接人件費

5.1.1 計画準備 (SY220001)

(10 橋当り)

内空幅	カルバート延長(m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
15m 以下	5m 以下	1.50	1.50	1.50	2.50	1.50
	5m を超え 10m 以下	1.50	1.50	1.50	2.50	1.50
	10m を超え 15m 以下	1.50	1.50	1.50	2.50	1.50
	15m を超え 20m 以下	2.00	2.00	2.00	3.00	2.00
	20m を超え 30m 以下	2.00	2.00	2.00	3.00	2.00
	30m を超え 50m 以下	2.00	2.00	2.00	3.00	2.00
	50m を超え 70m 以下	2.50	2.50	2.50	4.00	2.50
	70m を超え 90m 以下	2.50	2.50	2.50	4.00	2.50
	90m を超え 110m 以下	2.50	2.50	2.50	4.00	2.50
	110m を超え 150m 以下	3.00	3.00	3.00	4.50	3.00
	150m を超え 200m 以下	3.00	3.00	3.00	4.50	3.00

(注) 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。
点検に関する新技術等の活用検討を含む。

5.1.2 溝橋（カルバート）概要図作成 (SY220003)

(10 橋当り)

作業区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
溝橋（カルバート） 概要図作成				2.50	5.00

(注) 溝橋（カルバート）概要図作成は竣工図書等がなく，必要な場合のみ計上する。

5.1.3 定期点検 (SY220005)

(1) 標準歩掛

(10 橋当り)

内空幅	カルバート延長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
15m 以下	5m 以下			3.00	3.00	3.00
	5m を超え 10m 以下			4.00	4.00	4.00
	10m を超え 15m 以下			4.50	4.50	4.50
	15m を超え 20m 以下			5.00	5.00	5.00
	20m を超え 30m 以下			6.00	6.00	6.00
	30m を超え 50m 以下			7.00	7.00	7.00
	50m を超え 70m 以下			8.00	8.00	8.00
	70m を超え 90m 以下			9.00	9.00	9.00
	90m を超え 110m 以下			10.00	10.00	10.00
	110m を超え 150m 以下			12.00	12.00	12.00
	150m を超え 200m 以下			15.00	15.00	15.00

- (注) 1. 上記は、内空高さ 1.5m 以上の通常の姿勢で点検可能な溝橋（カルバート）に適用する。
2. 点検は、溝橋（カルバート）躯体の他、橋面、高欄、附属物（翼壁、目地、止水板、排水施設、照明器具等）についても対象とする。
3. リフト車等を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上のこと。
4. 水替え等の仮設備の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。
5. 「点検調書（その 1～その 4）」、「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」の作成を含む。
6. 溝橋（カルバート）間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
7. 定期点検時の簡易な清掃（排水設備や伸縮装置のつまり除去等）を含む。

(2) 標準歩掛の補正

定期点検については、溝橋（カルバート）の内空高さ、及び、「AI によるインフラ点検・診断システム」の活用有無により補正係数を求め、標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

補正係数 = $\alpha \times \beta$ α : 内空高さによる補正係数

β : 「AI によるインフラ点検・診断システム」活用有無による補正係数

※補正係数の算出については、小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）とする。

1) 内空高さによる補正 (α)

内空高さ	1.5m以上	1.5m未満
補正係数 (α)	1.0	1.5

※内空高さ 1.5m未満の溝橋（カルバート）については、通常の姿勢での点検が困難であり、作業能率が低下すると考えられるため、歩掛を補正する。なお、内空高さによらず進入が困難なものについては別途検討すること。

2) 「AI によるインフラ点検・診断システム」活用有無による補正 (β)

システム活用有無	活用無し	活用有り
補正係数 (β)	1.0	0.85

※本システムは、原則、単径間の橋梁及び溝橋において原則適用する。ただし、安全な作業が困難な場合には適用しない。詳細は「AI によるインフラ点検・診断システム運用ガイドライン」を参照すること。

※本補正係数は、損傷程度の評価を支援する AI（評価 AI）、健全性の診断を支援する AI（診断 AI）の活用有無、3D モデル取得・損傷位置図作成の有無によらず、ぶちスマ点検 for Brg（点検アプリ）を使用した場合に適用するものとする。

【参考：適用範囲】

点検アプリ：単径間の橋梁及び溝橋

3DLidar アプリ、診断 AI、評価 AI：橋長 10m 以下の単径間の橋梁及び溝橋

※安全な作業が困難な場合を除く

日当たり作業量は下表を標準とする。

内空幅	カルバート延長 (m)	単位	日当たり作業量 (内空高 1.5m 以上)	日当たり作業量 (内空高 1.5m 未満)
15m 以下	2m 以上 5m 以下	橋	1.25	1.00
	5m を超え 10m 以下	〃	1.00	0.80
	10m を超え 15m 以下	〃	1.00	0.80
	15m を超え 20m 以下	〃	0.75	0.60
	20m を超え 30m 以下	〃	0.75	0.60
	30m を超え 50m 以下	〃	0.75	0.60
	50m を超え 70m 以下	〃	0.75	0.60
	70m を超え 90m 以下	〃	0.75	0.40
	90m を超え 110m 以下	〃	0.50	0.40
	110m を超え 150m 以下	〃	0.50	0.40
	150m を超え 200m 以下	〃	0.25	0.20

5.1.4 報告書作成 (SY220007)

(10 橋当り)

内空幅	カルバート延長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
15m 以下	5m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	5m を超え 10m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	10m を超え 15m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	15m を超え 20m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	20m を超え 30m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	30m を超え 50m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	50m を超え 70m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	70m を超え 90m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	90m を超え 110m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	110m を超え 150m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50
	150m を超え 200m 以下	0.50	0.50	1.00	1.00	1.50

(注) 報告書及び電子データの納品を含む。

5.1.5 打合せ等 (SY220009)

(1 業務当り)

区分		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
打 合 せ	業務着手時	0.50	0.50	0.50			
	中間打合せ	0.50	0.50	0.50			1 回あたり
	成果物納入時	0.50	0.50	0.50			

(注) 中間打合せは、1 業務当り 1 回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる

5.2 直接経費

5.2.1 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

5.2.2 機械経費

橋梁点検作業時において、リフト車を要する場合は、機械経費を計上する。機械経費には、車両損料、保険代、燃料費、運転手人件費、回送費を含む。

(1) 標準歩掛（日作業量）

名称	日作業量 (m ²)	単位	数量	単価 (円)	備考
リフト車	500	日	1	36,360	リース 作業床高 10m程度

(注) 計上数量の算出は、橋面積 (m²) を日作業量 (m²/日) で除した日数とし、小数第 1 位 (少数第 2 位を四捨五入) 止めとする。

<例>数量算出の事例

リフト車の計上数量算出

橋面積 A = 240m² の溝橋 (カルバート) の場合

(リフト車の日作業量 : 500m²/日)

$$\begin{aligned}\text{計上数量} &= 240 \div 500 = 0.48 \text{ 日} \\ &\div 0.5 \text{ 日}\end{aligned}$$

5.2.3 安全費

橋梁点検作業時の安全確保を図るため、リフト車等を使用する場合は、車両の前後に交通誘導警備員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

(1) 標準歩掛

1) 交通誘導警備員

(1人・1日当り)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通誘導警備員 A	人	1	※	
交通誘導警備員 B	人	1	※	

(注) ※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による

交通誘導警備員 A: 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B: 警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

2) 交通規制設備

(1現場・1日当り)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	31,445	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	60,490	

(注) 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料を含む。

第 9 編 第 3 章
橋梁点検業務委託歩掛
A 点検編

< 目 次 >

1. 適用範囲	9-3-1
2. 業務委託料	9-3-1
3. 業務委託料の積算	9-3-1
4. 業務内容	9-3-1
4.1 業務内容	9-3-1
4.1.1 計画準備	9-3-1
4.1.2 現地踏査	9-3-1
4.1.3 関係機関との協議資料作成	9-3-1
4.1.4 定期点検	9-3-1
4.1.5 第三者被害予防措置	9-3-1
4.1.6 点検調書作成	9-3-1
4.1.7 健全性の診断調書作成	9-3-1
4.1.8 報告書作成	9-3-1
4.1.9 打合せ等	9-3-1
5. 直接原価	9-3-1
5.1 直接人件費	9-3-1
5.1.1 健全性の診断調書作成	9-3-1

1. 適用範囲

本歩掛は、山口県が管理する橋梁について、橋梁定期点検要領（令和 6 年 7 月）国土交通省道路局国道・技術課に基づき実施する道路橋の定期点検業務（委託 A 点検）を行う際に適用する。

2. 業務委託料

設計業務等標準積算基準書に準ずる。

3. 業務委託料の積算

設計業務等標準積算基準書に準ずる。

4. 業務内容

4.1 業務内容

4.1.1 計画準備, 4.1.2 現地踏査, 4.1.3 関係機関との協議資料作成, 4.1.4 状態の把握（点検）, 4.1.5 第三者被害予防措置, 4.1.6 点検調書作成, 4.1.8 報告書作成, 4.1.9 打合せ

設計業務等標準積算基準書に準ずる。

4.1.7 健全性の診断調書作成

点検調書を基に、健全性の診断を行い、定期点検記録様式（その 1～11）、橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 1～3）、データ記録様式（その 1～6）の作成を行う。また、「基礎データ入力表」、「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」、「橋梁点検一覧表」、「橋梁管理カルテ」の作成を含む。

5. 直接原価

5.1 直接人件費

5.1.1 健全性の診断調書作成 (SY230001)

(1 橋当たり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
健全性の診断調書作成		0.50	1.00	1.00		

(注) 橋梁定期点検要領 R6.7 (国土交通省道路局 国道・技術課) に基づく点検「委託 A 点検」の健全性の診断を行い、定期点検記録様式（その 1～11）、橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 1～3）、データ記録様式（その 1～6）の作成及び、「基礎データ入力表」、「道路橋記録様式（様式 1、2、3）」、「橋梁点検一覧表」、「橋梁管理カルテ」の作成を行うもの。

第9編 第4章
橋梁詳細調査業務
橋梁補修・補強設計業務
委託步掛

< 目 次 >

1. はじめに	9-4-1
2. 適用範囲	9-4-1
3. 橋梁補修・補強設計業務委託料	9-4-1
3.1 業務委託料の構成	9-4-1
3.2 業務委託料構成費目の内容	9-4-2
3.3 機械経費、安全費、仮設費、試験費	9-4-2
3.4 作業区分及び業務内容	9-4-3
3.5 橋面積の考え方	9-4-5
3.6 補正係数の有効数字について	9-4-5
3.7 調査・設計における橋梁数の考え方	9-4-6
4. 直接人件費	9-4-7
4.1 設計計画	9-4-7
4.2 詳細調査	9-4-7
4.3 上部工補修設計	9-4-9
4.4 下部工補修設計	9-4-11
4.5 溝橋（カルバート）補修設計	9-4-14
4.6 伸縮装置取替え設計	9-4-15
4.7 支承防錆設計	9-4-16
4.8 高欄・防護柵取替え設計	9-4-16
4.9 橋面防水工設計	9-4-18
4.10 耐震補強計画	9-4-19
4.11 液状化検討	9-4-19
4.12 復元設計	9-4-20
4.13 橋脚耐震補強設計	9-4-22
4.14 上部工補強設計	9-4-24
4.15 動的照査	9-4-26
4.16 上部工耐荷力照査	9-4-26
4.17 基礎の照査	9-4-27
4.18 支承部の補強設計	9-4-28
4.19 落橋防止システム設計	9-4-30
4.20 検査路設計	9-4-32
4.21 施工計画	9-4-33
4.22 関係機関協議	9-4-34
4.23 報告書作成	9-4-35
4.24 照査	9-4-35

4.25 打合せ等	9-4-36
5. 直接経費	9-4-37
5.1 旅費交通費	9-4-37
5.2 電子成果品作成費	9-4-37
5.3 電子計算機使用料	9-4-37
5.4 機械経費	9-4-37
5.5 安全費	9-4-38
5.6 仮設費	9-4-38
5.7 試験費	9-4-39

1. はじめに

本歩掛は、詳細調査、補修設計、補強設計の3つで構成されており、発注形態については、以下の2パターンを基本とする。

- 補修設計業務 : 詳細調査 + 補修設計
- 補修・補強設計業務 : 詳細調査 + 補修設計 + 補強設計

2. 適用範囲

本歩掛は、山口県が管理する既設橋梁の補修設計、補修・補強設計業務に適用するものとする。なお、土被り1m未満の溝橋（カルバート）についても適用するものとする。

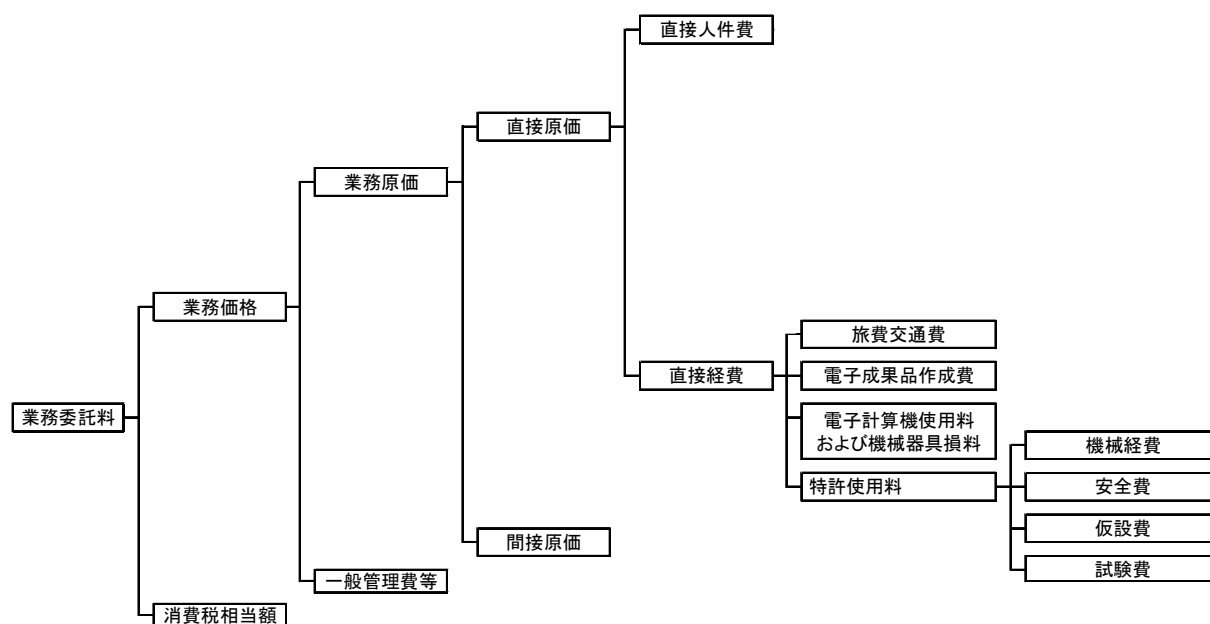
ただし、本歩掛において調査及び補修設計で対象とする橋梁形式は、一般的な桁橋（床版橋、桁橋）、トラス橋、アーチ橋、溝橋（カルバート）とし、斜張橋、吊橋は本歩掛の対象外とする。

また、補強設計で対象とする橋梁形式は、一般的な桁橋（床版橋、桁橋）とし、特殊橋（アーチ橋、トラス橋、斜張橋、吊橋）及び溝橋（カルバート）は本歩掛の対象外とする。

適用範囲	床版橋	溝橋 (カルバート)	桁橋	アーチ橋	トラス橋	斜張橋	吊橋
補修設計	○	○	○	○	○	×	×
補強設計	○	×	○	×	×	×	×

3. 橋梁補修・補強設計業務委託料

3.1 業務委託料の構成



3.2 業務委託料構成費目の内容

業務委託料構成費目の内容は、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

3.3 機械経費、安全費、仮設費、試験費

機械経費、安全費、仮設費、試験費については、直接経費の特許使用料に計上する。

3.4 作業区分及び業務内容

作業区分		業務内容
設計計画		既存の資料の収集・整理及び設計条件の整理を行い、業務計画書の作成を行う。
詳細調査	現地踏査	既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握（損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）するほか、数量表の記載事項を現地にて確認する。
	調査計画	既存資料の収集・整理及び現地踏査を行った後、詳細調査の順序及び方法、仮設備計画、実施体制、工程、安全管理体制等について計画し、調査実施計画書としてとりまとめる。
	外観変状調査	既存資料と現地状況との整合性を確認するほか、橋梁全体（舗装、伸縮装置等含む）を対象として、全スパンについて地上（梯子・脚立等）・足場、リフト車・点検車、小型船舶等を用いて近接目視及びハンマーによる打音調査を行う等全体の損傷状況の傾向を把握する。
	形状寸法測定	竣工図書等がない場合に、補修・補強設計に必要な形状寸法を測定する。
	各種試験	コンクリートの圧縮強度、静弾性係数、鉄筋の配置状況、中性化試験、全塩化物イオン量調査、残存膨張量試験等、補修・補強設計に必要な各種試験を実施する。
	各種試験結果とりまとめ	各種試験結果のとりまとめ、総合評価を行う。
	損傷図作成	損傷図がない場合に、外観変状調査結果等を基に、損傷図の作成を行う。
	補修・補強箇所の抽出	外観変状調査、各種試験結果とりまとめ等を総合的に勘案し、劣化機構・損傷原因の特定、劣化・進行性予測、構造物の性能・健全度評価、補修の要否等の判定を行い、補修・補強箇所を抽出する。
補修設計	上部工補修設計	設計計算を必要としない上部工補修設計に適用する。
	下部工補修設計	設計計算を必要としない下部工補修設計に適用する。
	溝橋（カルバート）補修設計	設計計算を必要としない溝橋（カルバート）の補修設計に適用する。
	伸縮装置取替え設計	既設伸縮装置の取替え設計に適用する。
	支承防錆設計	既設鋼製支承の防錆処理（塗装塗替え・金属溶射等）に適用する。
	高欄・防護柵取替え設計	既設高欄・防護柵の取替え設計に適用する。
	橋面防水工設計	既設上部工の橋面防水工設計（新設・取替え）に適用する。

作業区分		業務内容
補強設計	耐震補強計画	詳細調査等により把握した内容を基に、現場条件、経済性等を考慮し、橋梁全体の耐震補強方針及び設計計画を立案する。
	液状化検討	基礎周辺地盤の液状化が懸念される場合に、地震時に不安定となる地盤か否かの判定を行う。 なお、既存資料では液状化判定に必要な情報が不十分な場合には、追加ボーリング調査等の提案を行う。
	復元設計	建設当時の設計計算書や図面がない場合に、上部工重量や橋脚配筋状況等、耐震補強設計に必要となる情報を得るために復元設計を行う。
	橋脚耐震補強設計	既設橋脚の耐震性能評価を行い、最適な耐震補強工法を選定し、設計を行う。
	上部工補強設計	既設コンクリート橋及び鋼橋の上部工の補強設計を行う。
	動的照査	耐震補強設計において、地震時の挙動が複雑な場合等に時刻歴応答解析法による動的照査を行う。
	上部工耐荷力照査	既設橋梁が B 活荷重で設計されていない場合に、「既設橋梁の耐荷力照査実施要領（案）」に基づく照査を行い、設計活荷重と照査結果の関連性を考察する。
	基礎の照査	耐震補強対策後の構造において、基礎に作用する地震時慣性力を考慮した基礎の照査を実施し、耐震補強の必要性について考察・とりまとめを行う。
	支承部の補強設計	落橋防止システム設計とあわせて、支承部の耐震性能評価を行い、必要に応じて水平力分担構造等による支承部の補強設計又は取替え設計を行う。
	落橋防止システム設計	橋梁全体の落橋防止システム（落橋防止構造、横変位拘束構造、桁かかり長）の要否、構造を検討し、設計を行う。
	検査路設計	検査路設置の要否、構造を検討し、設計を行う。

※ 補修設計、補強設計における『対策工法の検討』については、構造特性、施工性、経済性、維持管理及び山口県長寿命化計画の考え方等総合的な観点から、技術的特徴、新技術の活用検討、課題の整理、評価を加えた比較一覧表を作成し、選定を行う。

作業区分	業務内容
施工計画	構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に必要な計画書を作成する。
関係機関協議	河川管理者、道路管理者（県以外）、鉄道事業者等の関係機関との協議、諸手続き、資料収集及び、協議用資料の作成を行う。
報告書作成	数量計算、施工計画を基に概算工事費の算定を行うとともに、調査・設計業務の成果として、設計業務成果概要書、調査報告書、各種設計概要書、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費計算書、施工計画書等を作成する。
照査	山口県業務委託共通仕様書に準じた照査を行う。
打合せ等	中間打合せは 2 回（耐震補強の工法選定または、架替え設計を行う場合は 3 回）を標準とし、業務着手時と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

3.5 橋面積の考え方

本歩掛における橋面積の考え方は、以下のとおりとする。

$$\text{橋面積}(\text{m}^2) = \text{有効幅員}(\text{m}) \times \text{橋長}(\text{m})$$

$$\text{有効幅員}(\text{m}) = \text{全幅員}(\text{m}) - \text{地覆幅}(\text{m})$$

ただし、溝橋（カルバート）の橋面積の考え方は、以下のとおりとする。

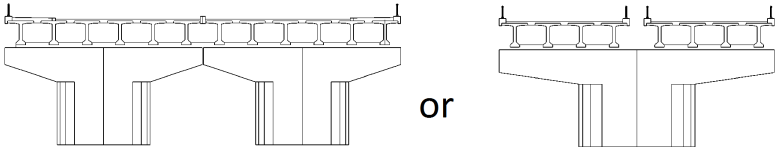
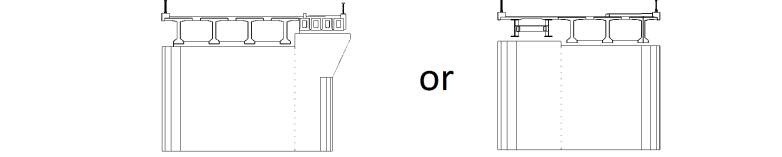
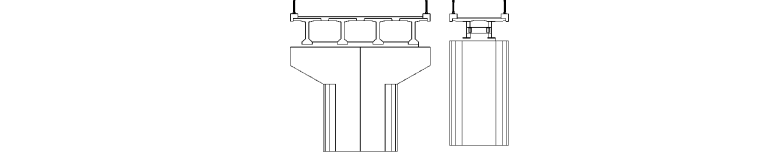
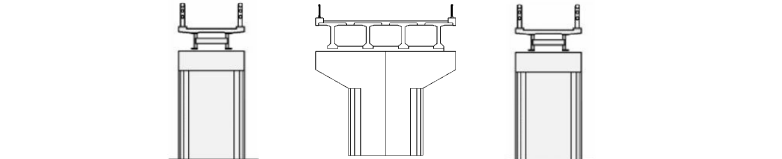
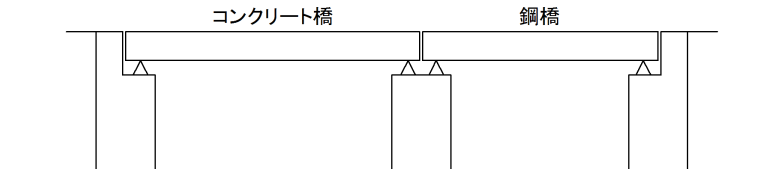
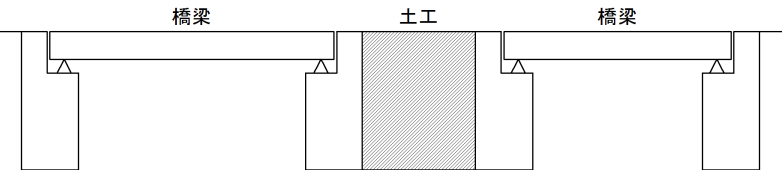
$$\text{橋面積}(\text{m}^2) = \text{カルバート延長}(\text{m}) \times \text{内空幅}(\text{m})$$

3.6 補正係数の有効数字について

補正係数の算出については、**設計業務等標準積算基準書**に基づき補正係数及び変化率は、小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出することとする。

3.7 調査・設計における橋梁数の考え方

調査・設計橋梁の橋梁数の考え方は以下のとおりとする。

(1)上部工が上下線分離構造の場合 	点検・データ整理における橋梁数 2橋 ※橋梁名の付け方 あああ橋(上り) あああ橋(下り)
(2)上部工は分離構造で歩道部のみ拡幅、下部工は一体構造で拡幅した橋梁の場合 	点検・データ整理における橋梁数 1橋 ※橋梁名の付け方 いいいい橋
(3)上部工、下部工ともに分離構造の場合 	点検・データ整理における橋梁数 2橋 ※橋梁名の付け方 ううう橋 ううう橋側道橋
(4)本線橋＋両側に側道橋の場合 	点検・データ整理における橋梁数 3橋 ※橋梁名の付け方 えええ橋側道橋(上り線) えええ橋 えええ橋側道橋(下り線)
(5)道路方向に異なる橋種の橋梁が連続して架橋されている場合 	点検・データ整理における橋梁数 1橋 主となる橋種を選択する。
(6)道路方向に連続して架橋されている場合(中間に土工部がある場合) 	点検・データ整理における橋梁数 2橋 ※橋梁名の付け方 おおお1号橋 おおお2号橋

4. 直接人件費

4.1 設計計画

(1) 業務内容

既存資料の収集・整理及び設計条件の整理を行い、業務計画書の作成を行う。

(2) 標準歩掛 (SY100001)

(1 業務あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計画			0.50	1.00	2.00	

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の2%を計上する。

4.2 詳細調査

(1) 業務内容

既設橋梁の補修・補強設計に先立ち、橋梁各部の形状寸法や損傷状況を確認し、損傷図を作成する。また、外観変状調査及び各種試験結果等を基に補修・補強箇所を抽出する。

(2) 標準歩掛 (SY100003)

標準歩掛は、地上・足場利用時で標準橋面積（100m²以上 250m²未満）の場合であり、他の場合は外観変状調査、形状寸法測定、損傷図作成について補正係数を標準歩掛に乗じるものとする。

地上・足場利用時（一般的な桁橋、橋面積 100m²以上 250m²未満）

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査			0.50	0.50		
調査計画		0.50	1.00	1.00		
外観変状調査				0.50	0.50	0.50
形状寸法測定				0.50	0.50	0.50
試験結果とりまとめ			0.50	1.00	1.00	
損傷図作成			0.50	0.50	1.50	1.50
補修箇所の抽出				0.50	0.50	1.00

注) 1. 形状寸法測定は竣工図書等がなく、必要な場合のみ計上する。

2. 外観変状調査及び形状寸法測定については、(3)標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

補正係数 = $\alpha_{1\sim4} \times \beta$ $\alpha_{1\sim4}$: 橋面積による補正係数,

β : 調査・測定手法による補正係数

3. 損傷図作成については、(3)標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

補正係数 = $\alpha_{1\sim4}$ $\alpha_{1\sim4}$: 橋面積による補正係数

(3) 標準歩掛の補正

外観変状調査、形状寸法測定、損傷図作成については、橋種及び橋面積による補正を行う。
また、外観変状調査、形状寸法測定については、調査・測定手法による補正も行う。

1) 橋面積による補正 ($\alpha_1 \sim 4$)

外観変状調査、形状寸法測定、損傷図作成については、橋種及び橋面積により補正係数を求め、標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

橋種	一般的な桁橋 (α_1)									
橋面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上 1500 m ² 未満	1500 m ² 以上 2000 m ² 未満	2000 m ² 以上 3000 m ² 未満	3000 m ² 以上
補正係数	0.6	0.7	1.0	1.4	1.8	2.2	3.0	3.8	5.2	※

※橋面積 3000 m² 以上は別途見積りによる。

橋種	トラス橋 (α_2)						
橋面積	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上 1500 m ² 未満	1500 m ² 以上 2000 m ² 未満	2000 m ² 以上 3000 m ² 未満	3000 m ² 以上
補正係数	2.8	3.6	4.0	6.0	7.6	10.4	※

※橋面積 3000 m² 以上は別途見積りによる。

橋種	アーチ橋 (α_3)						
橋面積	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上 1500 m ² 未満	1500 m ² 以上 2000 m ² 未満	2000 m ² 以上 3000 m ² 未満	3000 m ² 以上
補正係数	2.8	3.6	4.0	6.0	7.6	10.4	※

※橋面積 3000 m² 以上は別途見積りによる。

橋種	溝橋 (カルバート) (α_4)						
橋面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上
補正係数	0.9	1.0	1.0	1.2	1.3	1.5	※

※橋面積 1000 m² 以上は別途見積りによる。

2) 調査・測定手法による補正 (β)

外観変状調査、形状寸法測定については、調査・測定手法により補正係数を求め、標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

なお、リフト車・点検車と小型船舶の両方を使用する場合は、小型船舶の値を採用する。

調査・測定手法	地上・足場	リフト車・点検車	小型船舶
補正係数 (β)	1.0	1.5	2.0

※地上とは、梯子・脚立等を用いた調査・測定のことを言う。

※足場とは、リフト車・点検車が使用できない場合に、枠組足場、吊り足場を用いた調査・測定のことを言う。

※水中での調査が必要な場合は、別途見積りによる。

なお、足場が必要な場合は、別途仮設費により計上する。

4.3 上部工補修設計 (SY100007)

(1) 適用範囲

設計計算を必要としない上部工補修設計に適用する。

既設コンクリート構造物については、ひびわれ補修工、表面保護工（断面修復工、表面被覆工、表面含浸工）、電気化学的防食工等の補修設計に適用する。

既設鋼構造物については、鋼桁補修工（当て板等）、ボルト取替え、鋼橋塗装塗替工等の補修設計に適用する。

なお、設計計算を必要とする場合は、補強工設計を適用する。

(2) 標準歩掛

1) 上部工補修設計（橋面積：100m²以上 250m²未満、桁・床版部材：コンクリート）

標準歩掛は、標準橋面積（100m²以上 250m²未満）、桁・床版部材がコンクリート部材の場合であり、他の橋面積及びの部材の場合は、設計図作成及び数量計算について補正係数を標準歩掛に乗じるものとする。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	1.00			

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成					1.00	1.50
数量計算					1.00	2.00

注) 1. 設計図作成及び数量計算については、複合橋か複合橋でないかで区分し、(3)標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

複合橋でない場合)

補正係数 = $\alpha \times \beta$ α : 橋面積による補正係数, β : 部材による補正係数

複合橋の場合)

補正係数 = γ γ : 複合橋による補正

(3) 標準歩掛の補正

1) 橋面積による補正 (α): 対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算について、橋面積によって、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

橋面積による補正

橋面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上 1500 m ² 未満	1500 m ² 以上 2000 m ² 未満	2000 m ² 以上 3000 m ² 未満	3000 m ² 以上
補正係数	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0	※

※ 橋面積 3000 m² 以上は別途見積りによる

2) 部材による補正 (β): 対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算は、部材によって、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

部材	桁	床版	桁	床版	桁	床版
	コンクリート	コンクリート	鋼	コンクリート	鋼	鋼
補正係数	1.0		1.5		2.0	

※ 床版橋については、桁・床版部材をコンクリートとする。

※ トラス橋、アーチ橋については、桁部材を鋼とする。

3) 複合橋による補正 (γ): 対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算は、橋面積による補正及び部材による補正を全体の橋面積で按分することで補正係数を求め、標準歩掛に乘じることにより、補正を行う。

$$\text{補正係数} = (\alpha_1 \times \beta_1 \times A_1 + \alpha_2 \times \beta_2 \times A_2) \div A \quad (A = A_1 + A_2)$$

※ 複合橋

3.7 調査・設計における橋梁数の考え方の (2) 上部工は分離構造(異なる構造)で拡幅、下部工は一体構造で拡幅した橋梁の場合及び (5) 道路方向に異なる橋種の橋梁が連続して架設されている場合 のことを言う。

4.4 下部工補修設計 (SY100011)

(1) 適用範囲

設計計算を必要としない下部工補修設計に適用する。

既設コンクリート構造物のひびわれ補修工、表面保護工（断面修復工、表面被覆工、表面含浸工）、電気化学的防食工等の補修設計に適用する。

既設鋼構造物については、鋼部材補修工（当て板）等、ボルト取替え、塗装塗替え工等の補修設計に適用する。

(2) 標準歩掛

1) 下部工補修設計（平均構造物高さ：5m 未満、部材：コンクリート）

標準歩掛は、平均構造物高さ 5m 未満、コンクリート部材の場合であり、他の高さ及び部材の場合は、設計図作成及び数量計算について補正係数を標準歩掛に乘じるものとする。

複数の下部工を設計する場合において、類似構造物が存在する場合については、設計図作成及び数量計算について、類似構造物による補正を行う。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	0.50			

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

(1 基あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成					0.50	1.50
数量計算					0.50	1.50

注) 1. 平均構造物高さは、地表面及び低水位面からの下部工高さを平均した高さとし、(3) 標準歩掛の補正に基づき補正する。

2. 損傷状況により、水中での調査が必要な場合は、別途見積による。

3. 設計図作成及び数量計算については、(3) 標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

補正係数 = $\alpha \times \beta \times \gamma$ α : 平均構造物高さによる補正係数, β : 部材による補正係数
 γ : 類似構造の場合の補正係数

4. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

5. 設計図作成と数量計算の積算にあたっては、1 基あたりの標準歩掛に補正係数を乗じて部材単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

※P9-4-13 の積算例を参考

(3) 標準歩掛の補正

1) 平均構造物高さによる補正（ α ）：対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算書は、平均構造物高さによって、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

平均構造物高さによる補正

構造物の高さ	5m 未満	5m 以上 10m 未満	10m 以上
補正係数	1.0	1.5	2.0

2) 部材による補正（ β ）：対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算書は、部材によって、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

部材による補正

部材	コンクリート	鋼
補正係数	1.0	1.5

3) 類似構造物の場合の補正（ γ ）：対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算は、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。
類似構造物の補正は、次式による。

$$\text{例：補正係数} = 0.3 + 0.7 \times n$$

n ：基数（基本構造物＋類似構造物）

類似構造物の場合の補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

- 注) 1. 下部工の躯体幅・高さが変化しても部材が同一である場合は、橋台、橋脚を問わず、すべて類似構造物とする。
2. 各類似構造物で補修工法が異なっても同一業務内での下部工補修設計であればすべて類似構造物とする。

<例 1>積算例 (4 径間の橋梁、コンクリート橋台 (2 基)・コンクリート橋脚 (3 基))

A1=4m , P1=7m , P2=12m , P3=8m , A2=5m の場合

「平均構造物高さによる補正」

平均高さ=7.2m (= (4+7+12+8+5) ÷ 5) → 平均高さによる補正 (α) = 1.5

「部材による補正」

コンクリート部材 → 部材による補正係数 (β) = 1.0

「類似構造物の場合の補正」

下部工 5 基 (橋台 2 基・橋脚 3 基) → 基数 = 5

→ 類似構造物の補正 (γ) = 3.8 (= 0.3+0.7×5)

「補正係数 ($\alpha \times \beta \times \gamma$)」

補正係数 = 5.70 (= 1.5 × 1.0 × 3.8)

1 橋当たりの歩掛 = 標準歩掛 × 5.70

<例 2>積算例 (4 径間の橋梁、コンクリート橋台 (2 基)・鋼製橋脚 (4 基))

A1=4m , P1=7m , P2=12m , P3=8m , P4=9m , A2=5m の場合

「平均構造物高さによる補正」

コンクリート部材 (橋台) 平均高さ=4.5m

(= (4+5) ÷ 2) → 平均高さによる補正 (α) = 1.0

鋼部材 (橋脚) 平均高さ=9.0m

(= (7+12+8) ÷ 3) → 平均高さによる補正 (α) = 1.5

「部材による補正」

コンクリート部材 (橋台) → 部材による補正係数 (β) = 1.0

鋼部材 (橋脚) → 部材による補正係数 (β) = 1.5

「類似構造物の場合の補正」

コンクリート部材 (橋台) 2 基 → 基数 = 2

→ 類似構造物の補正 (γ) = 1.7 (= 0.3+0.7×2)

鋼部材 (橋脚) 3 基 → 基数 = 3

→ 類似構造物の補正 (γ) = 3.1 (= 0.3+0.7×4)

「補正係数 ($\alpha \times \beta \times \gamma$)」

補正係数 (コンクリート部材) = 1.70 (= 1.0 × 1.0 × 1.7)

補正係数 (鋼部材) = 6.98 (= 1.5 × 1.5 × 3.1)

1 橋当たりの歩掛 (コンクリート部材) = 標準歩掛 × 1.70

1 橋当たりの歩掛 (鋼部材) = 標準歩掛 × 6.98

4.5 溝橋（カルバート）補修設計 (SY100015)

(1) 適用範囲

設計計算を必要としない溝橋（カルバート）の補修設計に適用する。

既設コンクリート構造物（頂版、側壁・隔壁、基礎、翼壁等）のひびわれ補修工、表面保護工（断面修復工、表面被覆工、表面含浸工）、電気化学的防食工等の補修設計に適用する。

(2) 標準歩掛

1) 溝橋（カルバート）補修設計（橋面積：50m²以上 100m²未満）

標準歩掛は、標準橋面積（50m²以上 100m²未満）の場合であり、他の橋面積の場合は、設計図作成及び数量計算について補正係数を標準歩掛に乗じるものとする。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	0.50			

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成				0.50	1.00	1.50
数量計算					0.50	1.50

注) 1. 設計図作成及び数量計算については、(3) 標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

補正係数 = α α : 橋面積による補正係数

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

(3) 標準歩掛の補正

1) 橋面積による補正 (α) : 対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算について、橋面積によって、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

橋面積による補正

橋面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上
補正係数	0.8	1.0	1.0	1.4	1.8	2.0	※

※橋面積 1000 m² 以上は別途見積りによる。

4.6 伸縮装置取替え設計 (SY100019)

(1) 適用範囲

既設伸縮装置の取替え設計に適用する。

(2) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	0.50			

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

(1 基あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成					0.50	1.00
数量計算					0.50	1.00

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

2. 設計図作成と数量計算の積算にあたっては、1 基あたりの標準歩掛に補正係数を乗じて部材単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

(3) 標準歩掛の補正（類似構造物の場合の補正）：対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算は、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

例：補正係数 = $0.3 + 0.7 \times n$

n：基数（基本構造物＋類似構造物）

類似の場合の補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

注) 1. 材質が異なる場合（鋼製とゴム製等）は、それぞれ 1 基分として計上する。

2. 材質が同一の場合は、基本を 1 基、その他を類似とする。

3. 設計条件等すべて同一の場合は、基本 1 基分のみ計上する。

4.7 支承防錆設計 (SY100023)

(1) 適用範囲

既設鋼製支承の防錆設計（塗装塗替え、金属溶射等）に適用する。

(2) 標準歩掛

支承防錆設計は、1 橋あたりの標準歩掛とし、補正は行わない。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	1.00			
設計図作成					0.50	1.00
数量計算					0.50	1.00

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

2. 支承の取替え設計を行う場合は、「4.18 支承部の補強設計」を適用する。

4.8 高欄・防護柵取替え設計 (SY100027)

(1) 適用範囲

既設高欄・防護柵の取替え設計に適用する。

なお、地覆や床版の設計計算を必要としない場合（既設高欄・防護柵と同等品に取替える場合）と、設計計算が必要な場合（既設高欄・防護柵が現行基準を満たさず、取替えによって荷重が増加する場合）に区分する。

(2) 標準歩掛

1) 設計計算を必要としない場合

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	0.50			

注) 1. 対策工法の検討については、構造形式の種類による補正は行わない。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成					1.00	1.00
数量計算					0.50	0.50

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

2) 設計計算が必要な場合

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	0.50			

注) 1. 対策工法の検討については、構造形式の種類による補正は行わない。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算			0.50	1.00	1.00	
設計図作成					1.00	1.00
数量計算					0.50	0.50

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

(3) 標準歩掛の補正（構造形式の種類による補正）：対策工法の検討以外

設計計算、設計図作成及び数量計算については、1 橋中に複数の構造形式がある場合に、以下の補正係数を標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

種類	1 種類	2 種類以上
補正係数	1.0	1.7

＜例＞構造形式の種類の考え方

高欄及び防護柵取替えの数量算出については、以下のとおりとする。

- ・ 車両用防護柵のみを採用している場合
： 構造形式を 1 種類として計上する。
- ・ 車両用防護柵と歩行者用防護柵のように種類が異なるものを採用している場合
： 構造形式を 2 種類以上として計上する。

4.9 橋面防水工設計 (SY100031)

(1) 適用範囲

既設上部工の橋面防水工設計（新設・取替え）に適用する。

(2) 標準歩掛

標準歩掛は、標準橋面積（100m²以上 250m²未満）の場合であり、他の橋面積の場合は、設計図作成及び数量計算について橋面積による補正係数を標準歩掛に乗じるものとする。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	0.50			

注) 1. 対策工法の検討については、橋面積による補正は行わない。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の2%を計上する。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成					1.00	1.00
数量計算					0.50	0.50

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の2%を計上する。

(3) 標準歩掛の補正（橋面積による補正）：対策工法の検討以外

設計図作成及び数量計算については、橋面積により以下の補正係数を標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

橋面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上 1500 m ² 未満	1500 m ² 以上 2000 m ² 未満	2000 m ² 以上 3000 m ² 未満	3000 m ² 以上
補正係数	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0	※

※橋面積 3000 m² 以上は別途見積りによる。

4.10 耐震補強計画 (SY100035)

(1) 業務内容

詳細調査等により把握した内容を基に、現場条件、経済性等を考慮し、橋梁全体の耐震補強方針及び設計計画を立案する。

(2) 適用範囲

耐震補強計画は、1 橋あたりの標準歩掛とし、補正は行わない。

(3) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
耐震補強計画		1.00	1.00	2.00	2.50	

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

4.11 液状化検討 (SY100037)

(1) 業務内容

基礎周辺地盤の液状化が懸念される場合(直接基礎以外で、基礎地盤の建設当時の地表面から 20m 以浅に沖積砂質土がみられる場合等)に、地震時に不安定となる地盤か否かの判定を行う。

なお、液状化判定に必要な情報が不十分な場合には、追加ボーリング調査等の提案を行う。

(2) 適用範囲

既存資料により地質状況等が確認できる場合を想定しており、液状化判定に必要な情報を得るためのボーリング調査は含まないものとする。

(3) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
液状化検討			0.60	1.50		

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

4.12 復元設計

(1) 業務内容

建設当時の設計計算書や図面がない場合に、上部工重量や橋脚配筋状況等、耐震補強設計に必要となる情報を得るための復元設計を行う。

(2) 適用範囲

1) 上部工反力計算

上部工反力計算は、図面及び設計計算書の有無により区分し、類似構造が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

また、鋼橋とコンクリート橋の複合橋等、構造形式が異なる場合については、3.6 調査・設計における橋梁数の考え方を基に橋梁数を決定する。

2) 橋脚応力計算

橋脚応力計算は、図面及び設計計算書の有無により区分し、類似構造が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

(3) 標準歩掛

1) 上部工反力計算 (SY100039)

(1 径間あたり)

図面 有無	設計計算書 有無	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
有	無			1.20	1.50	2.00	
無	無		0.50	1.20	1.50	2.00	1.00

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の2%を計上する。

2. 積算にあたっては、1 径間あたりの標準歩掛に補正係数を乗じて、構造形式単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

2) 橋脚応力計算 (SY100041)

(1 基あたり)

図面 有無	設計計算書 有無	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
有	無			1.00	1.50	1.50	
無	無		0.50	1.00	1.50	2.00	1.00

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の2%を計上する。

2. 積算にあたっては、1 基あたりの標準歩掛に補正係数を乗じて、構造形式単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

(4) 標準歩掛の補正

1) 類似構造の場合の補正（上部工反力計算のみ）

上部工反力計算については、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。
標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

$$\text{例：補正係数} = 0.3 + 0.7 \times n$$

n : 基数（基本構造物＋類似構造物）

類似構造物の場合の補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

注) 1. 上部工の支間長、桁高が変化しても構造形式が同一の場合は類似構造物とする。

2) 類似構造の場合の補正（橋脚応力計算のみ）

橋脚応力計算については、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。
標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

$$\text{例：補正係数} = 0.3 + 0.7 \times n$$

n : 基数（基本構造物＋類似構造物）

類似構造物の場合の補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

注) 1. 下部工の躯体幅・高さが変化しても構造形式が同一である場合は類似構造物とする。

4.13 橋脚耐震補強設計 (SY100043)

(1) 業務内容

既設橋脚の耐震性能評価を行い、最適な耐震補強工法を選定し、設計を行う。

また、選定した耐震補強工法について詳細設計（設計計算・図面作成、数量計算）を行う。

なお、耐震性能評価には、現況の耐震性能評価及び補強後の耐震性能評価を含むものとする。

(2) 適用範囲

標準歩掛は、既設橋脚の耐震補強設計に適用する。ただし、耐震補強計画での検討結果により、免震構造や制震ダンパー等橋梁全体系での耐震補強が必要となる場合や地震時の挙動が複雑な場合等で、地震時保有水平耐力法において適切な設計が行えない場合には、動的照査を別途計上するものとする。

なお、橋脚耐震補強設計は、1 基あたりの標準歩掛の場合であり、類似構造が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

(3) 標準歩掛（部材：コンクリート）

標準歩掛は、コンクリート橋脚の場合であり、他の部材の場合は、設計計算、設計図作成及び数量計算について、部材による補正係数を標準歩掛に乗じるものとする。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
耐震性能評価		1.00	2.00	2.00		
対策工法の検討			0.50	1.00	1.50	

注) 1. 耐震性能評価及び対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

(1 基あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算			0.50	1.00	2.00	
設計図作成				0.50	1.00	2.00
数量計算				0.50	0.50	1.00

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

(4) 標準歩掛の補正

1) 部材による補正：耐震性能評価、対策工法の検討以外

設計計算、設計図作成及び数量計算について、標準歩掛に以下の補正係数を標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

部材による補正		
種別	コンクリート	鋼
補正係数	1.0	1.5

2) 類似構造物の場合の補正

橋脚耐震補強設計は、1 基あたりの標準歩掛の場合であり、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

$$\text{例：補正係数} = 0.3 + 0.7 \times n$$

n：基数（基本構造物＋類似構造物）

類似構造物の場合の補正		
種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

- 注) 1. 橋脚の躯体幅・高さが変化しても構造形式が同一である場合はすべて類似構造物とする。
2. 上部反力及び、下部工の躯体幅、高さ、構造形式がすべて同一の場合は、1 基のみ計上する。

4.14 上部工補強設計 (SY100047)

(1) 適用範囲

設計計算を必要とする既設コンクリート橋及び鋼橋の上部工の補強設計に適用する。

コンクリート橋（桁）：増厚工、接着工（鋼板、FRP）、プレストレス導入工等

鋼橋（桁）：鋼桁補強工（当て板等）、部材補強工、ボルト取替え等

コンクリート床版：増厚工、接着工（鋼板、FRP）、増桁工等

(2) 標準歩掛（橋面積：100m²以上 250m²未満、桁・床版部材：コンクリート）

標準歩掛は橋面積（100m²以上 250m²未満）、桁・床版部材がコンクリート部材の場合であり、他の橋面積及び部材の場合は、設計計算、設計図作成及び数量計算について、補正係数を標準歩掛に乘じるものとする。

なお、特殊橋（アーチ橋・トラス橋）の補強は適用外とする。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	1.00	2.00		

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わない。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の2%を計上する。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算			1.00	3.00	3.00	3.00
設計図作成				1.00	2.00	4.00
数量計算					1.00	3.00

注) 1. 設計計算、設計図作成及び数量計算については、複合橋か複合橋でないかで区分し、(3) 標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

複合橋でない場合)

補正係数 = $\alpha \times \beta$ α : 橋面積による補正係数, β : 部材による補正係数

複合橋の場合)

補正係数 = γ γ : 複合橋による補正係数

2. 電子計算機使用料は、基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

(3) 標準歩掛の補正

1) 橋面積による補正 (α) : 対策工法の検討以外

設計計算、設計図作成及び数量計算は、橋面積によって、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

橋面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上 1500 m ² 未満	1500 m ² 以上 2000 m ² 未満	2000 m ² 以上 3000 m ² 未満	3000 m ² 以上
補正係数	0.6	0.8	1.0	1.3	1.5	2.0	3.0	4.0	5.0	※

※橋面積 3000m² 以上は別途見積りによる。

2) 部材による補正（ β ）：対策工法の検討以外

設計計算、設計図作成及び数量計算は、部材によって、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

部材	桁	床版	桁	床版	桁	床版
	コンクリート	コンクリート	鋼	コンクリート	鋼	鋼
補正係数	1.0		1.5		2.0	

※床版橋については、桁・床版部材をコンクリートとする。

3) 複合橋による補正（ γ ）：対策工法の検討以外

設計計算、設計図作成及び数量計算は、3.7 調査・設計における橋梁数の考え方の(2)上部工は分離構造(異なる構造)で拡幅、下部工は一体構造で拡幅した橋梁の場合及び(5)道路方向に異なる橋種の橋梁が連続して架設されている場合については、橋面積による補正及び部材による補正を橋面積により按分することで補正係数を求め、標準歩掛に乘じることにより、補正を行う。

$$\text{補正係数} = (\alpha 1 \times \beta 1 \times A1 + \alpha 2 \times \beta 2 \times A2) \div A \quad (A = A1 + A2)$$

4.15 動的照査 (SY100051)

(1) 業務内容

耐震補強設計において、地震時の挙動が複雑な場合等に時刻歴応答解析法による動的照査を行う。

(2) 適用範囲

動的照査は、1 橋あたりの標準歩掛とし、補正は行わない。

動的照査は、現況の耐震性能評価及び補強後の耐震性能評価を含むものとする。

(3) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
動的照査		3.00	6.00	8.00	10.00	

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

4.16 上部工耐荷力照査 (SY100053)

(1) 業務内容

既設橋梁が B 活荷重で設計されていない場合に、「既設橋梁の耐荷力照査実施要領 (案)」に基づく照査を行い、設計活荷重と照査結果の関連性を考察する。

(2) 適用範囲

耐荷力照査は、1 橋あたりの標準歩掛とし、補正は行わない。

耐荷力照査には、照査 II-2 までの照査を含むものとし、設計計算を必要とする照査 II-3 は適用外とする。また、耐荷力を満足しない場合の補強設計等も適用外とする。

(3) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
上部工耐荷力照査		0.50	1.00	1.50		

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

4.17 基礎の照査 (SY100055)

(1) 業務内容

耐震補強対策後の構造において、基礎に作用する地震時慣性力を考慮した基礎の照査を実施し、耐震補強の必要性について考察・とりまとめを行う。なお、照査の実施にあたっては、「既設道路橋基礎の耐震性能簡易評価手法に関する研究（平成 22 年 5 月 独立行政法人土木研究所・構造物メンテナンス研究センター）」によるものとする。ただし、耐震性簡易判定フローについては用いない。

(2) 適用範囲

標準歩掛は、既往図面等から基礎の形式、形状等が把握可能な場合に適用するものとし、基礎の形状調査やボーリング調査等は含まないものとする。

基礎の照査は、1 基あたりの標準歩掛の場合であり、図面及び設計計算書の有無により区分し、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

(3) 標準歩掛

(1 基あたり)

図面 有無	設計計算書 有無	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
有	無		0.50	1.00	3.00		
無	無			1.00	2.00	4.00	

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

2. 積算にあたっては、1 基あたりの標準歩掛に補正係数を乗じて、構造形式、または、杭種、杭径単位で 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

(4) 標準歩掛の補正

1) 基礎の照査（類似構造の場合の補正）

基礎の照査については、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

例：補正係数 = $0.3 + 0.7 \times n$

n : 基数 (基本構造物 + 類似構造物)

類似構造物の場合の補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

注) 1. 下部工の構造形式（重力式、逆 T 式、柱式等）が異なる場合、または、杭種、杭径が異なる場合は、それぞれ 1 基分として計上する。

2. 下部工の躯体幅・高さは変わるが、構造形式が同一で、杭種、杭径が同一の場合は類似構造物とする。

3. 下部工の躯体幅、高さ、構造形式が同一で、杭種、杭径も全て同一の場合は 1 基のみ計上する。

4.18 支承部の補強設計 (SY100057)

(1) 業務内容

落橋防止システム設計とあわせて、支承部の耐震性能評価を行い、必要に応じて水平力分担構造等による支承部の補強設計又は取替え設計を行う。

(2) 適用範囲

支承部の補強設計は、1 支承線あたりの標準歩掛であり、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

(3) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.50	1.00	2.00	1.50	

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

(1 支承線あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算		0.50	1.00	2.00	1.00	
設計図作成				0.50	2.00	2.00
数量計算				0.50	1.00	2.00

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

2. 積算にあたっては、1 支承線あたりの標準歩掛に、補正係数を乗じて、構造形式単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

(4) 標準歩掛の補正（類似構造の場合の補正）

支承部の補強設計は、1 支承線あたりの標準歩掛であり、設計計算、設計図作成及び数量計算は、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

類似構造物の補正は、次式による。

$$\text{例：補正係数} = 0.3 + 0.7 \times n$$

n : 基数（基本構造物＋類似構造物）

類似構造物の場合の補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

注) 1. 支承の反力が変化しても構造形式が同一である場合は類似構造物とする。

＜例＞積算例

支承線数 = 4 支承線

構造形式がすべて同一の場合)：基本構造物＝1 支承線， 類似構造物＝3 支承線

$$n = 4$$

$$\text{類似構造物の補正} = 3.10 \quad (= 0.3 + 0.7 \times 4)$$

$$1 \text{ 橋あたりの歩掛} = \text{標準歩掛} \times 3.10$$

構造形式が S1 と S2 が同一、S3 と S4 が同一の場合)

：基本構造物＝2 支承線， 類似構造物＝2 支承線

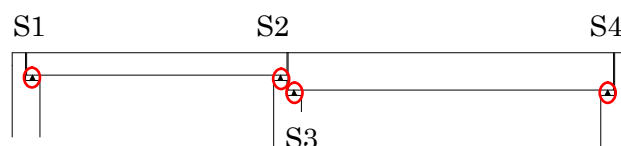
$$n_1 = 2 \quad (0.3 + (0.7 \times 2)) \quad , \quad n_2 = 2 \quad (0.3 + (0.7 \times 2))$$

$$\text{類似構造物の補正 (S1 と S2)} = 1.70 \quad (= 0.3 + 0.7 \times 2)$$

$$1 \text{ 橋あたりの歩掛 (S1 と S2)} = \text{標準歩掛} \times 1.70$$

$$\text{類似構造物の補正 (S3 と S4)} = 1.70 \quad (= 0.3 + 0.7 \times 2)$$

$$1 \text{ 橋あたりの歩掛 (S3 と S4)} = \text{標準歩掛} \times 1.70$$



4.19 落橋防止システム設計 (SY100061)

(1) 業務内容

橋梁全体の落橋防止システム（落橋防止構造、横変位拘束構造、桁かかり長）の要否、構造を検討し、設計を行う。

なお、落橋防止システム設計には既設落橋防止システムの取替え設計を含むものとする。

(2) 適用範囲

落橋防止システム設計は、「落下物防止構造」「横方向変位拘束構造」「桁かかり長」のそれぞれについて、1 支承線あたりの標準歩掛であり、類似構造物が存在する場合、類似構造物の補正を行う。

(3) 標準歩掛

1) 対策工法の検討

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		1.00	1.00	1.50		

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

2) 落橋防止構造設計

(1 支承線あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算			1.00	2.00	2.00	
設計図作成				0.50	1.00	2.00
数量計算				0.50	0.50	1.50

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

2. 積算にあたっては、1 支承線あたりの標準歩掛に、補正係数を乗じて、構造形式単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

3) 横変位拘束構造設計

(1 支承線あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算			0.50	1.50	2.50	
設計図作成				0.50	1.50	2.00
数量計算				0.50	0.50	1.50

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。

2. 積算にあたっては、1 支承線あたりの標準歩掛に、補正係数を乗じて、構造形式単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

4)桁かかり長設計

(1 支承線あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算			0.50	1.50	3.00	
設計図作成				0.50	1.00	2.00
数量計算				0.50	0.50	1.00

- 注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 %を計上する。
2. 積算にあたっては、1 支承線あたりの標準歩掛に、補正係数を乗じて、構造形式単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

(4) 標準歩掛の補正（類似構造物の場合の補正）：対策工法の検討以外

落橋防止システム設計に係る標準歩掛は、1 支承線あたりのものであり、設計計算、設計図作成及び数量計算は、支承線数により、以下の補正係数を標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

類似構造物の補正は、次式による。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times \text{補正係数} (\alpha)$$

類似構造物の場合の補正

支承線数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
補正係数(α)	1.2	1.4	2.0	2.3	2.6	3.0	3.3	3.6	4.0	※

※ 支承線数が 11 以上の場合は、別途見積もりとする。

4.20 検査路設計 (SY100065)

(1) 業務内容

検査路設置の要否、構造を検討し、設計を行う。

なお、検査路設計は橋面上から橋台、橋脚の支承付近を検査するための下部構造検査路及び昇降設備を対象とする。

(2) 適用範囲

検査路設計は、1 支承線あたりの標準歩掛であり、類似構造が存在する場合、設計図作成、数量計算について、類似構造物の補正を行う。

(3) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計算			0.50	1.50	2.00	

注) 1. 設計計算については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

(1 支承線あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成				1.00	1.00	2.00
数量計算				0.50	1.00	1.50

注) 1. 電子計算機使用料は、標準歩掛の直接人件費の 2 % を計上する。

2. 積算にあたっては、1 支承線あたりの標準歩掛に、補正係数を乗じて、構造形式単位の 1 橋あたり歩掛を算出するものとする。

(4) 標準歩掛の補正（類似構造の場合の補正）

検査路設計は、1 支承線あたりの標準歩掛であり、設計図作成、数量計算について、類似構造物の補正を行う。

標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

例：補正係数 = $0.3 + 0.7 \times n$

n : 基数（基本構造物＋類似構造物）

類似構造物の場合の補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

注) 1. 検査路の長さ及び昇降設備等の構造形式が異なっても、すべて類似構造物とする。

4.21 施工計画 (SY100069)

(1) 業務内容

構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に必要な計画書作成する。

(2) 適用範囲

標準歩掛は、施工難易度により以下の2つに区分する。

なお、構造計算を必要としない仮設工の検討を含むものとする。

難易度	条件
普通	渡河橋、跨道橋等で標準的な場合
難	海上橋、跨線橋等で制約条件が多い場合

(3) 標準歩掛

1) 施工難易度：普通

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
工程計画		0.50	1.00	2.00		
施工要領			0.50	1.00	2.00	
施工計画図				0.50	1.00	2.00

2) 施工難易度：難

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
工程計画		1.00	2.00	2.00		
施工要領			1.00	2.00	4.00	
施工計画図				0.50	2.00	4.00

※ 構造計算を必要とする仮設工については、設計業務等標準積算基準書 第3編 第2章 第13節「仮設構造物詳細設計」により別途計上すること。

4.22 関係機関協議

(1) 業務内容

1) 関係機関協議

詳細調査、補修・補強設計の実施にあたって、河川管理者、道路管理者（県以外）、鉄道事業者等の関係機関との協議、諸手続き、資料収集及び協議資料の作成を行う。

なお、補修・補強設計方針決定に伴う事業主管課を含めた協議等については、打合せ協議で別途計上する。

2) 流下能力の検討

河川整備計画がない場合等、河積阻害の影響等について検討が必要な場合に、不等流計算を行う。

(2) 適用範囲

1) 関係機関協議

関係機関協議については、1 事業者あたりの標準歩掛とする。

2) 流下能力の検討

流下能力の検討については、1 橋梁あたりの標準歩掛とする。計算は概ね橋梁の上下流 1km 程度の範囲を想定し、計算にあたっての諸条件は、発注者より提示する。

なお、不等流計算実施にあたっての測量は含まない。

(3) 標準歩掛

1) 関係機関協議 (SY100073)

(1 事業者あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関協議				2.50	2.50	2.50

2) 流下能力の検討 (SY100075)

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
不等流計算			1.00	2.00	4.00	

4.23 報告書作成 (SY100077)

(1) 業務内容

数量計算、施工計画を基に概算工事費の算定を行うとともに、調査・設計業務の成果として、設計業務成果概要書、調査報告書、各種設計概要書、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費計算書、施工計画書等を作成する。

(2) 適用範囲

報告書作成は、発注形態として以下の2つに区分し、1業務当りの標準歩掛とする。

発注形態	補修設計業務	:	詳細調査	+	補修設計
	補修・補強設計業務	:	詳細調査	+	補修設計 + 補強設計

(3) 標準歩掛

1) 報告書作成

(1 業務あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成 (補修設計業務)		0.50	2.00	3.00	2.00	1.00
報告書作成 (補修・補強設計業務)		1.00	3.00	5.00	2.00	1.00

4.24 照査 (SY100079)

(1) 業務内容

山口県業務委託共通仕様書に準じた照査（赤黄チェックによる照査を含む）を行う。

(2) 適用範囲

報告書作成は、発注形態として以下の2つに区分し、1業務当りの標準歩掛とする。

発注形態	補修設計業務	:	詳細調査	+	補修設計
	補修・補強設計業務	:	詳細調査	+	補修設計 + 補強設計

(3) 標準歩掛

(1 業務あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
照査 (補修設計業務)			0.50	1.50	3.00	
照査 (補修・補強設計業務)		1.50	3.00	3.00		

※赤黄チェックによる照査を含む

4.25 打合せ等

(1) 協議内容

1) 業務着手時

業務計画書をもとに、調査方法、調査・設計内容等の打合せを行うとともに、調査・設計に必要な既存資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

調査実施計画策定後及び調査・設計終了時等の 2 回を標準とし、適宜増減する。

なお、耐震補強の工法選定または、架替え設計を行う場合は、別途計上する。

(平 26 年道路整備 135 号 既設橋の補修・補強に関する協議について (通知) 参照)

3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準ずる。

5. 直接経費

5.1 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

5.2 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」（概略設計、予備設計又は詳細設計）に準拠する。

5.3 電子計算機使用料

電子計算機使用料は、直接経費とし補修設計、補強設計の標準歩掛（基本構造物）の直接人件費の2%を計上する。

5.4 機械経費

詳細調査等実施時において、リフト車、橋梁点検車、小型船舶を要する場合は、運転経費を計上する。運転経費には、車両損料、保険代、燃料費、運転手人件費、回送費を含む。

(1) 標準歩掛

名称	日作業量 (m ²)	単位	数量	単価 (円)	備考
リフト車	500	日	1	35,860	リース 作業床高 10m程度
リフト車	500	日	1	55,050	リース 作業床高 20m程度
小型橋梁点検車 (BT-200 相当)	500	日	1	121,650	リース
大型橋梁点検車 (BT-400 相当)	800	日	1	957,000	リース
小型船舶	300	日	1	47,180	リース

5.5 安全費

詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車、橋梁点検車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導警備員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

(1) 標準歩掛

1) 交通誘導警備員

(1人・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通誘導警備員 A	人	1	※	
交通誘導警備員 B	人	1	※	

※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

2) 交通規制設備

(1現場・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	31,195	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	60,032	

※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む。

5.6 仮設費

詳細調査等実施時において、リフト車、橋梁点検車が使用できず、桟組足場、吊足場の設置を要する場合は、別途計上するものとする。

ただし、塗装塗替え時の足場がある場合は兼用することが望ましい。

(1) 標準歩掛

(1(掛) m²あたり)

名称	規格	単位	数量	単価(円)	備考
足場	桟組足場	掛 m ²	1	4,591	
	吊足場	m ²	1	8,874	

※ 設置期間は1か月以内を想定する。

5.7 試験費

詳細調査における各種試験の経費を計上する。

名称	単位	数量	単価（円）	備考
一軸圧縮強度試験	本	1	6,943	JIS A 1107
圧縮強度推定試験※1 (コンクリートテスター)	箇所 (25点)	1	16,313	NETIS HK-060013-V
簡易強度試験	箇所	1	3,152	反撥硬度試験
中性化試験 (フェノールフタレイン法)	本	1	4,212	JIS A 1152
静弾性係数試験	本	1	18,687	JIS A 1149
全塩化物イオン量試験 (電位差滴定法)	スライス	1	14,518	JIS A 1154
全塩化物イオン量試験 (ドリル法)	試料	1	14,265	復旧含む
アルカリ骨材反応関連試験(SEM)	本	1	53,838	
アルカリ骨材反応関連試験(SEM-EDS)	本	1	63,657	
アルカリ骨材反応関連試験(EPMA 分析)	本	1	115,541	
残存膨張量試験 (JCI-DD2)	本	1	63,779	
残存膨張量試験 (カナダ法)	本	1	113,112	
残存膨張量試験 (デンマーク法)	本	1	115,200	
電磁波レーダー (鉄筋探査)	箇所	1	6,446	1.0m×1.0m
電磁誘導法 (鉄筋探査)	箇所	1	4,306	1.0m×1.0m
はつり試験	箇所	1	28,033	復旧含む、0.3m×0.3m
コア採取	本	1	19,868	復旧含む、φ50～100mm
コア採取 (ソフトコアリング)	本	1	11,949	復旧含む、φ25mm
圧縮強度測定 (ソフトコアリング)	本	1	9,489	
塩化物イオン量測定 (ソフトコアリング)	本	1	19,664	
中性化深さ測定 (ソフトコアリング)	本	1	4,390	
板厚測定 (超音波厚さ測定)	箇所	1	6,772	
塗膜厚測定	箇所	1	3,179	
廃塗膜採取	箇所	1	19,588	復旧含む、0.3m×0.3m
PCB 含有量試験	検体	1	42,514	※2
六価クロム含有量試験	検体	1	5,263	JIS K 5674
鉛含有量試験	検体	1	6,139	JIS K 5674
超音波探傷試験	基	1	52,010	※3

※1 コア採取を行わない場合の圧縮強度試験として利用できる。

※2 「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法 (第5版) 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 (令和2年10月)」による。

※3 別紙「超音波探傷試験要領 (案)」による。

※コアを用いて実施する試験は、コア採取を別途計上する。塗膜調査に関する試験は、廃塗膜採取を別途計上する。その他、上記試験に必要な現地測定、搾取・採取作業、コア採取後のスライスや粉碎に要する費用等は、記載単価に含むものとする。

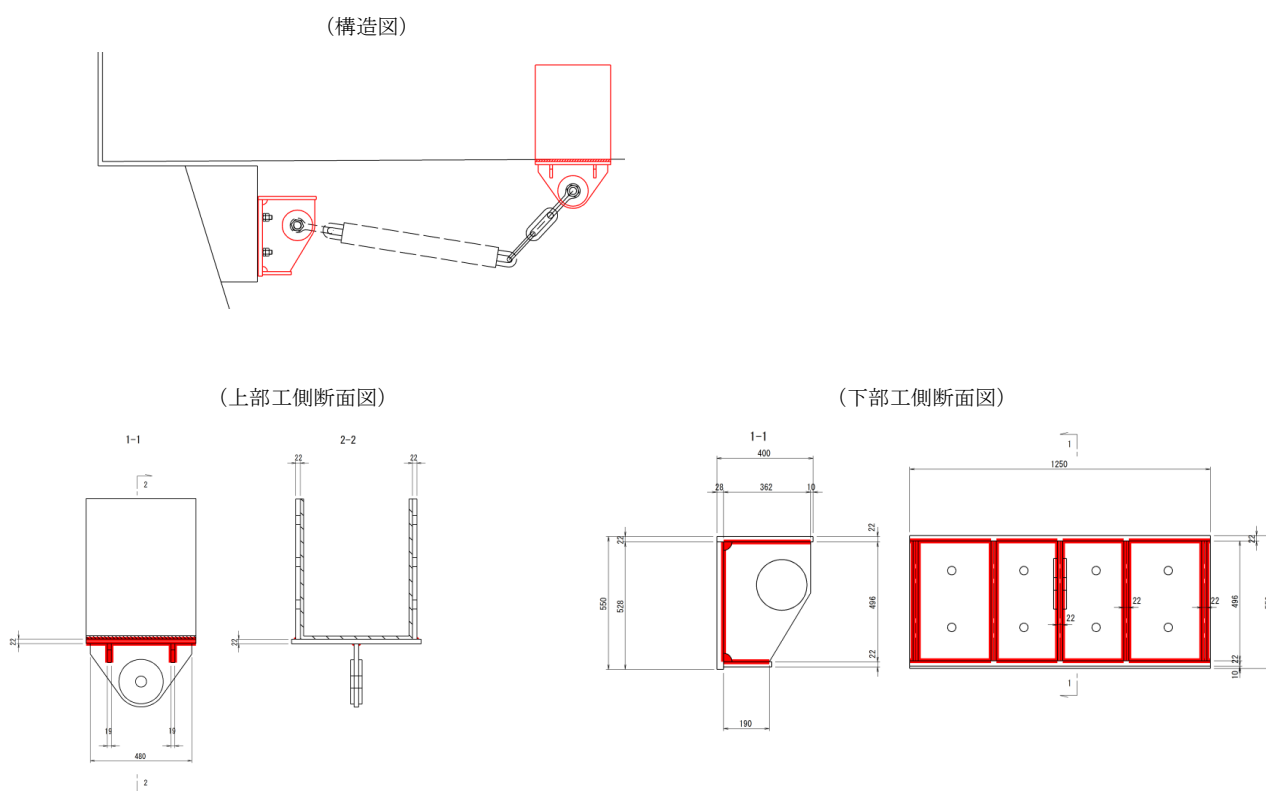
超音波探傷試験検査実施要領（案）

1 目的

非破壊検査により、現地に設置してある落橋防止装置等の溶接部のきずの位置や大きさの概要を把握し、完全溶け込み溶接が実施されているか確認する。

2 検査対象

1 基あたりとは、完全溶込み溶接継手の継手長さ概ね 10 m 程度までのブラケットを想定。以下に想定している一般的な構造を示す。



3 方法

- ・パルス反射式の直接溶接接触法とし、斜角一探触子法により行う。
- ・施工品質確保のため、要件を満たし十分な訓練を行った技術者による、再現性、信頼性のある検査データを記録・保管すること。
- ・日本工業規格 JIS Z 3060-2002「鋼溶接部の超音波探傷試験方法」に準拠

4 検査技術者

検査技術者は、JIS Z 2305「非破壊試験—技術者の資格及び認証」の規定する超音波探傷試験のレベル 2 以上の資格を有していること。

5 探傷条件

- 検出レベル：L 検出レベル
- きず指示長さの測定：L 線カット法
エコーの高さがL線を超える範囲の探触子移動距離を1mm単位で測定し、きず指示長さとする。

6 その他

溶融亜鉛めっきが検査に支障をきたすことを勘案し、欠陥エコーの判別は総合的に行い、実施された溶接の形状を判断すること。

第 9 編 第 5 章
横断歩道橋点検業務委託歩掛

< 目 次 >

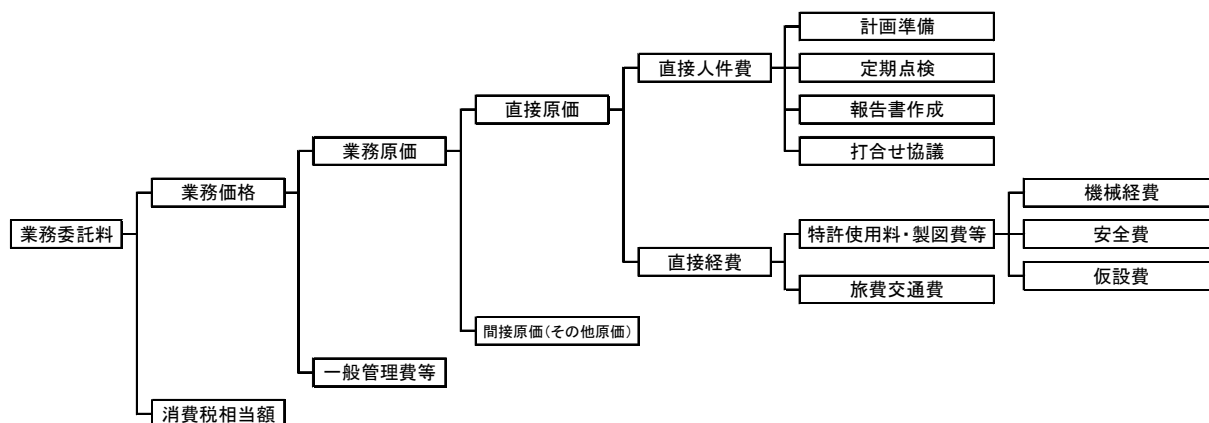
1. 適用範囲	9-5-1
2. 業務委託料	9-5-1
2.1 業務委託料の構成	9-5-1
2.2 業務委託料構成費目の内容	9-5-1
3. 業務委託料の積算	9-5-3
3.1 建設コンサルタントに委託する場合	9-5-3
3.2 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう)に委託する場合(諸謝金による場合を除く)	9-5-3
3.3 電子成果品作成費	9-5-4
3.4 横断歩道橋点検における数量の考え方	9-5-4
4. 業務委託料の積算	9-5-5
4.1 業務内容	9-5-5
4.1.1 計画準備	9-5-5
4.1.2 定期点検	9-5-5
4.1.3 報告書作成	9-5-5
4.1.4 打合せ等	9-5-6
5. 直接原価	9-5-7
5.1 直接人件費	9-5-7
5.1.1 計画準備	9-5-7
5.1.2 定期点検	9-5-7
5.1.3 報告書作成	9-5-8
5.1.4 打合せ等	9-5-8
5.2 直接経費	9-5-9
5.2.1 旅費交通費	9-5-9
5.2.2 機械経費	9-5-9
5.2.3 安全費	9-5-10

1. 適用範囲

本歩掛は、山口県が管理する横断歩道橋について、山口県横断歩道橋定期点検要領に基づき実施する定期点検業務に適用する。

2. 業務委託料

2.1 業務委託料の構成



2.2 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。これ以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

a 機械経費

機械経費は、リフト車を用いる場合にリフト車の機械運転経費について計上する。また、定期点検においてその他の機械が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

b 安全費

安全費は、リフト車を用いる場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

c 仮設費

仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

※機械経費、安全費、仮設費については、直接経費の特許使用料・製図費等に計上。

(2) 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。また、積上計上するものを除いた直接経費（特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用など）を含むものとする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3. 業務委託料の積算

3.1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

業務処理に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、2.2の(1)の2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各発注者(道路管理者)の旅費基準・規則等に準じて積算するものとする。2.2の(1)の2)の各項目以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

3) 間接原価(その他原価)

間接原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{間接原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占める間接原価(その他原価)の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}\text{消費税相当額} &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

3.2 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう)に委託する場合(諸謝金による場合を除く)

3.1と同一の方法により積算するものとする。ただし、間接原価(その他原価)、一般管理費等については算入しないものとする。

3.3 電子成果品作成費

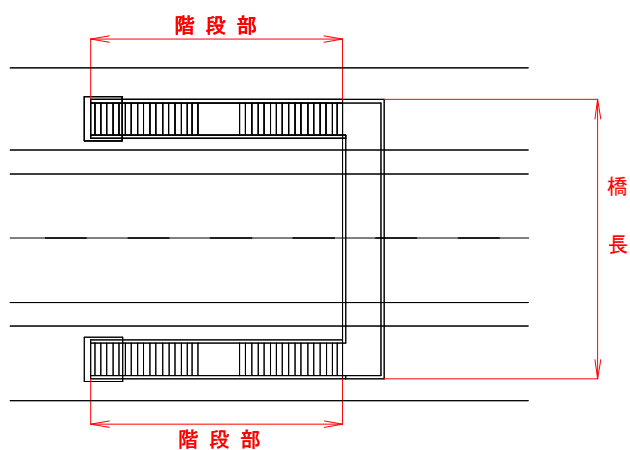
電子成果品の作成費用については、「5. 1. 3 報告書作成」の中で別途計上するため、率による計上はしないこと。

3.4 横断歩道橋点検における数量の考え方

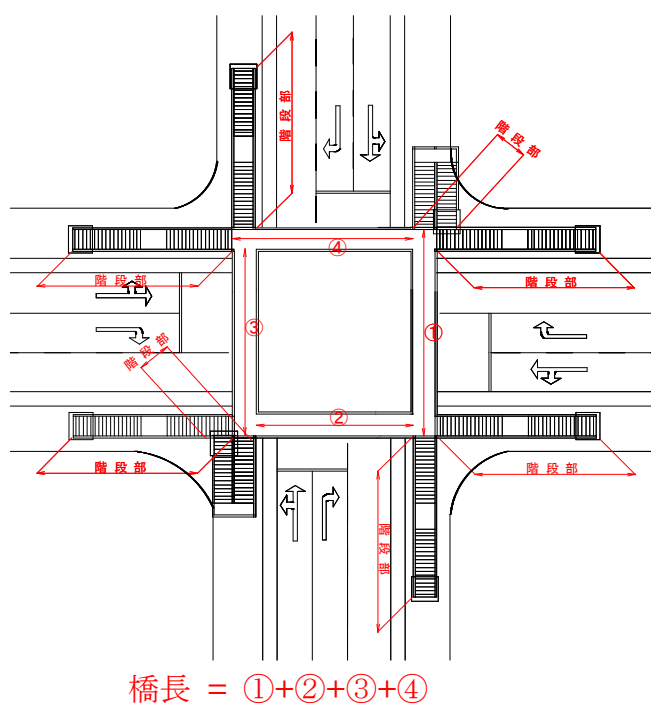
橋長は、桁端間の距離とする。

$$\text{全延長 (m)} = \text{橋長 (m)} + \text{階段部の合計延長 (m)}$$

(例:1 路線を跨ぐ場合)



(例:4 路線を跨ぐ場合)



4.業務内容

4.1 業務内容

4.1.1 計画準備

業務計画書作成、現地踏査，及び関係機関との協議資料作成等を行う。

(1) 業務計画書作成

業務計画書及び，詳細な横断歩道橋毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

(2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い，横断歩道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、横断歩道橋の立地環境，交通状況，交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。なお，現地踏査時には，リフト車等を利用しないものとする。

(3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料，説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4.1.2 定期点検

(1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が，リフト車あるいは梯子等を用いて，横断歩道橋点検を近接目視にて行うとともに，点検対象部材の部材単位での健全性の診断と横断歩道橋毎の健全性の診断を行う。

(2) 点検調書の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について，山口県が定める様式に基づき「点検 DB 登録用様式（様式 1、2、3）」、「定期点検様式（様式 2－1、4）」、さらに横断歩道橋管理カルテ（諸元・履歴等、点検結果）」を作成するものとする。また，必要に応じて道路管理者が保有する横断歩道橋台帳等の記載事項を補完するために，現地計測を行う。

4.1.3 報告書作成

点検業務の成果として，作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお，とりまとめにあたっては、「横断歩道橋点検一覧表」を作成し，「点検 DB 登録用様式（様式 1、2、3）」、「定期点検様式（様式 2－1、4）」及び「横断歩道橋管理カルテ（諸元・履歴等、点検結果）」とあわせて，電子媒体でも納品すること。

4.1.4 打合せ等

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、横断歩道橋点検に必要な資料等の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを 1 回行うことを標準とする。中間打合せが 2 回以上必要な場合は、その回数について計上する。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

5.直接原価

5.1 直接人件費

5.1.1 計画準備 (SY400001)

(10 橋当り)

全 延 長(m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
40m以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
40mを超え 60m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
60mを超え 80m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
80mを超え 100m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
100mを超え 120m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
120mを超え 140m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
140mを超え 160m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
160mを超え 180m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0
180mを超え 200m 以下	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0

(注) 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。

点検に関する新技術等の活用検討含む。

5.1.2 定期点検 (SY400003)

(10 橋当り)

全 延 長(m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
40m以下			10.0	10.0	10.0
40mを超え 60m 以下			10.0	10.0	10.0
60mを超え 80m 以下			20.0	20.0	20.0
80mを超え 100m 以下			20.0	20.0	20.0
100mを超え 120m 以下			30.0	30.0	30.0
120mを超え 140m 以下			30.0	30.0	30.0
140mを超え 160m 以下			40.0	40.0	40.0
160mを超え 180m 以下			40.0	40.0	40.0
180mを超え 200m 以下			40.0	40.0	40.0

(注) 1. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の横断歩道橋に適用する。

2. リフト車等を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上のこと。

3. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。

4. 「点検 DB 登録用様式（様式 1、2、3）」、「定期点検様式（様式 2－1、4）」の作成及び「横断歩道橋管理カルテ」の修正を含む。

5. 横断歩道橋間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

6. 定期点検時の簡易な清掃（排水設備や伸縮装置のつまり除去等）を含む。

5.1.3 報告書作成 (SY400005)

(10 橋当り)

全 延 長(m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
40m以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
40mを超え 60m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
60mを超え 80m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
80mを超え 100m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
100mを超え 120m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
120mを超え 140m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
140mを超え 160m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
160mを超え 180m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
180mを超え 200m 以下	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5

(注) 報告書及び電子データの納品を含む。

5.1.4 打合せ等 (SY400007)

(1 業務当り)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
業務着手時	0.5	0.5	0.5			
中間打合せ	0.5	0.5	0.5			1 回あたり
成果品納入時	0.5	0.5	0.5			

(注) 中間打合せは、1 業務当り 1 回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる。

5.2 直接経費

5.2.1 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

5.2.2 機械経費

横断歩道橋点検作業時において、リフト車を要する場合は、機械経費を計上する。機械経費には、車両損料、保険代、燃料費、運転手人件費、回送費を含む。

(1) 標準歩掛（日作業量）

名称	日作業量 (m)	単位	数量	単価 (円)	備考
リフト車	50	日	1	37,660	リース

(注) 計上数量の算出は、横断歩道橋点検延長 (m) を日作業量 (m/日) で除した日数とし、小数第 1 位 (少数第 2 位を四捨五入) 止めとする。

<例>数量算出の事例

リフト車の計上数量算出

横断歩道橋点検面積 L=57.4m の橋梁の場合 (リフト車の日作業量 : 50m/日)

$$\begin{aligned}\text{計上数量} &= 57.4 \div 50 = 1.148 \text{ 日} \\ &\div \underline{1.1 \text{ 日}}\end{aligned}$$

5.2.3 安全費

横断歩道橋点検作業時の安全確保を図るため、リフト車等を使用する場合は、車両の前後に交通誘導警備員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

(1) 標準歩掛

1) 交通誘導警備員

(1人・1日当り)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通誘導警備員 A	人	1	※	
交通誘導警備員 B	人	1	※	

(注) ※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による。

交通誘導警備員 A: 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B: 警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

2) 交通規制設備

(1現場・1日当り)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	32,660	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	61,940	

(注) 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料を含む。

第9編 第6章
横断歩道橋詳細調査業務
横断歩道橋補修設計業務
委託歩掛

< 目 次 >

1. はじめに	9-6-1
2. 適用範囲	9-6-1
3. 横断歩道橋詳細調査・補修設計業務委託料	9-6-1
3.1 業務委託料の構成	9-6-1
3.2 業務委託料構成費目の内容	9-6-1
3.3 機械経費、安全費、仮設費、試験費	9-6-1
3.4 作業区分及び業務内容	9-6-2
3.5 横断歩道橋点検における数量の考え方	9-6-3
4. 直接人件費	9-6-4
4.1 設計計画	9-6-4
4.2 詳細調査	9-6-4
4.3 上部工補修設計	9-6-6
4.4 下部工補修設計	9-6-7
4.5 支承防錆設計	9-6-9
4.6 施工計画	9-6-9
4.7 関係機関協議	9-6-9
4.8 報告書作成	9-6-10
4.9 照査	9-6-10
4.10 打合せ等	9-6-10
5. 直接経費	9-6-11
5.1 旅費交通費	9-6-11
5.2 電子成果品作成費	9-6-11
5.3 電子計算機使用料	9-6-11
5.4 機械経費	9-6-11
5.5 安全費	9-6-12
5.6 試験費	9-6-13

1. はじめに

本歩掛は、詳細調査、補修設計の2つで構成されている。

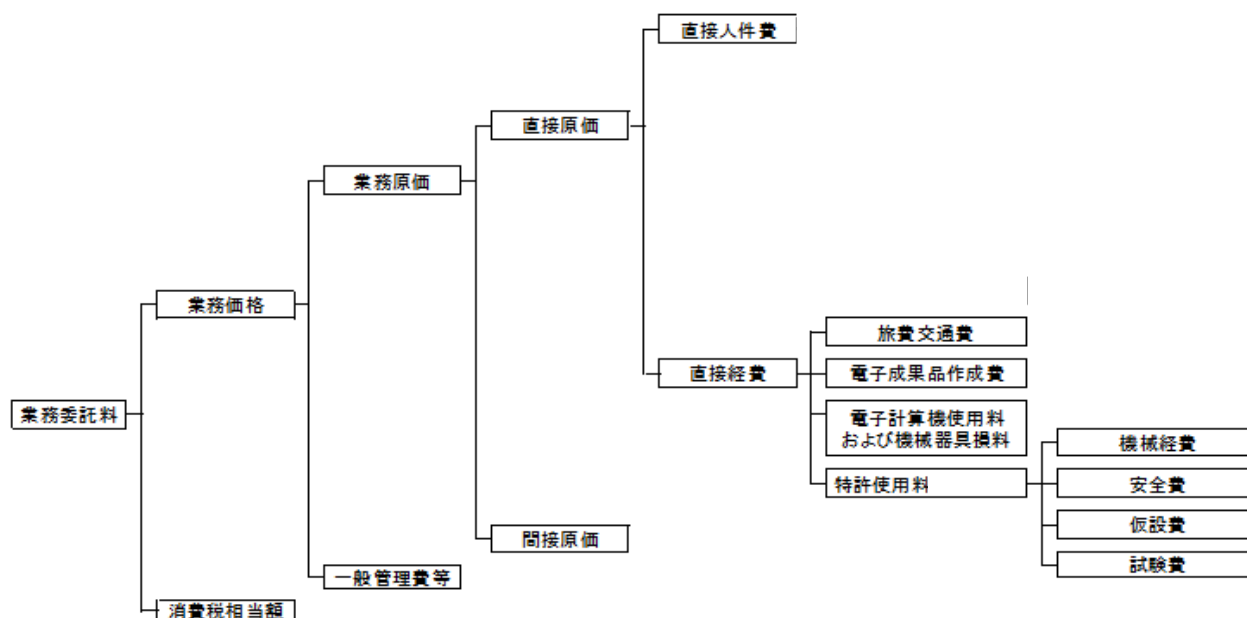
○ 補修設計業務： 詳細調査 ＋ 補修設計

2. 適用範囲

本歩掛は、山口県が管理する標準的な横断歩道橋の補修設計業務に適用するものとする。

3. 横断歩道橋詳細調査・補修設計業務委託料

3.1 業務委託料の構成



3.2 業務委託料構成費目の内容

業務委託料構成費目の内容は、設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

3.3 機械経費、安全費、仮設費、試験費

機械経費、安全費、仮設費、試験費については、直接経費の特許使用料に計上する。

3.4 作業区分及び業務内容

作業区分		業務内容
設計計画		既存の資料の収集・整理及び設計条件の整理を行い、業務計画書の作成を行う。
詳細調査	現地踏査	既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握（損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）するほか、数量表の記載事項を現地にて確認する。
	調査計画	既存資料の収集・整理及び現地踏査を行った後、詳細調査の順序及び方法、仮設備計画、実施体制、工程、安全管理体制等について計画し、調査実施計画書としてとりまとめる。
	外観変状調査	既存資料と現地状況との整合性を確認するほか、横断歩道橋全体（舗装、伸縮装置等含む）を対象として、全スパンについて地上（梯子・脚立等）・リフト車等を用いて近接目視及びハンマーによる打音調査を行う等全体の損傷状況の傾向を把握する。
	形状寸法測定	竣工図書等がない場合に、補修設計に必要となる形状寸法を測定する。
	各種試験	補修設計に必要となる各種試験を実施する。
	各種試験結果とりまとめ	各種試験結果のとりまとめ、総合評価を行う。
	損傷図作成	損傷図がない場合に、外観変状調査結果等を基に、損傷図の作成を行う。
	補修箇所の抽出	外観変状調査、各種試験結果とりまとめ等を総合的に勘案し、劣化機構・損傷原因の特定、劣化・進行性予測、構造物の性能・健全度評価、補修の要否等の判定を行い、補修箇所を抽出する。
補修設計	上部工補修設計	設計計算を必要としない上部工補修設計に適用する。
	下部工補修設計	設計計算を必要としない下部工補修設計に適用する。
	支承防錆設計	既設鋼製支承の防錆処理（塗装塗替え・金属溶射等）に適用する。

作業区分	業務内容
施工計画	構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に必要な計画書を作成する。
関係機関協議	河川管理者、道路管理者（県以外）の関係機関との協議、諸手続き、資料収集及び、協議用資料の作成を行う。
報告書作成	数量計算、施工計画を基に概算工事費の算定を行うとともに、調査・設計業務の成果として、設計業務成果概要書、調査報告書、各種設計概要書、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費計算書、施工計画書等を作成する。
照査	山口県業務委託共通仕様書に準じた照査を行う。
打合せ等	中間打合せは 2 回を標準とし、業務着手時と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

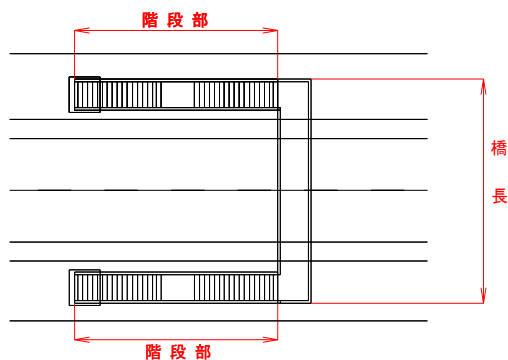
※補修設計における『対策工法の検討』については、構造特性、施工性、経済性、維持管理等の観点から、技術的特徴、新技術の活用検討、課題の整理、評価を加えた比較一覧表を作成し、選定を行う。

3.5 横断歩道橋点検における数量の考え方

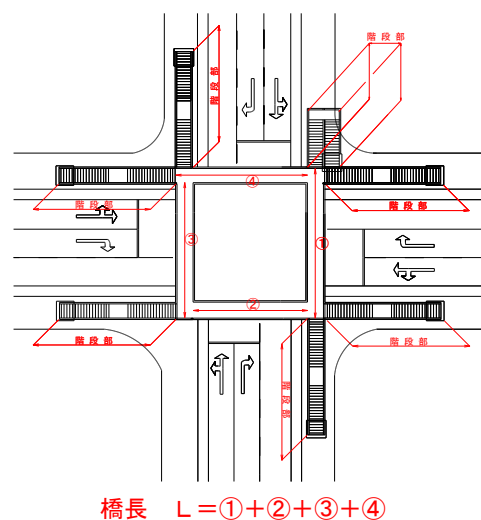
全延長 (m) = 橋長 (m) + 階段部の合計延長 (m)

標準全延長：40m を超え 60m 以下とする。（概ね 1 車線を跨ぐ場合）

（例:1 路線を跨ぐ場合）



（例:4 路線を跨ぐ場合）



4. 直接人件費

4.1 設計計画 (SY300001)

(1) 業務内容

既存資料の収集・整理及び設計条件の整理を行い、業務計画書の作成を行う。

(2) 標準歩掛

(1 業務あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計画			1.2	1.7	2.2	

注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の 2%を計上する。

4.2 詳細調査 (SY300003)

(1) 業務内容

横断歩道橋の補修設計に先立ち、各部の形状寸法や損傷状況を確認し、損傷図を作成する。

また、外観変状調査及び各種試験結果等を基に補修箇所を抽出する。

(2) 標準歩掛

標準歩掛は、地上及びリフト車利用時で標準全延長（40m を超え 60m 以下）の場合であり、他の場合は外観変状調査、形状寸法測定、損傷図作成について補正係数を標準歩掛に乘じるものとする。

地上・足場利用時（一般的な横断歩道橋、標準全延長 40m を超え 60m 以下）（1 橋あたり）

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査		0.5	0.5	0.5		
調査計画			0.5	1.0	1.0	
外観変状調査			0.5	0.5	0.5	
形状寸法測定			0.5	0.5	0.5	
試験結果とりまとめ			1.0	1.0	1.0	
損傷図作成			0.5	0.5	1.5	1.5
補修箇所の抽出			0.5	0.5	0.5	

注) 1. 形状寸法測定は竣工図書等がなく、必要な場合のみ計上する。

2. 外観変状調査、形状寸法測定、損傷図作成については、(3)標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

補正係数 = α_1 α_1 : 全延長による補正係数

(3) 標準歩掛の補正（全延長による補正）

外観変状調査、形状寸法測定、損傷図作成については、全延長により補正係数を求め、標準歩掛に乗じることにより、補正を行う。

橋種	全延長（ α 1）									
全延長	40m 未満	40m 以上 60m 未満	60m 以上 80m 未満	80m 以上 100m 未満	100m 以上 120m 未満	120m 以上 140m 未満	140m 以上 160m 未満	160m 以上 180m 未満	180m 以上 200m 未満	200m 以上
補正係数	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	※

※全延長 200m 以上は別途見積りによる

4.3 上部工補修設計 (SY300007)

(1) 適用範囲

設計計算を必要としない上部工補修設計に適用する。

既設コンクリート構造物については、ひびわれ補修工、表面保護工（断面修復工、表面被覆工、表面含浸工）、電気化学的防食工等の補修設計に適用する。

既設鋼構造物については、鋼桁補修工（当て板等）、ボルト取替え、鋼橋塗装塗替工等の補修設計に適用する。

(2) 標準歩掛

1) 上部工補修設計

標準歩掛は、標準全延長（40m を超え 60m 以下）の上部構造及び階段部を対象とし、他の延長の場合は、設計図作成及び数量計算について補正係数を標準歩掛に乘じるものとする。

※上部構造とは、主桁、横桁、床版（鋼床版またはデッキプレート）、地覆、添接板、垂直補剛材、配水管、排水受け、排水桶、舗装、照明施設、高欄等を対象部位とする。

※階段部とは、上部工との接合部、主桁、踏み板、蹴上げ、地覆、橋台等を対象部位とする。

（1 橋あたり）

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.5	0.5			

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の 2% を計上する。

（1 橋あたり）

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成				0.5	0.5	1.5
数量計算					0.5	1.5

注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の 2% を計上する。

2. 設計図作成及び数量計算については、(3)標準歩掛の補正に基づき下記の補正係数を乗ずるものとする。

補正係数 = α_1 α_1 : 全延長による補正係数

(3) 標準歩掛の補正（全延長による補正）

設計図作成及び数量計算について、標準歩掛に以下の補正係数を乗じることにより、補正を行う。

橋種	全延長（ α_1 ）									
全延長	40m 未満	40m 以上 60m 未満	60m 以上 80m 未満	80m 以上 100m 未満	100m 以上 120m 未満	120m 以上 140m 未満	140m 以上 160m 未満	160m 以上 180m 未満	180m 以上 200m 未満	200m 以上
補正係数	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	※

※全延長 200m 以上は別途見積りによる

4.4 下部工補修設計 (SY300011)

(1) 適用範囲

設計計算を必要としない下部工補修設計に適用する。

既設コンクリート構造物のひびわれ補修工、表面保護工（断面修復工、表面被覆工、表面含浸工）、電気化学的防食工等の補修設計に適用する。

既設鋼構造物については、鋼部材補修工（当て板）等、ボルト取替え、塗装塗替え工等の補修設計に適用する。

(2) 標準歩掛

1) 下部工補修設計

標準歩掛は、1 橋（2 基）の下部構造を対象とし、3 基以上の下部工を設計する場合については、設計図作成及び数量計算について、基数による補正を行う。

※下部構造の対象は、橋脚、支承、落橋防止構造、根巻きコンクリート等とする。

(1 橋（2 基）あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.5	0.5			

注) 1. 対策工法の検討については、補正は行わないものとし、1 橋あたりの標準歩掛のみを計上する。

2. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の 2%を計上する。

(1 橋（2 基）あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計図作成					0.5	1.0
数量計算					0.5	1.0

注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の 2%を計上する。

(3) 類似構造物による補正

設計図作成及び数量計算は、下部工が3 基以上存在する場合、類似構造物の補正を行う。

類似構造物の補正は、次式による。

歩掛 = 標準歩掛（基本構造物） × (1.0 + 0.7 × n / 2) n : 基数 (追加下部工基数)

類似構造物による補正

種別	基本	類似
補正係数	1.0	0.7

注) 1. 下部工の躯体幅・高さが変化しても部材が同一である場合は、類似構造物の補正を行う。

2. 各類似構造物で補修工法が異なっても同一業務内での下部工補修設計であればすべて類似構造物の補正を行う。

<例 1>積算例（下部工（4 基）、類似構造物による補正 0.7）

追加下部工基数は、 $4 - 2 = 2$ (基)

※標準歩掛は、1 橋(2 基)の下部構造を対象としているため

「類似構造物による補正」 0.7

$$\begin{aligned}\text{歩掛} &= \text{標準歩掛（基本構造物）} \times (1.0 + \underline{0.7} \times \underline{2} / \underline{2}) \quad n : \text{基数（追加下部工基数）} \\ &= \underline{1.7}\end{aligned}$$

4.5 支承防錆設計 (SY300015)

(1) 適用範囲

既設鋼製支承の防錆設計（塗装塗替え、金属溶射等）に適用する。

(2) 標準歩掛

支承防錆設計は、1 橋あたりの標準歩掛とし、補正は行わない。

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策工法の検討		0.5	0.5			
設計図作成					0.5	1.0
数量計算					0.5	0.5

注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の 2%を計上する。

2. 支承の取替え設計は、対象としない。

4.6 施工計画 (SY300019)

(1) 業務内容

構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に必要な計画書を作成する。

(2) 適用範囲

構造計算を必要としない仮設工の検討を含むものとする。

(3) 標準歩掛

(1 橋あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
施工計画		0.5	1.5	3.5	3.0	3.0

4.7 関係機関協議 (SY300021)

(1) 業務内容

詳細調査、補修設計の実施にあたって、河川管理者、道路管理者（県以外）の関係機関との協議、諸手続き、資料収集及び協議資料の作成を行う。

なお、補修設計方針決定に伴う事業主幹課を含めた協議等については、打合せ協議で別途計上する。

(2) 適用範囲

関係機関協議については、1 事業者あたりの標準歩掛とする。

(3) 標準歩掛

(1 事業者あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関協議				2.0	2.5	3.0

4.8 報告書作成 (SY300023)

(1) 業務内容

数量計算、施工計画を基に概算工事費の算定を行うとともに、調査・設計業務の成果として、設計業務成果概要書、調査報告書、各種設計概要書、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費計算書、施工計画書等を作成する。

(2) 標準歩掛

1) 報告書作成

(1 業務あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成		0.5	1.0	2.0	3.0	1.5

4.9 照査 (SY300025)

(1) 業務内容

山口県業務委託共通仕様書に準じた照査を行う。(赤黄チェックによる照査を含む)

(2) 標準歩掛

(1 業務あたり)

作業区分	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
照査		0.5	1.0	2.0		

※赤黄チェックによる照査を含む

4.10 打合せ等

(1) 協議内容

1) 業務着手時

業務計画書をもとに、調査方法、調査・設計内容等の打合せを行うとともに、調査・設計に必要な既存資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

調査実施計画策定後及び調査・設計終了時の 2 回を標準とする。なお、適宜増減する。
補修設計方針について事業主幹課を含めた協議を行う場合は、別途計上する。

3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛

設計業務等標準積算基準書の（土木設計業務等標準歩掛）に準ずる。

5. 直接経費

5.1 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

5.2 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」（概略設計、予備設計又は詳細設計）に準拠する。

5.3 電子計算機使用料

電子計算機使用料は、補修設計の標準歩掛の直接人件費の2%を計上する。

5.4 機械経費

詳細調査等実施時において、リフト車等を要する場合は、運転経費を計上する。運転経費には、車両損料、保険代、燃料費、運転手人件費、回送費を含む。

(1) 標準歩掛

名称	日作業量 (m)	単位	数量	単価 (円)	備考
リフト車	50	日	1	37,755	リース

5.5 安全費

詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導警備員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

(1) 標準歩掛

1) 交通誘導警備員

(1人・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通誘導警備員 A	人	1	※	
交通誘導警備員 B	人	1	※	

※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による

交通誘導警備員 A: 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B: 警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

2) 交通規制設備

(1現場・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	30,751	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	59,832	

※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む

5.6 試験費

詳細調査における各種試験の経費を計上する（現地測定及び採取作業含む）。

名称	単位	数量	単価（円）	備考
板厚測定（超音波厚さ測定）	箇所	1	—	※1
塗膜厚測定	箇所	1	—	※1
廃塗膜採取	式	1	42,785	復旧含む、0.3m×0.3m
PCB 含有量試験	検体	1	—	※1 ※2
六価クロム含有量試験	検体	1	—	JIS Z 5674 ※1
鉛含有量試験	検体	1	—	JIS Z 5674 ※1
磁粉探傷試験	検体	1	7,043	JIS Z 2320 (MT)
浸透探傷試験	検体	1	9,066	JIS Z 2343 (PT)
過電流探傷試験	検体	1	6,768	JIS Z 2316 (ET)
超音波探傷試験	検体	1	7,912	JIS Z 3060 (UT)

※1 「橋梁補修・補強設計業務委託歩掛」の単価を採用する。

※2 「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 5 版）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室（令和 2 年 10 月）」による。

第9編 第7章
トンネル点検業務委託歩掛

< 目 次 >

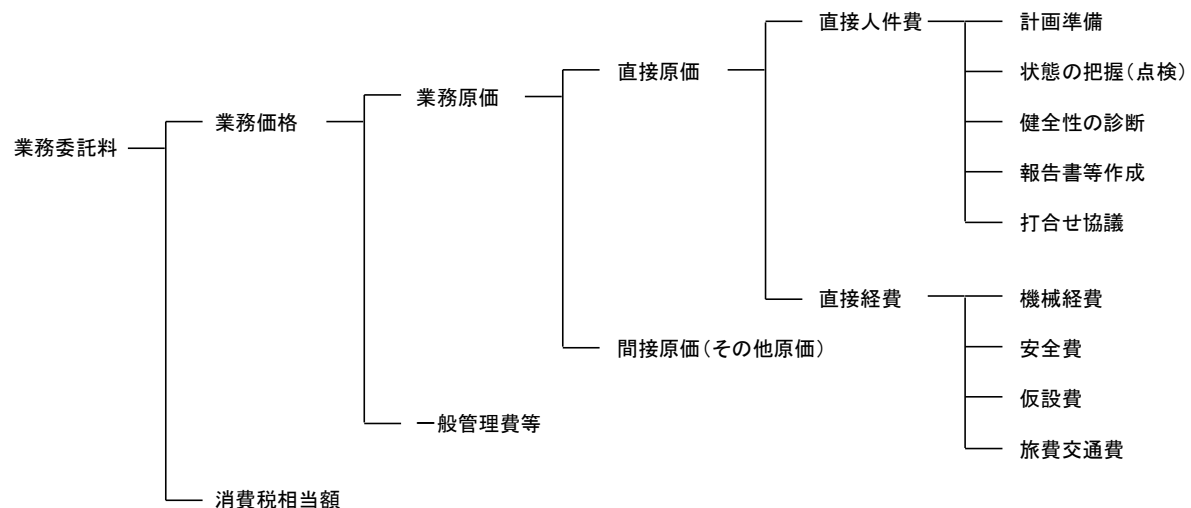
1. 適用範囲	9-7-1
2. 業務委託料	9-7-1
2.1 業務委託料の構成	9-7-1
2.2 業務委託料構成費目の内容	9-7-1
3. 業務委託料の積算	9-7-3
3.1 建設コンサルタントに委託する場合	9-7-3
3.2 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう)に委託する場合(諸謝金による場合を除く)	9-7-3
3.3 電子成果品作成費	9-7-3
4. 業務内容	9-7-4
4.1 計画準備	9-7-4
4.2 状態の把握（点検）	9-7-4
4.3 健全性の診断	9-7-4
4.4 報告書等作成	9-7-5
4.5 打合せ協議	9-7-5
5.標準歩掛	9-7-6
5.1 直接人件費	9-7-6
5.1.1 計画準備	9-7-6
5.1.2 状態の把握（点検）	9-7-6
5.1.3 健全性の診断	9-7-8
5.1.4 報告書等作成	9-7-8
5.1.5 打合せ協議	9-7-8
5.2 直接経費	9-7-9
5.2.1 旅費交通費	9-7-9
5.2.2 機械経費	9-7-9
5.2.3 安全費	9-7-10

1. 適用範囲

本歩掛は、山口県が管理するトンネルについて、「山口県トンネル定期点検要領(令和7年4月)」及に基づき実施する定期点検業務に適用する。

2. 業務委託料

2.1 業務委託料の構成



2.2 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。これ以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

a 機械経費

機械経費は、トンネル点検車及び投光機材の機械運転経費について計上する。また、点検においてその他の機械が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

b 安全費

安全費は、安全管理を目的とし、トンネル点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。

(a) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

(b) 保安施設

「道路工事保安施設基準(案)」等を参考に、点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

c 仮設費

仮設費は、トンネル点検においてはトンネル点検車や監査路を用いることを標準とするが、その他の仮設備が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

※これ以外の経費は、間接原価（その他原価）に含まれるものとする。

(2) 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。また、積上計上するものを除いた直接経費（特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用など）を含むものとする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3. 業務委託料の積算

3.1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

業務処理に従事する技術者の人件費とする。

2) 直接経費

直接経費は、2.2の(1)の2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各発注者（道路管理者）の旅費基準・規則等に準じて積算するものとする。

2.2の(1)の2)の各項目以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

3) 間接原価（その他原価）

間接原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{間接原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占める間接原価（その他原価）の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり、**設計業務等標準積算基準書**の「土木設計業務等積算基準」によるものとする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}\text{消費税相当額} &= [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

3.2 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く）

3.1と同一の方法により積算するものとする。ただし、間接原価（その他原価）、一般管理費等については算入しないものとする。

3.3 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用については、「5.1.4 報告書作成」の中で別途計上するため、率による計上はしないこと。

4. 業務内容

4.1 計画準備

点検に必要な資料の収集・出力，業務計画書及び実施計画書作成，現地踏査，及び関係機関との協議資料作成等を行う。

(1) 計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。
なお、点検に関する新技術活用の検討を含む。

(2) 資料整理

業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

(3) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い，トンネルの変状等の発生状況を把握する他，トンネルの立地環境，交通状況，交通規制の要否，近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

(4) 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料，説明用資料の作成を行う。

4.2 状態の把握（点検）

「点検要領」に基づき，トンネル点検車等を用いて，トンネル本体工及び附属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診，応急措置等を含む）にて行う。

なお、ひび割れの進行性，漏水の状況，覆工背面空洞の有無等を調べる場合は，別途計上すること。

また、状況に応じて利用者被害の可能性がある覆工や坑門の浮き、剥離箇所を撤去するなどの応急処置を講じるものとする。

4.3 健全性の診断

(1) 状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。

トンネル本体工の変状を外力，材質劣化，漏水に区分して，材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に，外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して，道路トンネル毎の健全性の診断を行う。

(2) 附属物等の取付状態に対する判定（以下，異常判定）は，定期点検を行う者が現地にて判定区分を用いて行う。

（注）健全性の診断については，変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断を行い，道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合を想定している。

4.4 報告書作成

(1) 報告書の作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。

(2) 定期点検記録様式の作成

状態の把握（点検）および健全性の診断をもとに定期点検記録様式を Microsoft Excel にて作成し記録するものとする。また、トンネル管理カルテについて作成または更新を行うものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

なお、Microsoft Excel で作成した定期点検記録様式については、電子媒体でも納品すること。

4.5 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、トンネル点検に必要な資料等の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを 1 回行うことを標準とする。中間打合せが 2 回以上必要な場合は、その回数について計上する。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

5.直接原価

5.1 直接人件費

5.1.1 計画準備

(10 トンネル当り)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
計画準備	3.0		10.0	8.0	5.0
資料収集整理			5.0	5.0	5.0
現地踏査			5.0	10.0	10.0
関係機関協議	2.0		5.0	3.0	3.0

(注) 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」の中で計上すること。

点検に関する新技術活用の検討を含む。

5.1.2 状態の把握（点検）

(1) 状態の把握（点検）

表 1.1

(1 日当り)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
状態の把握(点検)			1.0	1.0	2.0

表 1.2

(10,000m² 当り)

項目	単位	初回	2 回目以降
ひび割れ密度 $0 \leq C \leq 0.1$ (m/m ²)	日	5.0	5.0
ひび割れ密度 $0.1 < C \leq 0.2$ (m/m ²)	日	8.0	8.0
ひび割れ密度 $0.2 < C \leq 0.3$ (m/m ²)	日	10.0	10.0
ひび割れ密度 $0.3 < C \leq 0.4$ (m/m ²)	日	13.0	13.0
ひび割れ密度 $0.4 < C$ (m/m ²)	日	15.0	15.0

(注) 1. 上表 1.1 は、点検作業 1 日当たりの標準的な班編成である。点検の種別及び、ひび割れ密度に応じて、表 1.2 の点検日数を乗ずる。

計上歩掛 (10,000m² 当り) = 班編成 × 点検日数

- うき・はく離箇所のハンマーによる撤去、取付金具類等のボルトの増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等の点検作業時に実施する応急的な措置を含む。
- ひび割れ密度の計算方法は以下の図 1 に従うものとする。
- ひび割れ密度が不明の場合は、 $0 \leq C \leq 0.1$ を初期設定とし、点検終了後、実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。
- 附属物の取り付け金具や、アンカー等の点検を含む。
- ひび割れ密度算出にあたっては、近接目視点検面積（覆工部、坑門面壁部）あたりを対象とする。

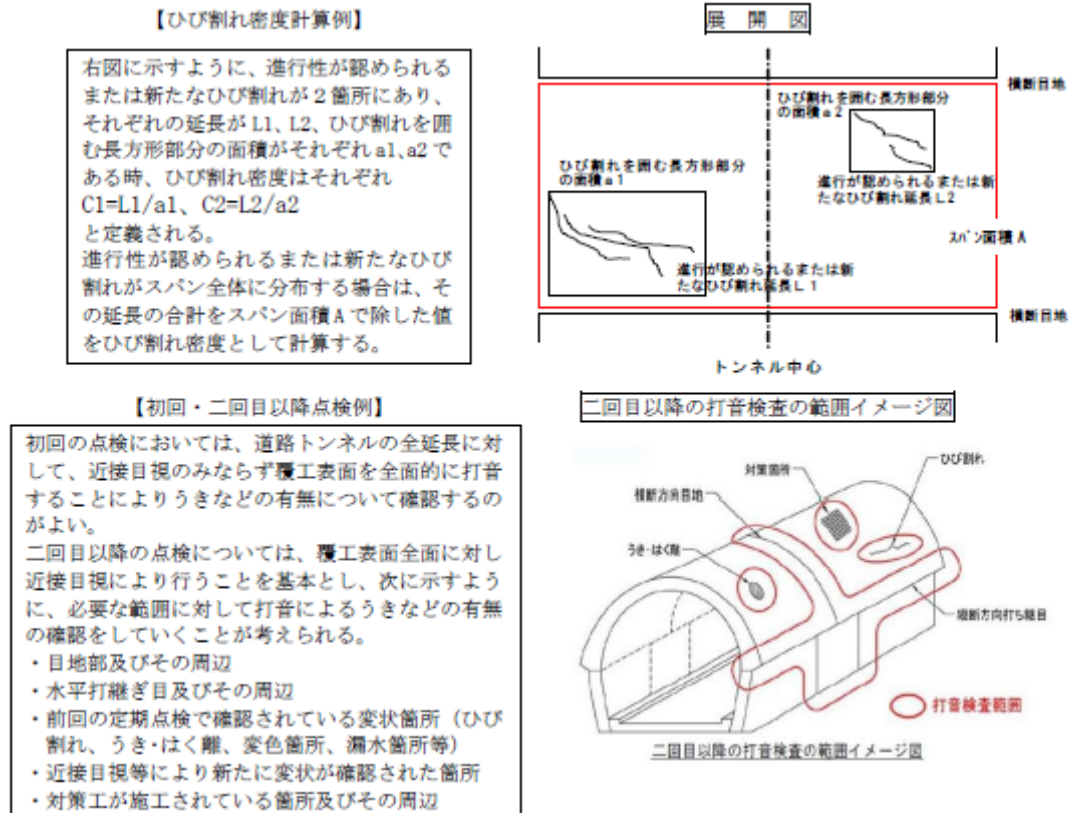


図 1.『道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）平成 31 年 2 月（国土交通省道路局）』引用

(2) 点検作業内容項目別の構成比率（参考）

下表1.3は点検作業一日あたりの項目別の構成比率を参考として示したものである。

これは、「道路トンネル定期点検要領（平成 31 年 2 月） 国土交通省」の点検要領付録 1 の 2.

（5）「点検箇所の一部等で近接目視によらないときの扱い」によるその他の方法を用いる際の参考とすることを想定している。

表 1.3

点検作業内容	構成比率
近接目視点検	30%
打音検査(たたき落とし含む)	35%
変状箇所スケッチ	20%
変状箇所写真撮影	15%
計	100%

5.1.3 健全性の診断

(10 トンネル当り)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
健全性の診断	5.0		10.0	10.0	

- (注) 1. トンネル本体工の変状等態判定を外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行うものとする。
2. 材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に、健全性の診断を行う。
3. 附属物の取り付け金具や、アンカー等の診断を含む。

5.1.4 報告書等作成

(10 トンネル当り)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書の作成	3.0		10.0	10.0	12.0

(10,000m2 当り)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定期点検記録様式の作成			5.0	10.0	15.0

- (注) 1. 報告書の電子データ（ワード、エクセル、CAD データ等）の納品を含む。
2. 定期点検記録様式の作成にあたっては、定期点検において、トンネルの変状・異常が利用者に及ぼす影響を詳細に把握し、適切な措置(対策区分)や監視、重点監視といった維持管理計画の策定において有用な情報を記録する場合を想定しており、健全性の診断の他、対策区分の判定を行う場合を想定している。なお、既存台帳がある場合はその台帳を加工すること。併せて、トンネル管理カルテの作成・更新も実施すること。

5.1.5 打合せ協議

(1 業務当り)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
業務着手時	0.5	0.5	0.5			
中間打合せ	0.5	0.5	0.5			1 回あたり
成果品納入時	0.5	0.5	0.5			

- (注) 中間打合せは、1 業務当り 1 回を標準とし、必要に応じて中間打合せを追加するものとする。

5.2 直接経費

5.2.1 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書の「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

5.2.2 機械経費

(1) トンネル点検車の経費等

トンネル点検車の運転日数は下表のとおりとする。

トンネル点検車の運転単価表

(1 日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
一般運転手		人	1.0	
トンネル点検車賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・ プラットフォーム型・作業床高 9.9m	日	1.0	
燃料費		L	5.2	
諸雑費		式	1.0	まるめ

- (注) 1. 上記規格を標準としている。その他の機械を使用する場合は、別途、費用を計上するものとする。
2. 高さ 10m 以上のトンネル点検車を使用する場合の規格は、別途、考慮すること。
また、点検運転手の職種について、「作業床高 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

日当たり点検数

名称	単位	数量	備考
現場点検（初回）	m	200	
現場点検（2 回目以降）	m	250	

- (注) 1. 点検車の規格は、『トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高 9.9m』を想定している。また、トンネルの規格は 2 車線（上り 1 車線、下り 1 車線）程度を想定している。
2. 機械経費及び後述の安全費算出の参考とするが、これにより難しい場合は別途検討すること。
3. 計上数量の算出は、トンネル延長（m）を日当たり点検数（m／日）で除した日数とし、小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）止めとする。

<例>数量算出の事例

トンネル点検車の計上数量算出

2 回目以降点検のトンネル延長 L=380.0m のトンネルの場合

計上数量 = $380.0 \div 250.0 = 1.52$ 日

≒ 1.5 日

(2) 投光機材の経費等

トンネル定期点検で使用する投光機材の機械経費として、状態の把握（点検）の直接人件費の5%を計上する。投光機材とは、トンネル点検車バケット上に搭載する投光機材や側壁部や路面部等で使用する投光機材のすべてをいう。

投光機材	直接人件費の 5.0 %
------	--------------

5.2.3 安全費

(1) 交通誘導警備員

トンネル点検作業時の安全確保を図るため、車両の前後に交通誘導警備員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

(2) 交通規制設備費

(1 現場・1 日当り)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	50,204	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	82,933	

(注) 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料を含む。

第 10 編 水文調査（井戸調査）業務

第1章 水文調査（井戸調査）業務積算基準

第1節 水文調査（井戸調査）業務積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、公共工事の施工に伴う現場周辺の既存井戸への影響を把握するために実施する井戸の水位・水量、水質等の調査に適用する。

1-2 業務費の積算

本業務の積算体系は、**設計業務等標準積算基準書**によるものとする。

なお、第2章第1節 調査業務は「地質調査積算基準」を、第2章第2節 解析等業務は「土木設計業務等積算基準（解析等調査業務）」を適用する。

また、第2章第1節 調査業務及び第2章第2節 解析等業務の単価表における単位数量当りの合計金額の端数処理は行わない。

電子成果品作成費は、「土木設計業務等積算基準（その他の設計業務）」によるものとし、第2章第2節 解析等業務の直接人件費を対象に計上する（調査業務は対象としない）。

1-3 作業区分

水文調査（井戸調査）業務における作業区分は以下のとおりとする。

作業区分		作業の範囲
調査業務	自記水位計設置・撤去	井戸に自記水位計を設置し、調査完了後に撤去する。
	自記水位計観測	自記水位計により水位を観測する。
	触針式水位計観測	触針式水位計により水位を観測する。
	井戸水量調査	井戸観測が実施できない井戸の能力を把握する調査。井戸に設置されているポンプを利用し、一定量の水を汲み上げるのに要する時間を推定する。測定は、蛇口を全開にした状態で、毎分1回の割合で予め容量を把握した容器が満水になるまでの時間を測定する。総揚水量は、100リットルを目安に設定する。
	簡易水質測定	ポータブル計測機器を用いて、濁度、pH、電気伝導率を測定する。なお、測定は水温が一定になるまで取水した後に行う。
	水質分析用試料採水	水質調査、イオン分析に使用する水を採水する。
解析等業務	計画準備	業務の趣旨・目的を十分に把握した上で、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等、業務の遂行に必要な内容を記載した業務計画書を作成する。また、業務の実施に必要な準備を行う。
	観測データ解析	調査結果をまとめ、測定値と地質及び降水量等の関係から各々の特性を明らかにするとともに、現在実施している調査内容を再検討する。
	水質分析解析	調査結果をまとめ、図化（図面への結果記載、ダイヤグラム又はヘキサダイヤグラムの作成）、水塊の区分を行い、地下水の涵養・流動機構を解明する。
	報告書作成	調査結果のとりまとめ及び分析を行い、当該工事との因果関係を考察するとともに、今後の調査計画の立案を行い、報告書としてとりまとめる。
	打合せ協議	業務着手時、中間、成果品納入時に打合せ協議を行う。

第2章 水文調査（井戸調査）業務標準歩掛

第1節 調査業務

1-1 水位計観測

1-1-1 自記水位計設置・撤去

（1箇所当たり）

名称	規格	単位	数量	備考
地質調査技師		人	0.20	
地質調査員		〃	2.00	
諸雑費	材料費等	式	1	人件費計の20%
計		箇所		

1-1-2 自記水位計観測

（1箇所・回当たり）

名称	規格	単位	数量	備考
地質調査技師		人	0.10	
地質調査員		〃	0.60	
自記水位計損料		日	30.0	
諸雑費	材料費等	式	1	人件費計の3%
計		箇所・回		

（注）1．資料整理を含む。

2．自記水位計損料は、公共工事設計労務・資材単価表による。

1-1-3 触針式水位計観測

（1箇所・回当たり）

名称	規格	単位	数量	備考
地質調査技師		人	0.01	
地質調査員		〃	0.10	
触針式水位計損料		日	0.05	
諸雑費	材料費等	式	1	人件費計の3%
計		箇所・回		

（注）1．資料整理を含む。

2．触針式水位計損料は、公共工事設計労務・資材単価表による。

1-2 井戸水量調査

(1箇所・回当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
主任地質調査員		人	0.10	
地質調査員		人	0.10	
諸雑費	材料費等	式	1	人件費計の5%
計		箇所・回		

(注) 1. 資料整理を含む。

1-3 簡易水質測定

1-3-1 濁度測定

(1回当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
地質調査員		人	0.07	
濁度計損料		日	0.05	
諸雑費	材料費等	式	1	人件費計の3%
計		回		

(注) 1. 資料整理を含む。

2. 濁度計損料は、公共工事設計労務・資材単価表による。

1-3-2 pH測定

(1回当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
地質調査員		人	0.07	
pHメーター損料		日	0.05	
諸雑費	材料費等	式	1	人件費計の3%
計		回		

(注) 1. 資料整理を含む。

2. pHメーター損料は、公共工事設計労務・資材単価表による。

1-3-3 電気伝導率測定

(1回当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
地質調査員		人	0.07	
電気水質計損料		日	0.05	
諸雑費	材料費等	式	1	人件費計の3%
計		回		

(注) 1. 資料整理を含む。

2. 電気水質計損料は、公共工事設計労務・資材単価表による。

1－4 水質分析用試料採水

(1回当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
地 質 調 査 員		人	0.05	
諸 雑 費	材料費等	式	1	人件費計の3%
計		回		

(注) 1. 水質調査(飲用水用、農業用水用)及びイオン分析の単価については、公共工事設計労務・資材単価表による。

2. 試料採水後、現地から試験機関までの旅費交通費は、別途計上する。

第2節 解析等業務

2-1 計画準備

(1 業務当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
主任技師		人	1.20	
技師 A		〃	1.50	
技師 C		〃	1.00	
計		業務		

2-2 観測データ解析

(1 業務当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
技師 B		人	0.20	
計		業務		

2-3 水質分析解析

(1 解析当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
技師 A		人	0.50	
技師 B		〃	2.00	
技術員		〃	2.00	
計		解析		

2-4 報告書作成

(1 業務当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
主任技師		人	1.50	
技師 A		〃	2.00	
技師 B		〃	3.00	
計		業務		

2-5 打合せ協議

(1 業務当たり)

区分	主任技師 (人)	技師 A (人)	技師 B (人)	備考
業務着手時	0.50	0.50		
中間打合せ	0.50		0.50	1 回当たり
成果品納入時	0.50	0.50		

(注) 1. 中間打合会の回数は、必要に応じて増減する。

打合せ回数を増減する場合は、1 回当たり、中間打合せ 1 回の人員を増減する。

第 11 編 災害査定用測量設計業務

第1章 災害査定用測量設計業務積算基準

第1節 災害査定用測量設計業務積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、山口県土木建築部において実施する公共土木施設の災害査定に係る測量及び設計業務に適用する。

1-2 測量業務費及び土木設計業務委託料

測量業務費及び土木設計業務委託料の構成並びに内容は、**設計業務等標準積算基準書**の「第1編 測量業務」及び「第3編 土木設計業務」によるものとする。

1-3 測量業務費及び土木設計業務委託料の積算

測量業務費及び土木設計業務委託料の積算は、**設計業務等標準積算基準書**の「第1編 測量業務」及び「第3編 土木設計業務」によるものとする。ただし、**設計業務等標準積算基準書**の「第1編 測量業務」における「1-4-2 変化率の積算」は、第2章災害査定用測量設計業務標準歩掛に適用しない。

なお、第2章災害査定用測量設計業務標準歩掛が適用出来ない業務は、**設計業務等標準積算基準書**により別途計上する。

1-4 用語の定義

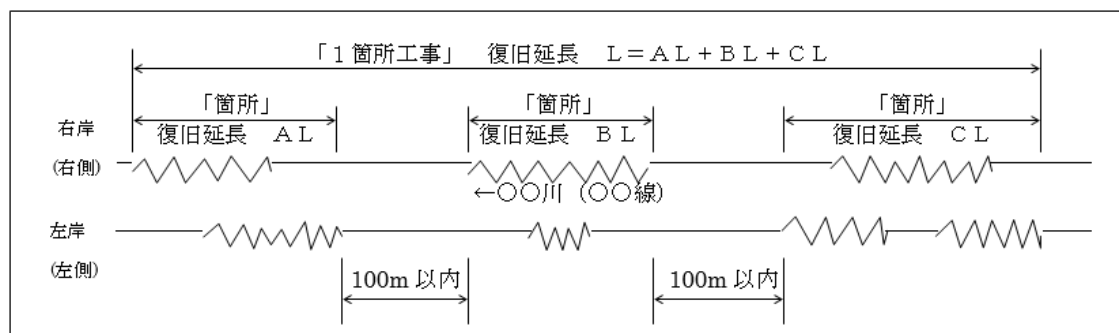
(1) 箇所

一の施設について、被災した各々の箇所をいう。

本積算基準において計上する箇所数は、当該箇所数とする。

(2) 1箇所工事

一の施設について、被災した箇所が直線距離で100m以内の間隔で連続している場合は、「1箇所工事」とみなす。



1-5 作業区分及び業務内容

作業区分		業務内容
測量業務	現地打合せ協議	・業務の対象範囲及び復旧工法等の方針について、箇所毎に現地で発注者と受注者が確認する。 ・発注者及び受注者が現地立会により、被災箇所の起終点、測量延長、測量幅、中間点（変化点）を確認し、受注者が被災箇所の起終点及び中間点（変化点）に木杭を設置する。
	基準点設置測量	・GNSS測量機を用いるネットワーク型RTK測量（単点観測法）を利用して基準点（新点）の設置を行う。
	平面測量（見取り） （道路・河川）	・被災箇所の平面図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて、現地で見取りながら作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とし、台帳等既存資料（道路台帳、航空写真、河川台帳、森林基本図等）を活用する。
	平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕） （道路・河川）	・被災箇所の平面図を、無人航空機〔UAV〕を使用し撮影した画像を用いて作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とする。
	平面測量 〔トータルステーション〕	・被災箇所の平面図をトータルステーションを用いて作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とし、台帳等既存資料（道路台帳、航空写真、河川台帳、森林基本図等）を活用する。
	縦断測量	・直接水準測量または間接水準測量により作成する。 ・縮尺は、縦1/100、横1/1000程度とする。
	横断測量	・直接水準測量または間接水準測量により作成する。 ・縮尺は、1/100～1/200程度とする。
	ポール横断測量 （道路）	・被災箇所の横断図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて測量し、作成する。 ・縮尺は、1/100～1/200程度とする。
	ポール横断測量 （河川）	

作業区分		業務内容
測量業務	被災写真の撮影・整理（道路） （トータルステーション・GPS 等測量）	- 被災箇所の写真を撮影し、台紙に貼付けて、スケールの貼付、距離表示、流水（路線）方向、起終点、測点、被災前断面の表示、撮影年月日等を朱色のペンなどで記入する。電子データ処理による方法も可とする。 - 全景写真、部分写真、横断写真、起終点詳細写真、前後（上下流）施設の現況写真、被災原因写真、周辺・背後地の状況写真、水位痕跡の撮影、撮影方向図の作成等を行う。
	被災写真の撮影・整理（道路） （ポール測量）	
	被災写真の撮影・整理（河川） （トータルステーション・GPS 等測量）	
	被災写真の撮影・整理（河川） （ポール測量）	
	河川環境特性整理票（A表）作成	被災箇所の河川環境特性整理票（A表）を作成する。
	設計流速算定表（B表）作成	護岸選定のための外力として、護岸近傍に作用する代表流速を設計流速算定表（B表）に基づき算定する。
	河川環境特性整理票（A表） （省略版）作成	1 箇所工事内に複数の被災があり重複部分を省略したA表を作成する。
設計業務	災害査定設計（道路） （総合単価）	- 災害査定設計書の作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。 「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローに沿って工法を選定し、設計する。
	災害査定設計（道路） （積上積算）	
	災害査定設計（河川） （総合単価）	
	災害査定設計（河川） （積上積算）	
	災害実施図面等作成 （道路・河川） （総合単価）	査定決定を受けた設計書を基に、工事発注のための実施設計書作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦横断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。
	災害実施図面等修正 （道路・河川） （積上積算）	査定決定を受けた朱書き修正以外の修正が必要な設計書について、工事発注のために必要な図面修正（計画平面図、計画縦横断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。

第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛

第1節 測量業務標準歩掛

1-1 現地打合せ協議

(10箇所当り)

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
現地打合せ協議 (SH801)	0.75	1.0					

1-2 基準点設置測量

G N S S測量機を用いるネットワーク型R T K測量（単点観測法）を利用して基準点（新点）の設置を行う。

(20点当り)

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
基準点設置測量 (SH837)	2.0	2.0	2.0		2.5%	2.5%	2.5%

(注) 1. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

1－3 平面測量（見取り）

本歩掛の適用範囲は、箇所延長 15m 程度以下とする。

トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。

（10箇所当り）

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
平面測量（見取り） （道路・河川） （SH803）		1.5	1.5	1.5	6.0%	0.5%	2.0%

（注） 1．機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

1－4 平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕）

本歩掛の適用範囲は、箇所延長 50m 程度以下とする。

トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。

（10箇所当り）

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕） （道路・河川） （SH805）		2.0	2.0	4.0	10.0%	2.0%	3.0%

（注） 1．機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

1－5 平面測量

被災箇所状況をトータルステーションを用いて測量し、台帳等の既存データ（CAD、T I F F等）を活用して平面図を作成する。

台帳等の既存データがない場合にも適用する。

（千m²当り）

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
平面測量 （SH839）	0.5	1.5	0.5		7.5%	0.5%	3.0%

（注） 1．機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

2．作業量の補正にあたり、本表の標準歩掛に対して表1－1の補正係数を乗じるものとする。

表1－1

測量面積	500m ² 未満/箇所
補正係数	0.5

1－6 縦断測量

直接水準測量または間接水準測量に適用する。

（100m当り）

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
縦断測量 （SH841）	0.15	0.15	0.11		2.5%		3.0%

（注） 1．機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

1－7 横断測量

直接水準測量または間接水準測量に適用する。

(10断面当り)

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
横断測量 (SH843)	2.06	2.12	1.36		2.5%		3.0%

(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

2. 作業量の補正にあたり、本表の標準歩掛に対して表1－2の補正係数を乗じるものとする。

表1－2

測 量 幅	45m未満	45m以上 75m未満	75m以上 95m未満	95m以上 105m未満
補正係数	1.0	1.2	1.5	2.0

1－8 ポール横断測量

本歩掛の適用範囲は、測量幅 45m 未満とする。

(10断面当り)

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
ポール横断測量 (道路) (SH807)		1.0	2.0	1.0	3.0%		3.0%
ポール横断測量 (河川) (SH809)		1.0	2.0	2.0	3.0%		3.0%

(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

1－9 被災写真の撮影・整理

(10断面当り)

作業区分	直接人件費					機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	軽作業員			
被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)		1.0	2.0	2.0		3.0%		3.0%
被災写真の撮影・整理 (道路) (ポール測量) (SH813)		1.0	2.0	3.0		3.0%		3.0%
被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)		1.0	2.5	2.5			2.0%	3.0%
被災写真の撮影・整理 (河川) (ポール測量) (SH817)		1.0	3.0	3.0		2.5%		3.0%

- (注) 1. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。
2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。
3. 無人航空機〔UAV〕を用いる場合もトータルステーション・GPS等測量の作業区分を適用する。

1－10 河川環境特性整理票（A表）作成

（10箇所当り）

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
河川環境特性整理票（A表）作成 （SH819）	2.0	3.2			2.0%		2.0%

（注） 1．機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

1－11 設計流速算定表（B表）作成

（10断面当り）

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
設計流速算定表（B表）作成 （SH821）	1.0	1.5			2.0%		3.0%

（注） 1．機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

2．断面数は、設計流速算定に用いる検討断面数を計上する。

1－12 河川環境特性整理票（A表）（省略版）作成

（10箇所当り）

作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
河川環境特性整理票（A表）（省略版）作成 （SH823）	1.0	1.0			2.0%		1.0%

（注） 1．機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。

第2節 設計業務標準歩掛

2-1 災害査定設計

被災した道路管理施設及び河川管理施設について、個別の安定計算を必要とせず、標準設計や経験に基づく設計を使用する工種で原形復旧（原形機能復旧）するものに適用する。

「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローで対応できず、比較検討並びに安定計算等の詳細な設計が必要な場合は、**設計業務等標準積算基準書**等により別途計上する。

次の（１）～（６）に示す箇所については、適用しない。

- （１） 地すべり対策工法を実施する箇所
- （２） 橋梁、高架構造物、トンネルに係る箇所
- （３） 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所
- （４） 特殊な工法を実施する箇所
- （５） 改良復旧を実施する箇所
- （６） その他 個別の安定計算を必要とする工種
（耐震設計を必要とする擁壁工、アンカー工等）

なお、砂防設備の流路工（護岸工、床固工、帯工、護床工）には河川の作業区分を適用するが、堰堤工、流木対策工には適用しない。

（１０断面当り）

作業区分	直接人件費				直接経費
	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料
災害査定設計（道路）（総合単価） （ SH825 ）			2.0	3.0	2.0%
災害査定設計（道路）（積上積算） （ SH827 ）			3.0	5.0	2.0%
災害査定設計（河川）（総合単価） （ SH829 ）			3.0	4.0	2.0%
災害査定設計（河川）（積上積算） （ SH831 ）			4.0	6.0	2.0%

- （注） １． 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の２％を計上する。
- ２． 河川については、片岸は１断面、両岸は２断面として断面数を算出する。
- ３． 原形復旧（原形機能復旧）に必要な工種の設計は全て含む。
- ４． 仮設計画（安定計算を必要としないものに限る）を含む。
- ５． 査定時の朱書き修正は含むが、査定決定後の実施図面への修正は含まない。
- ６． 打合せ協議を含む。

2-2 災害実施図面等作成

(10断面当り)

作業区分	直接人件費				直接経費
	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料
災害実施図面等作成（道路・河川） （総合単価） （ SH833 ）			1.0	2.0	2.5%

（注） 1．電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2.5%を計上する。

2．河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

2-3 災害実施図面等修正

(10断面当り)

作業区分	直接人件費				直接経費
	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料
災害実施図面等修正（道路・河川） （積上積算） （ SH835 ）			1.25	1.25	2.0%

（注） 1．電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。

2．河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

第 12 編 砂防関係業務

第 1 章 砂防工事等に伴う 調査設計業務委託歩掛

1 適用範囲

本歩掛は、山口県が発注する砂防メンテナンス工事のための既存施設の調査、対策工法検討の業務委託（以下、「砂防メンテ」という。）、砂防工事のための溪流調査、資料作成等に適用する。

2 業務委託費

業務委託費については、**設計業務等標準積算基準書**の地質調査業務、土木設計業務等積算基準を適用する。

3 業務内容

(1) 資料整理（砂防メンテ）

対象溪流についての既存資料（緊急点検結果、砂防ボランティアによる点検結果、既存報告書、砂防台帳 等）の整理を行う。

(2) 現地踏査（砂防メンテ）

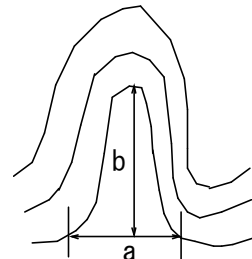
対象溪流において、資料整理結果を踏まえ、既設設備の変状内容およびその他周辺状況（地形・地質状況）を把握するための現地踏査を行う。

(3) 溪流調査（共通）

ア 流域図作成（1 溪流あたり）

既存の地形図・土砂法数値地図（土砂災害防止法に使用する数値地図 縮尺 1/2, 500）等に対象流域範囲・保全対象・流域面積の値（計画基準点ならびに補助基準点より上流）・谷地形（0 次谷含む）を示すこと。

谷次数の考え方については、山口県砂防技術基準を参考にすること。



イ 移動可能土砂量調査・立木幅調査

アの流域図により、計画基準点から上流に向かって、本溪流および支溪の最遠点まで、溪流幅、移動可能土砂幅・深さ、立木幅を測定すること。

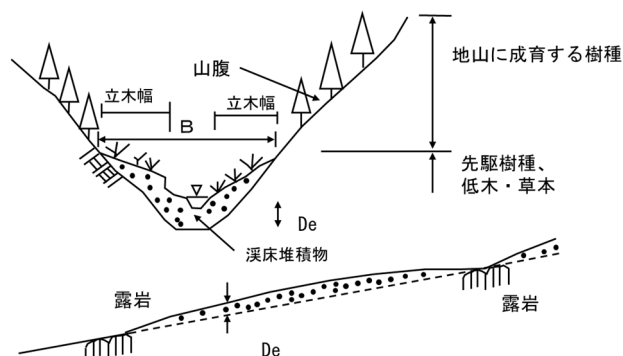
谷次数が変化しない場合は、その範囲の形状および特性を表す 1 地点のみの調査を基本とすること（ただし、大幅に移動可能土砂量・立木幅が異なる地点がある場合、最小限の範囲で追加調査することは差し支えない）。また、谷次数が変化する度に、1 地点追加調査を行うこと。

測定は、リボンテープ、ロッド、ポール、スタッフ等の簡単な器具で行い、土砂の深さは、簡易貫入試験や鉄筋等の打ち込みによる確認を行うが、転石等により測定不可能である場合は、前後の状況を考慮すること。各地点における調査結

果は、見取り横断図、写真等で整理するものとし、立木幅についても測量を行うものとする。

現地確認の結果、地形図・土砂法数値地図等において0次谷を呈しているが、谷地形を呈していない場合は、現地写真を撮影し、移動可能土砂量・立木幅調査を省略する。

移動可能土砂量の算定とは、右図において幅Bと堆積厚Deを計測することである。



ウ 巨礫粒径調査（1 溪流あたり）

堰堤計画地点より上流及び下流各々約 200m 間の溪流において巨礫粒径調査を行う。調査は 200 個以上の巨礫について、地表面で確認できる 2 辺（深さ方向を除く）を測定し平均値を礫径とする。さらに、この礫径について累加曲線を作成し、累積値の 95%に相当する礫径を最大礫径(d95)、累積値の 80%に相当する礫径を最多礫径（d80）、累積値の 50%に相当する礫径を平均礫径(d50)とする。礫径は 10cm 単位で示す。

エ 流木サンプリング調査（1 箇所あたり）

流木量を算定するため、10m×10m の範囲において、樹木の胸高直径・高さについて調査する。サンプリング場所は流域内の林相を反映した場所とする。溪流に近接した場所が望ましいが、溪流をまたぐようなサンプリング範囲とはしない。

(4) 変状調査（砂防メンテ）

既設設備（主に堰堤、前庭保護工）の亀裂、破損等の変状の調査を行い、損傷図（スケッチ）を作成する。また、損傷状況をポール、クラックスケール等簡易な測定器具を用いて写真に記録する。

なお、歩掛は、面積あたりのものであり、その面積は、水平もしくは鉛直投影面積とする。

(5) 地質調査（砂防メンテ）

既存設備の根入れや支持地盤を把握するために、堰堤位置のボーリング調査を行う（φ66、鉛直下方、50m 以下）。調査孔はセメントモルタル等を用いて適切に復旧する。

ボーリング機械の運搬、仮設については、標準歩掛にて別途計上すること。

(6) 材料試験（砂防メンテ）

既存設備の材料特性を把握するために、材料試験を行う。

ア コア採取・復旧

室内試験を行うためにコア採取（供試体作成を含む）を行い、調査孔はセメントモルタル等を用いて適切に復旧する。

採取するコアは圧縮強度試験、密度試験の供試体を作成できる大きさのものとする。なお、足場等の仮設、機械経費については、歩掛に含まれる。

イ 圧縮強度試験

採取したコアの一軸圧縮強度を測定する（JIS A 1107 コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）。

ウ 密度試験

採取したコアの密度を測定する（JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸収率試験に準ずる）。

(7) 対策工設計（砂防メンテ）

既存設備を有効活用し、現在の基準に対して安定性や機能を満足する設備へ改築する工法（増厚、ひび割れ注入等）の詳細設計を行う。

なお、対象の施設は、堤高 15m 未満を想定している。

ア 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

イ 基本事項決定

現地条件を確認し、設計に必要な基本事項（地質条件、設計条件、環境条件等）の決定を行う。

ウ 比較案作成

決定した基本事項に基づき、対策工法を選定し比較案を作成する（3 案程度）。

エ 施設設計（本堰堤工）

立案した比較案に対して設計し、図面作成等を行う。

オ 概算工事費

比較案それぞれに対して概算工事費を算定する。

カ 最適案の選定

比較３案に関する検討結果をまとめ、最適案を選定する。

キ 施設設計（副堰堤工）

副堰堤工に損傷がある場合に、補修工法を計画し、図面作成等を行う。

※垂直壁も副堰堤工に準じる

ク 施設設計（水叩き工）

水叩き工に損傷がある場合に、補修工法を計画し、図面作成等を行う。

ケ 施設設計（側壁護岸工）

側壁護岸工に損傷がある場合に、補修工法を計画し、図面作成等を行う。

※片岸・両岸問わない

コ 施設設計（床固工）

床固工に損傷がある場合に、補修工法を計画し、図面作成等を行う。

サ 施工計画検討

最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、施工計画を作成するとともに、仮設工、転流工の検討を行う。

シ 数量計算

数量計算を実施し、数量計算書を作成する。

ス 照査

照査技術者により照査を行う。

(8) 報告書作成（砂防メンテ）

以上の成果を報告書に取りまとめる。

(9) 砂防指定地申請資料作成（通常砂防）

下記の資料を作成する。構造協議完了後、詳細設計業務中に作成する事を想定している。

- ・砂防指定地編入申請書
- ・指定理由調書
- ・土地調書（区域の表示、面積）
- ・位置図

- ・流域図
- ・実測平面図
- ・写真（全景写真、主要地点の写真及び写真位置図）
- ・不動産登記簿
- ・不動産登記法 17 条に規定する地図

なお、用地関係の資料が揃わず記入できない項目は空欄での納品とする。

(10) 砂防設備台帳作成（通常砂防）

下記の資料を作成する。構造協議完了後、詳細設計業務中に作成する事を想定している。

D : 砂防ダム台帳

DD : 管理用道路台帳

H : 砂防指定地平面図

HS : 詳細平面図

P : 状況写真表（※工事前のため、写真の貼り付けはせず、項目のみの入力）

S : 砂防設備台帳

Z : 図表

なお、工事前であるため、現地での計測はせず、設計資料を基に台帳を作成する。

4 直接人件費

(1) 資料整理（砂防メンテ）（SH901）

代価表 1

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	1.0	
主任地質調査員		人	1.0	
地質調査員		人	1.0	

(2) 現地踏査（砂防メンテ）（SH903）

代価表 2

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	2.0	
主任地質調査員		人	-	
地質調査員		人	2.0	

(3) 溪流調査（砂防メンテ、全計作成）

ア 流域図作成（SH905）

代価表 3

（1 溪流あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	1.0	
主任地質調査員		人	1.0	
地質調査員		人	1.0	

イ 移動可能土砂量・流木幅調査（SH907）

代価表 4

（10 断面あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	10.0	
主任地質調査員		人	10.0	
地質調査員		人	10.0	

ウ 巨礫粒径調査（SH909）

代価表 5

（1 溪流あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	-	
主任地質調査員		人	3.0	
地質調査員		人	3.0	

エ 流木サンプリング調査（SH911）

代価表 6

（10 箇所あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	5.0	
主任地質調査員		人	5.0	
地質調査員		人	-	

(4) 変状調査（砂防メンテ）（SH913）

代価表 7

（100m2 あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	2.0	
主任地質調査員		人	2.0	
地質調査員		人	2.0	
諸雑費	高圧洗浄機損料、テープ等	%	3.0	直接人件費×率

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

(5) 地質調査 コンクリートボーリング（砂防メンテ）（SH915）

代価表 8

（10m あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	2.0	
主任地質調査員		人	2.0	
地質調査員		人	2.0	
諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	30.0	直接人件費×率

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

(6) 材料試験（砂防メンテ）

ア コア採取・復旧（SH917）

代価表 9

（10 試料あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	1.5	
主任地質調査員		人	1.5	
地質調査員		人	1.5	
諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	30.0	直接人件費×率

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

イ 圧縮強度試験（SH919）

代価表 10

（10 個あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	0.1	
主任地質調査員		人	－	
地質調査員		人	1.5	
諸雑費	試験機・天秤・ノギス等損料	%	40.0	直接人件費×率

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

ウ 密度試験（SH921）

代価表 11

（10 個あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	0.1	
主任地質調査員		人	－	
地質調査員		人	1.5	
諸雑費	乾燥機・天秤等損料	%	40.0	直接人件費×率

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

(7) 対策工設計（砂防メンテ）

ア 設計計画（SH923）

代価表 12

（1 式あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	0.5	
技師（A）		人	1.5	
技師（B）		人	1.5	

イ 基本事項決定（SH925）

代価表 13

（1 式あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	1.0	
技師（A）		人	1.5	
技師（B）		人	1.0	

ウ 比較案決定（SH927）

代価表 14

（1 基あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	-	
技師（A）		人	0.5	
技師（B）		人	2.0	
技師（C）		人	2.0	
技術員		人	-	

エ 施設設計（本堰堤工）（SH929）

代価表 15

（1 基あたり）

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	0.5	
技師（A）		人	2.0	
技師（B）		人	2.0	
技師（C）		人	4.5	
技術員		人	4.5	

オ 概算工事費（SH931）

代価表 16

(1 基あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	－	
技師（A）		人	－	
技師（B）		人	0.5	
技師（C）		人	2.0	
技術員		人	2.0	

カ 最適案の選定（SH933）

代価表 17

(1 基あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	0.5	
技師（A）		人	1.0	
技師（B）		人	1.0	

キ 施設設計(副堰堤工)（SH945）

代価表 18

(1 基あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	－	
技師（A）		人	0.5	
技師（B）		人	2.0	
技師（C）		人	3.0	
技術員		人	3.0	

ク 施設設計(水叩き工)（SH947）

代価表 19

(1 箇所あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	－	
技師（A）		人	－	
技師（B）		人	0.5	
技師（C）		人	0.5	
技術員		人	1.0	

ケ 施設設計(側壁護岸工) (SH949)

代価表 20

(1 箇所あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	-	
技師 (A)		人	-	
技師 (B)		人	0.5	
技師 (C)		人	1.0	
技術員		人	1.0	

コ 施設設計(床固工) (SH951)

代価表 21

(1 箇所あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	-	
技師 (A)		人	-	
技師 (B)		人	1.0	
技師 (C)		人	1.5	
技術員		人	1.0	

サ 施工計画検討 (SH935)

代価表 22

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	-	
技師 (A)		人	1.0	
技師 (B)		人	2.0	
技師 (C)		人	2.0	
技術員		人	1.0	

シ 数量計算 (SH937)

代価表 23

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	-	
技師 (A)		人	-	
技師 (B)		人	3.0	
技師 (C)		人	4.0	
技術員		人	5.0	

ス 照査（SH939）

代価表 24

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	0.5	
技師（A）		人	1.5	
技師（B）		人	1.0	

(8) 報告書作成（砂防メンテ）（SH943）

代価表 25

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	1.0	
技師（A）		人	2.0	
技師（B）		人	3.0	
技師（C）		人	2.0	
技術員		人	1.0	

(9) 砂防指定地申請資料作成（SH953）

代価表 26

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	0.5	
技師（A）		人	1.0	
技師（B）		人	1.5	
技師（C）		人	2.0	
技術員		人	-	

(10) 砂防設備台帳作成（SH955）

代価表 27

(1 式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
主任技師		人	-	
技師（A）		人	0.5	
技師（B）		人	1.0	
技師（C）		人	2.0	
技術員		人	3.0	

第 13 編 港湾関係業務

第1章 総則

1. 業務価格

業務価格は、業務関係標準積算基準書（山口県運用版）第1章②2（5）による。

2. 旅費

「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国家公務員等の旅費支給規程」を「山口県一般職の職員等の旅費に関する条例」に読み替えて適用する。

3. 材料費

単価の決定は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「設計計上資材単価決定要領」による。

4. 船舶および機械器具の借上費

一般管理費等は、港湾請負工事積算基準を適用し、業務委託において船舶および機械器具の借上費を計上する場合、一般管理費等率の補正は行わない。（補正係数 1.00）

5. 平水区域

平水区域は日本小型船舶検査機構の平水区域及び沿岸区域を参照のこと。

（日本小型船舶検査機構のウェブサイト URL：<http://jci.go.jp/areamap/heisuiengan.html>）